

第3期
大山崎町地域福祉計画・
自殺対策計画

～絆でむすぶ 笑顔あふれる 福祉のまち～

令和5（2023）年3月

大山崎町

は じ め に

本町では、平成30年3月に「第2期大山崎町地域福祉計画」を策定し、「絆でむすぶ 笑顔あふれる 福祉のまち」を基本理念に掲げ、地域の全ての人々が主役となり、地域とのつながりを持ちながら幸せで笑顔になれるまちの実現を目指し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

現在は全国的に、価値観の多様化や少子高齢化、核家族化の進行等により、地域における人と人のつながりは希薄化が進み、子育ての不安や介護の悩み、孤立、虐待などの問題も深刻化しています。また、令和2年頃から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症は、かつてない規模で私たちの生活に影響を与えています。



本町においては人口は増加傾向にあり、子育て世帯の増加に伴い高齢化率は低下しています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等により孤独に陥りやすく、隣近所との付き合いなど地域での交流の希薄化を感じる人が多くなっており、町内会・自治会の加入率の減少や担い手不足が進むなど、より多様な人の地域への参加とそれにつながるきっかけづくりを進めていく必要があります。また、わが国の最近の自殺者数は2万1千人を超えており、先進国水準より依然高い状況にあります。

このような中、高齢者や障がいのある人、子ども・子育て世代を始め、すべての人が暮らしやすいまちづくりを目指すため、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第3期大山崎町地域福祉計画・自殺対策計画」を策定いたしました。

本計画では、町総合計画などの個別計画と整合性を図りながら、住民一人ひとりが地域の課題を「我が事」として受け止め「みんなで担う」仕組みづくりを進めていくこととしております。また、地域のつながりが弱体化しつつある中、地域を基盤とする支援体制などを一体的に活用し、自殺対策を包括的かつ効果的に推進するために、地域福祉計画と自殺対策計画を一体的に策定しております。

この計画を基に、地域福祉の推進と命を守る取り組みに一層の努力をしてまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご協力をいただきました策定委員会の皆様をはじめ、アンケートやワークショップ等で貴重なご意見をお寄せいただきました多くの皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和5年3月

大山崎町長 前川 光

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画策定の体制.....	3
第2章 大山崎町を取り巻く現状と課題	4
1. 統計データに見る地域特性の整理.....	4
（1）人口・世帯の推移.....	4
（2）高齢者の状況.....	5
（3）障がいのある人の状況.....	7
（4）子どもの状況.....	8
（5）生活保護世帯の状況.....	9
（6）外国人の状況.....	9
（7）地域福祉の担い手等の状況.....	10
（8）自殺の状況.....	10
2. 住民の意識・動向の整理（住民アンケート調査結果の整理）.....	15
（1）住民アンケート調査の概要.....	15
（2）住民アンケート調査結果.....	17
3. 担い手の意識・動向の整理（関係団体アンケート調査結果の整理）.....	30
（1）関係団体アンケートの概要.....	30
（2）関係団体アンケート調査の結果.....	31
4. ワークショップ結果の概要.....	34
（1）ワークショップの実施概要.....	34
（2）ワークショップの結果.....	35
5. 地域福祉を推進するにあたっての課題整理.....	38
（1）「第2期大山崎町地域福祉計画」の取り組みを踏まえた課題の整理.....	38
（2）「第1期大山崎町自殺対策計画」の取り組みを踏まえた課題の整理.....	45
第3章 計画の基本的な考え方	49
1. 計画の基本理念.....	49
2. 計画の基本目標.....	50
3. 施策の体系.....	53
第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み	54
基本目標1 地域・福祉を「我が事」に変え、興味・関心を向上させる意識づくり.....	54
基本目標2 地域での一歩を後押し、交流を促進する仕組みづくり.....	56
基本目標3 地域・福祉の担い手の負担軽減と新たな担い手の確保・育成.....	58
基本目標4 地域福祉活動への積極的な支援と地域でのネットワークづくり.....	60
基本目標5 包括的な相談支援体制の構築・強化と効果的な情報提供・発信、共有の仕組みづくり.....	62

基本目標6 権利擁護に向けた取り組みの充実.....	64
基本目標7 安全で安心して暮らせる環境づくり.....	65
基本目標8 地域の力で「生きることの包括的な支援体制」づくり.....	67
第5章 計画の推進.....	70
1. 計画の進捗管理と評価.....	70
2. 庁内における計画の推進.....	70
3. 京都府や国との連携の強化.....	70
資料編.....	71
1. 大山崎町地域福祉計画・自殺対策計画策定委員会設置要綱.....	71
2. 大山崎町地域福祉計画策定委員会名簿.....	73
3. 計画の策定経過.....	74
4. 住民アンケート調査結果（単純集計）.....	75
5. 用語解説.....	99

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国では、価値観の多様化や少子高齢化、核家族化の進行等により、地域における人と人のつながりは希薄化が進み、子育ての不安や介護の悩み、孤立、虐待等の問題も深刻化しています。このような中、令和2（2020）年頃から新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、我が国においても感染拡大の防止策として長期間にわたって行動の制限や自粛が求められ、子どもから高齢者まで多くの人びとの暮らしに様々な影響が及んでいます。コロナ禍をきっかけとして社会的孤立*の深刻化、失業・減収した人の増加、住まいを失う人の増加、高齢者の虚弱化の進行・認知機能の低下、外出自粛による健康寿命の低下等の様々な生活・福祉課題が顕在化しており、誰もが住み慣れた地域で安心して生活が続けられる豊かな地域社会の実現に向けて、あらゆる主体が力をあわせ、より一層地域福祉活動の充実や活性化に取り組んでいく必要があります。

安全に安心して暮らせる社会の実現は、あらゆる人々の共通の願いです。一方で、地域には様々な不安や悩みを抱え、行政や専門機関からの支援や、地域の手助けや見守り等を必要とする人も多くいます。このような人々を誰一人取り残すことなく地域に包摂していくためには、あらゆる人々が地域の課題を「我が事」として受け止め、連携・協働し解決していく仕組みづくりが必要です。また、様々な分野に関係する複合的な悩みを抱える人も多く、分野横断的な包括的・重層的な対応が求められています。そして、誰もが幸せを実感できるよう、これらを「生きることの包括的な支援」として推進し、誰も自殺に追い込まれることのないまちを実現していかなければなりません。

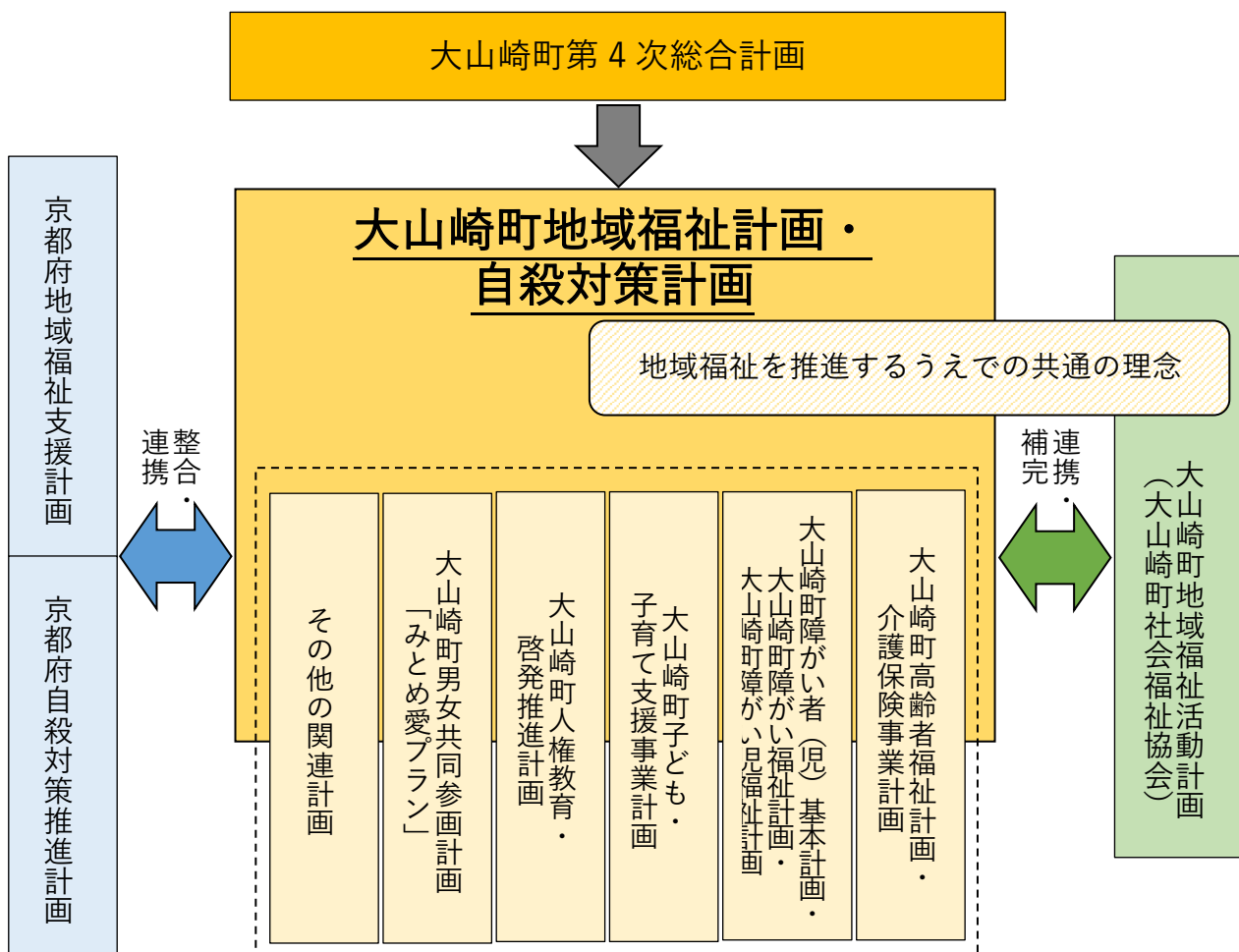
現在の我が国の自殺者数は年間2万人台にまで減少していますが、コロナ禍の影響等によって令和2（2020）年の自殺者数が11年ぶりに前年を上回り、令和3（2021）年の自殺者数も同水準で推移する深刻な状況となっています。

このような社会状況を踏まえ、本町では地域福祉の推進を生きることの包括的な支援として捉え直し、これまで個別に策定してきた「地域福祉計画」と「自殺対策計画」を今期より一体的に策定します。自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、個人の自由な意思や選択の結果ではありません。自殺対策の重要性を社会全体で認識し、生きることの包括的な支援に取り組んでいくことが大切であり、そのためには住民一人ひとりが地域の課題を「我が事」として受け止め「みんなで担う」仕組みづくりとして地域福祉を推進していくことが重要です。

自殺対策を含む新たな地域福祉計画として、本町の地域福祉を取り巻く現状や課題、地域住民や活動団体のニーズ、国の動向等を踏まえながら、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度を計画期間とする「第3期大山崎町地域福祉計画・自殺対策計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。また、「大山崎町第 4 次総合計画」を上位計画として、地域福祉を具体化する計画に位置づけられます。
- 本計画は、自殺対策計画を含む計画として策定することから、自殺対策基本法第 13 条に基づく「市町村自殺対策計画」にも位置付けられます。
- 本計画は、高齢者や障がいのある人、子ども・子育て世代等の対象者別や分野別の個別計画[※]と整合性を図りながら、一人ひとりの暮らしの基盤である「地域」に着目し、対象者を限定することなく、すべての人が暮らしやすいまちづくりのために地域福祉の基本理念や基本目標、行政の取り組みの方向性等を定めるものです。
- 本計画は、すべての住民、地域で活動する様々な団体や企業・事業所、機関等のあらゆる主体がそれぞれに役割を持って連携・協働していくための基本計画となります。



※ 「大山崎町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「大山崎町障がい者（児）基本計画・大山崎町障がい福祉計画」「大山崎町子ども・子育て支援事業計画」「大山崎町人権教育・啓発推進計画」「大山崎町男女共同参画計画」等のことです。これらの個別計画では、施設の整備状況やサービス量等を数値目標として設定し、その達成に向けた具体的な取り組みを示しています。

3. 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間です。
- 福祉をはじめ、様々な生活関連の分野における社会情勢の変化や関連する福祉サービス・制度等の動向、住民や関係団体・機関等のニーズ等に対応するため、必要に応じて計画の内容を見直します。

4. 計画策定の体制

- 本計画の策定にあたり、福祉関係者や学識経験者等で構成する「大山崎町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容の検討を行いました。
- 計画策定の過程において住民や関係団体等の実態や意見、ニーズを把握し、計画に反映するため、住民アンケート調査や関係団体アンケート調査を行いました。また、多様な住民の参加を図るため、地域福祉の担い手の方々の参加を得てワークショップ*を開催しました。
- 庁内の関係各課にヒアリング等を実施し、地域福祉に関する本町の現状・課題等の共有を図るとともに、関係する施策・事業の状況把握や今後の方向性等の整理・検討等を進めました。

第2章 大山崎町を取り巻く現状と課題

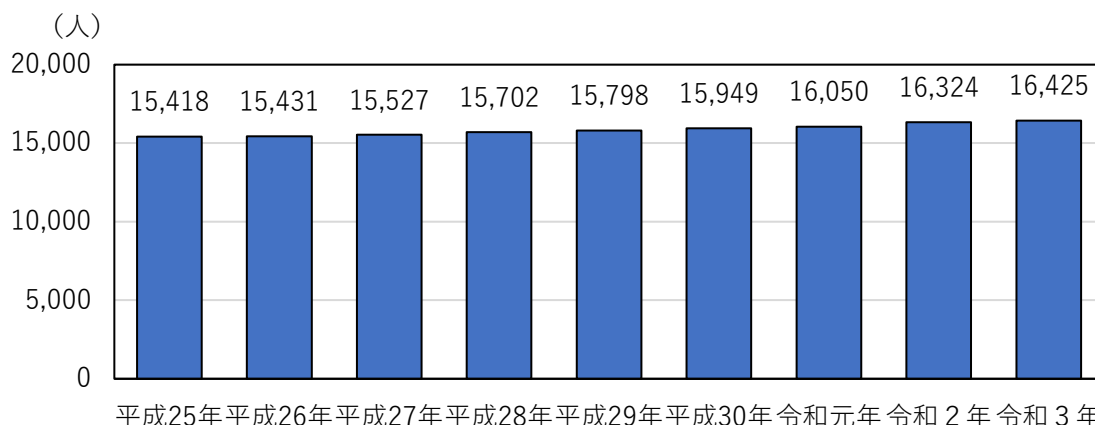
1. 統計データに見る地域特性の整理

(1) 人口・世帯の推移

① 総人口の推移

本町の総人口の推移をみると、平成 25（2013）年は 15,418 人、令和 3（2021）年は 16,425 人となっており、増加傾向にあります。

図 総人口の推移

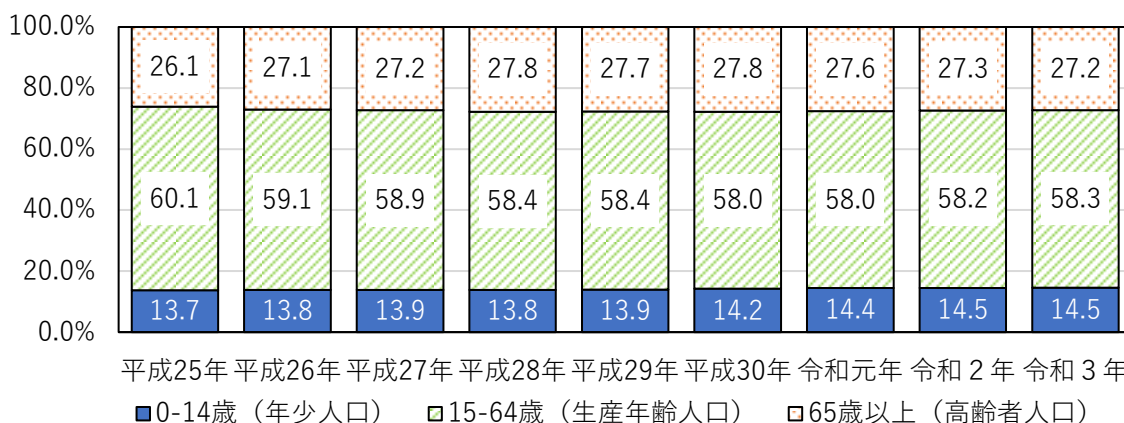


資料：住民基本台帳（各年 9 月末日現在）

② 年齢 3 区分別人口構成比の推移

年齢 3 区分別人口構成比の推移をみると、0-14 歳の年少人口と 65 歳以上の高齢者人口の比率はわずかに増加傾向となっており、令和 3（2021）年と平成 25（2013）年を比べると、年少人口は 0.8 ポイント、高齢者人口は 1.1 ポイント増加しています。一方、15-64 歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、1.8 ポイント少なくなっています。

図 年齢 3 区分別人口構成比の推移



平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年

■ 0-14歳（年少人口） □ 15-64歳（生産年齢人口） ▨ 65歳以上（高齢者人口）

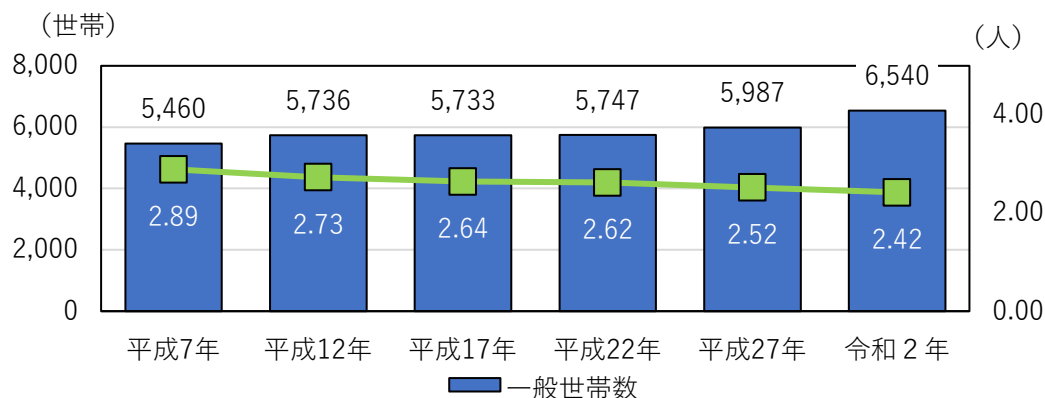
資料：住民基本台帳（各年 9 月末日現在）

③一般世帯数と1世帯あたりの人員の推移

一般世帯数の推移をみると、平成7（1995）年は5,460世帯、令和2（2020）年は6,540世帯となっており、1,000世帯ほど増加しています。

一方、1世帯あたり人員の推移をみると、平成7（1995）年の2.89人から令和2（2020）年の2.42人へと年々減少しており、世帯規模の縮小が進んでいることがわかります。

図 一般世帯数と1世帯あたりの人員の推移



※ 一般世帯数とは、次のものをいいます。

- 1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- 2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋等に下宿している単身者
- 3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮等に居住している単身者

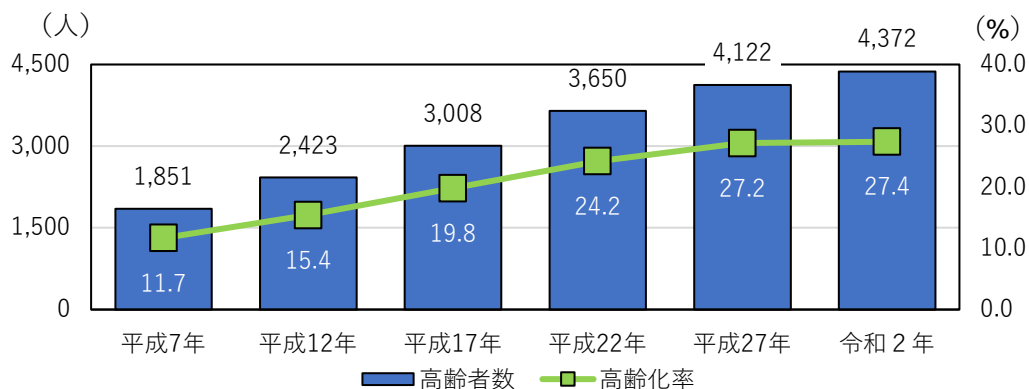
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

（2）高齢者の状況

①高齢者数と高齢化率の推移

高齢者数の推移をみると、平成7（1995）年は1,851人、令和2（2020）年は4,372人となっており、増加傾向にあります。また、総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）も増加しており、令和2（2020）年は27.4%と4人に1人以上が高齢者となっています。

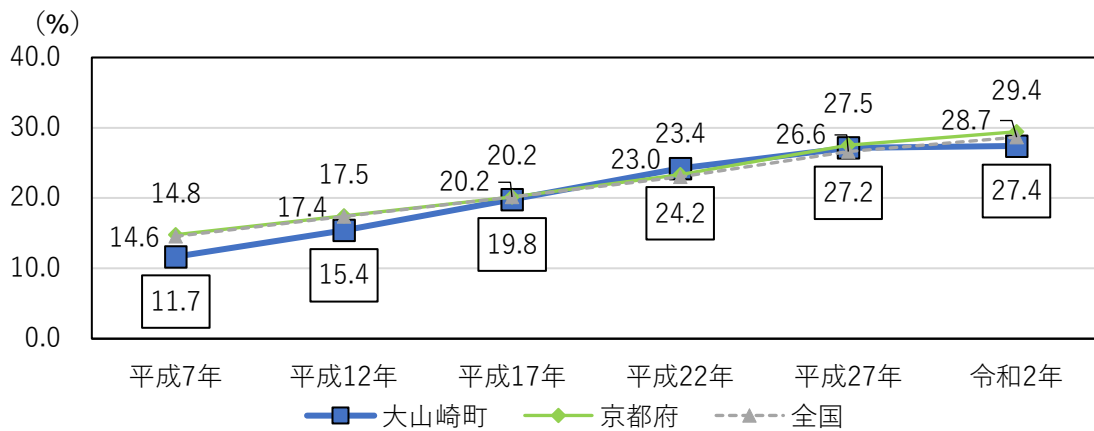
図 高齢者数と高齢化率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

高齢化率を京都府や全国と比較すると、平成 17 (2005) 年から平成 27 年にかけて京都府、全国と同水準で推移してきました。令和 2 (2020) 年の本町の高齢化率は 27.4%で、平成 27 年 (27.2%) から横ばいで推移したこともあり、京都府や国と比べて低い割合となっています。

図 高齢化率の推移と比較



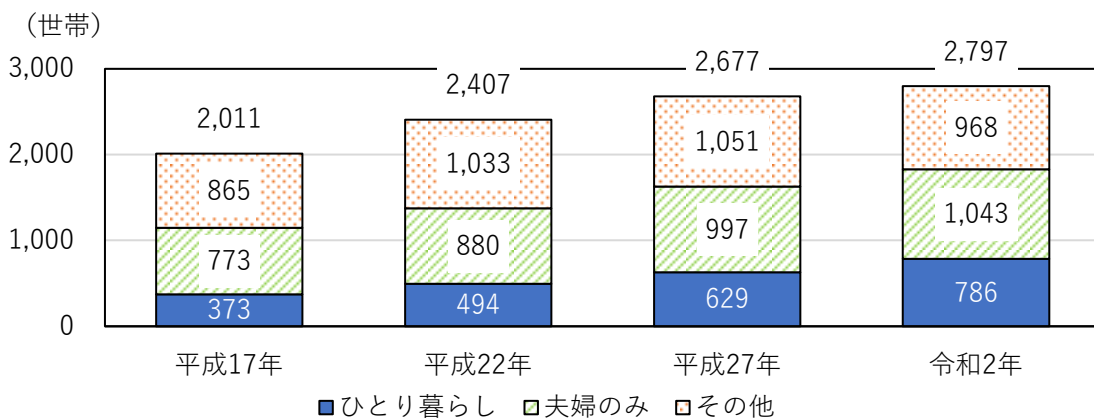
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

②高齢者世帯の状況

65 歳以上の高齢者のいる一般世帯の推移をみると、総数は増加傾向にあり、平成 17 (2005) 年の 2,011 世帯から令和 2 (2020) 年の 2,797 世帯へと 800 世帯近く増えています。一般世帯全体 (6,540 世帯) に占める高齢者のいる世帯の割合は、令和 2 (2020) 年は 42.8% となっています。

また、高齢者のひとり暮らし世帯も増加傾向にあり、令和 2 (2020) 年には 786 世帯で高齢者のいる世帯全体の 28.1% を占めています。

図 高齢者のいる一般世帯の推移

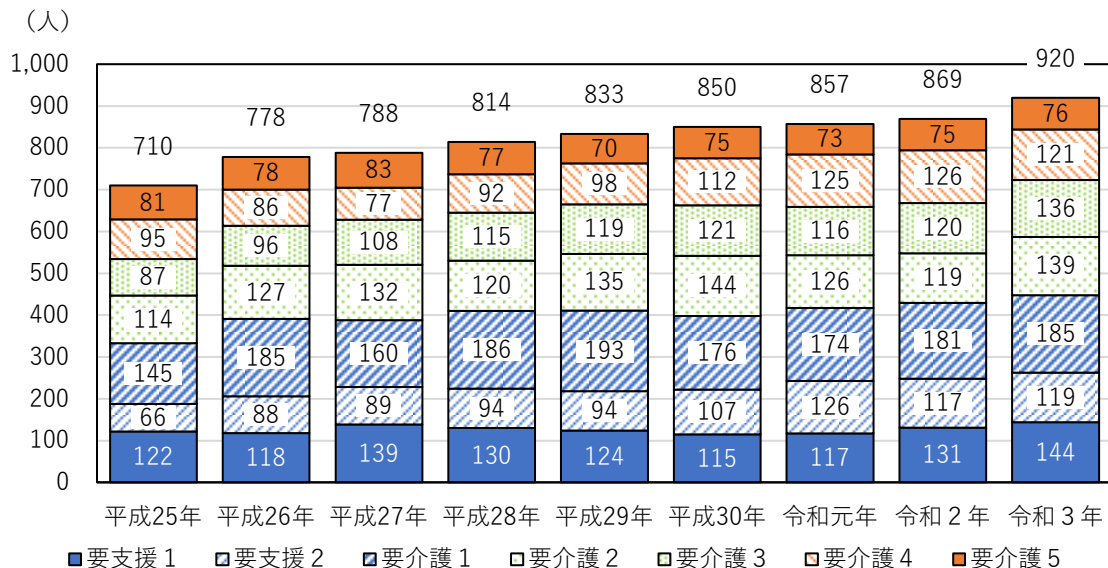


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

③要介護等認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者数は増加傾向にあり、平成 25（2013）年から令和 3（2021）年にかけて 200 人以上増加しています。要介護度別にみると、要支援 5 を除くすべての介護で増加がみられ、平成 25（2013）年から令和 3（2021）年にかけて軽度者（要支援および要介護 1）は 1.3 倍、中度者（要介護 2、3）は 1.4 倍となっています。

図 要支援・要介護認定者数の推移

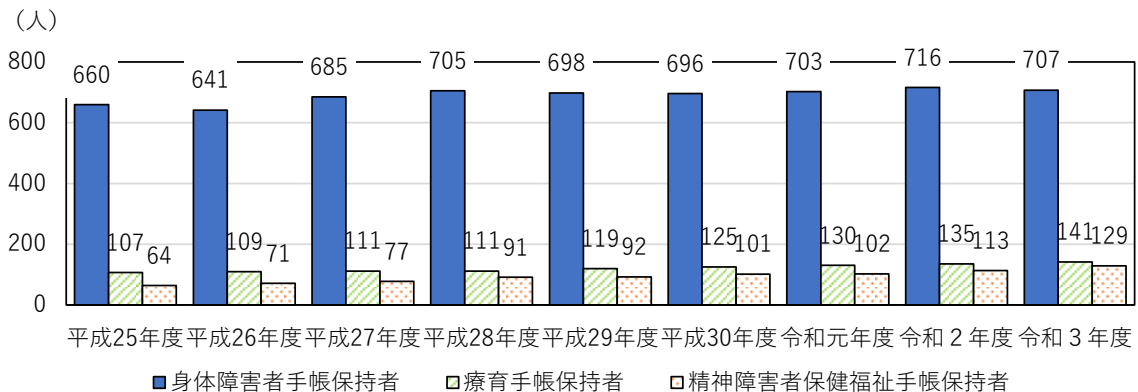


資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月末日現在）

（3）障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、各年度「身体障害者手帳保持者」が最も多く、その数は平成 25（2013）年度の 660 人から令和 3（2021）年度の 707 人へと増加しています。次いで多いのは「療育手帳保持者」で、増加傾向となっており、令和 3（2021）年度は 141 人となっています。「精神障害者保健福祉手帳所持者」も増加傾向にあり、令和 3（2021）年度は 129 人で平成 25（2013）年度の 2.0 倍となっています。

図 障害者手帳所持者数の推移



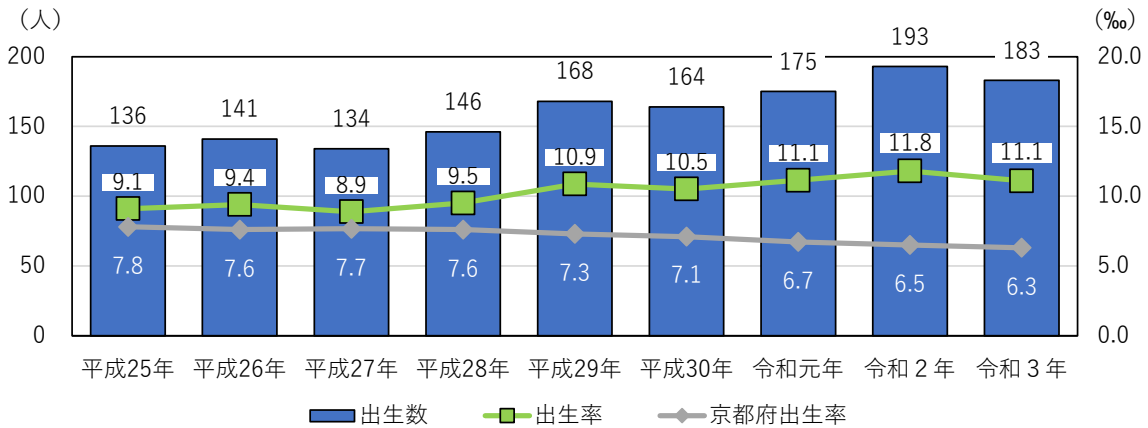
資料：大山崎町福祉課（各年度末現在）

(4) 子どもの状況

①出生数と出生率の推移

出生数の推移をみると、平成25(2013)年の136人から令和3(2021)年の183人へと増加傾向をたどっています。また、出生率(人口1,000人あたりの出生数)は、京都府が減少傾向にあるのに対し本町は増加傾向となっており、令和3(2021)年は11.1%(パーミル)となっています。

図 出生数と出生率の推移



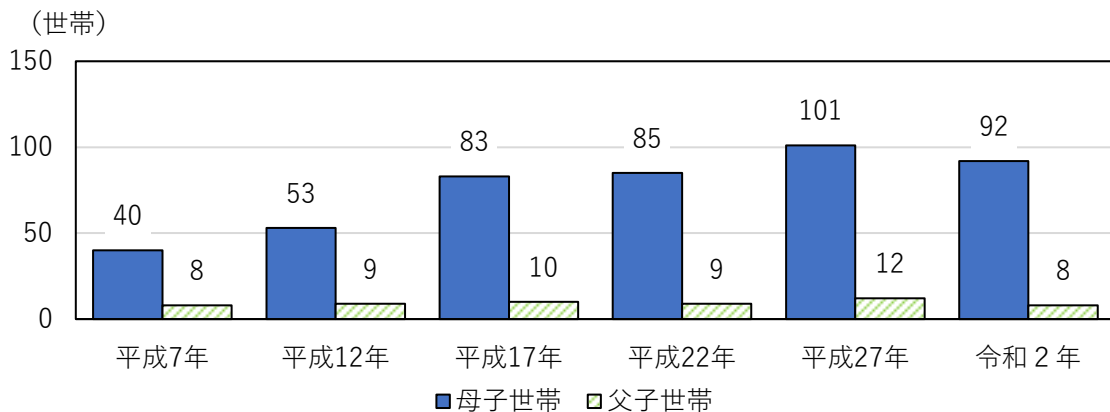
※ 令和3(2021)年は概数

資料：京都府保健福祉統計

②ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯数は平成7(1995)年の40世帯から令和2(2020)年は92世帯へと増加しています。父子世帯数は横ばいとなっており、9世帯前後で推移しています。

図 ひとり親世帯の推移

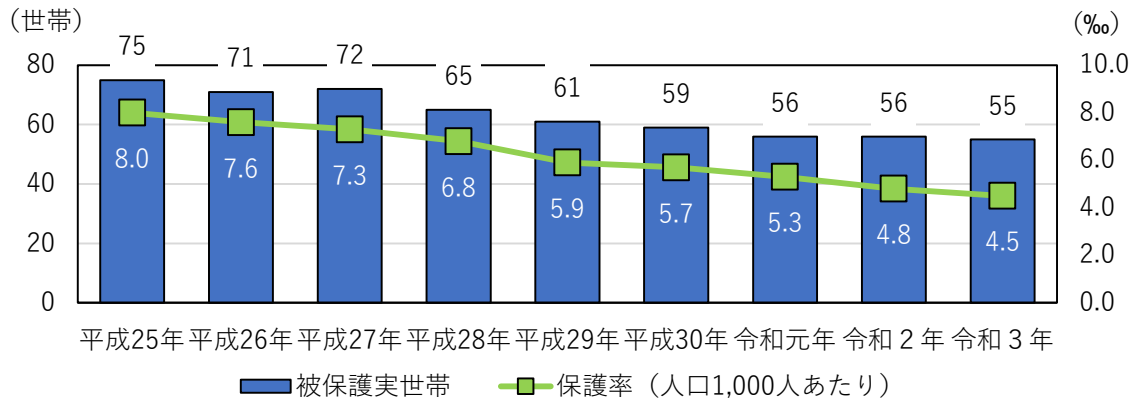


資料：国勢調査(各年10月1日現在)

(5) 生活保護世帯の状況

生活保護の被保護世帯の推移をみると、平成25(2013)年の75世帯から令和3(2021)年の55世帯へと減少しており、人口1,000人あたりの令和3(2021)年の保護率は4.5‰となっています。

図 生活保護の被保護世帯と保護率(人口1,000人あたり)の推移

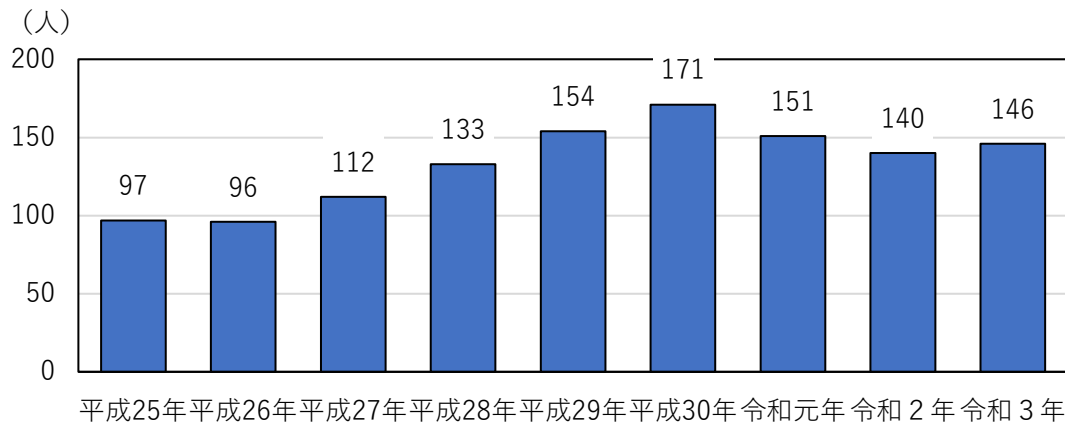


資料：大山崎町統計書、令和元年以降は大山崎町福祉課

(6) 外国人の状況

外国人登録者数の推移をみると、平成25(2013)年の97人から令和3(2021)年の146人へ増加しています。

図 外国人登録者数の推移



資料：大山崎町統計書、令和元年以降は大山崎町福祉課

(7) 地域福祉の担い手等の状況

表 地域福祉の担い手等の状況

		平成							令和		
		24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
民生委員・児童委員	人数(人)	29	31	31	31	33	33	33	34	34	34
	委員一人あたり 保護世帯(世帯)	2.6	2.5	2.4	2.5	2.1	2.9	2.9	2.7	2.4	2.3
	委員一人あたり 保護人員(世帯)	4.1	4.0	3.9	3.8	3.4	2.0	1.9	1.8	1.8	1.7
社会福祉協議会 ボランティアセンター	個人登録(人)	309	368	345	322	310	310	338	332	325	321
	団体登録(団体)	18	22	22	21	20	20	22	23	22	20
町内会・自治会	加入世帯(世帯)	4,115	4,007	3,957	3,932	3,935	3,892	3,804	3,765	3,680	3,613
	加入率(%)	65.4	62.7	61.6	60.5	58.5	57.8	55.5	54.3	51.9	50.4
老人クラブ	団体数(団体)	10	9	9	9	9	8	7	7	6	5
	会員数(人)	413	411	401	392	392	341	309	284	208	175
子ども会	団体数(団体)	28	28	26	26	26	27	26	25	25	25
	会員数(人)	754	788	765	744	749	698	691	599	590	538
助け愛サポーター	団体数(団体)	-	-	6	10	12	13	16	18	18	15
	会員数(人)	-	-	31	66	79	97	119	145	155	163
自主防災組織(団体)		13	13	18	21	23	23	23	24	24	25

資料：大山崎町統計書

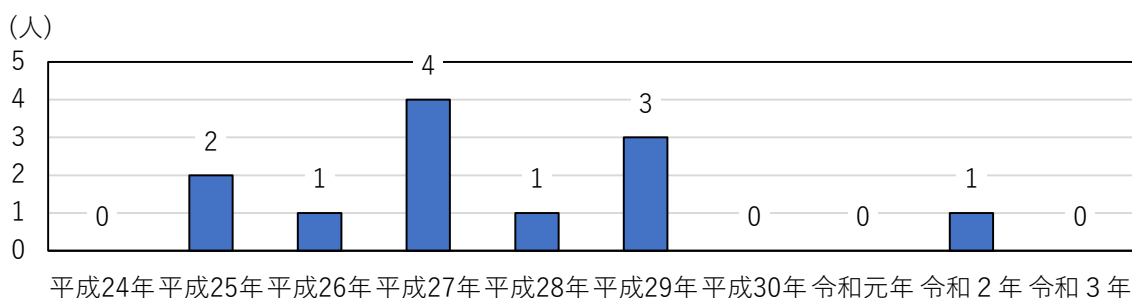
(8) 自殺の状況

①自殺者数と自殺死亡率の状況

本町の平成24(2012)年から令和3(2021)年における自殺者数は、平成27(2015)年の4人が最も多く、平成24(2012)年、平成30(2018)年、令和元(2019)年、令和3(2021)年は0人となっています。10年間の自殺者数の平均は1.2人となっています。

本町では、「第1期大山崎町自殺対策計画」の達成目標として、「本町の過去5年間(平成25(2013)年～平成29(2017)年)の自殺者数11人に対し、今後5年間(平成30(2018)年～令和4(2022)年)の自殺者数を7人以下にする」と掲げています。平成30(2018)年～令和3(2021)年の自殺者数は1人となっており、計画期間中の自殺者数の増加を抑えることができている。

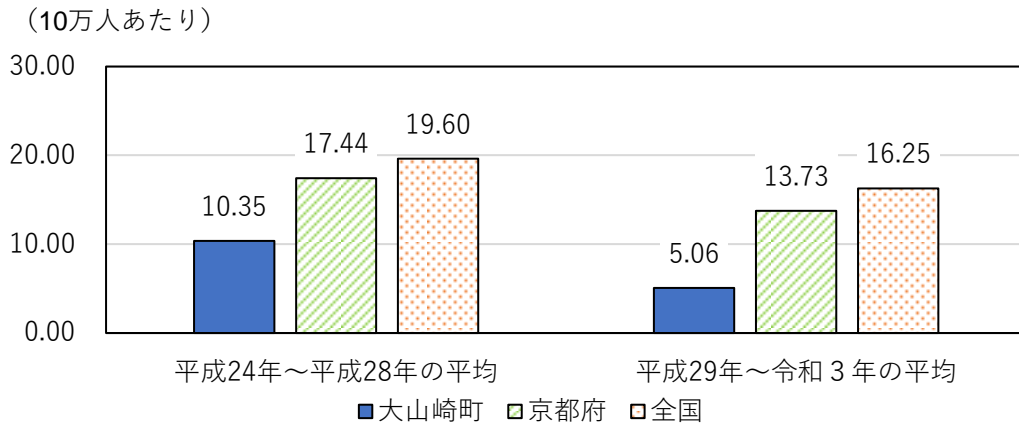
図 自殺者数の推移



資料：地域における自殺の基礎資料(内閣府および厚生労働省)

また、平成 24 (2012) 年～平成 28 (2016) 年と平成 29 (2017) 年～令和 3 (2021) 年の 5 年ごとの平均自殺死亡率はどちらの期間も全国、京都府と比べて低くなっています。

図 5 年間の平均自殺死亡率



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）

【参考】全国・京都府の自殺死亡率を町の人口規模に置き換えた場合の自殺者数①

大山崎町の自殺死亡率が全国や京都府と同程度と仮定した場合の、本町の自殺者数を算出したところ、以下の結果となりました。

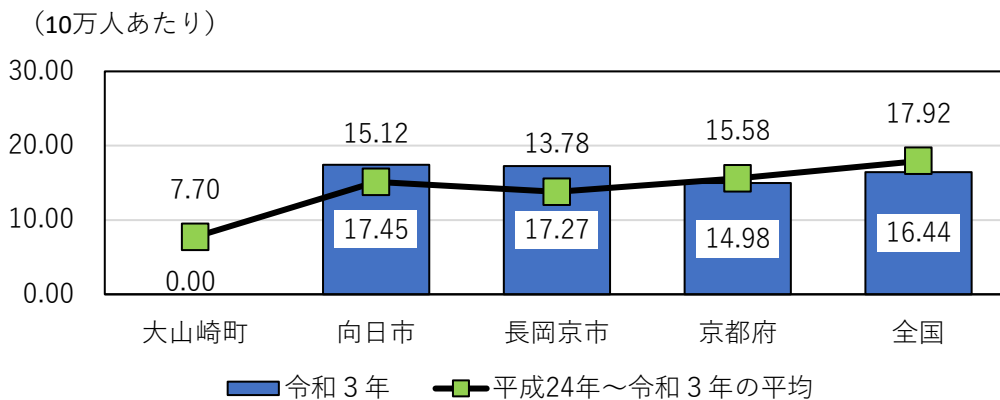
表 全国・京都府の自殺死亡率を町の人口規模に置き換えた場合の自殺者数

	大山崎町 (実際の自殺者)	京都府の自殺死亡率 で換算した場合	全国の自殺死亡率 で換算した場合
平成 24 (2012) 年～平成 28 (2016) 年の平均	1.60 人	2.70 人	3.04 人
平成 29 (2017) 年～令和 3 (2021) 年の平均	0.80 人	2.20 人	2.60 人

※ 自殺死亡率÷10万人×町人口（各年4月1人時点）により算出

本町の平成 24 (2012) 年から令和 3 (2021) 年における平均自殺死亡率を全国・京都府・乙訓 2 市（向日市、長岡京市）と比較すると、本町は 7.70 となっており、約 2 分の 1 に抑えられています。

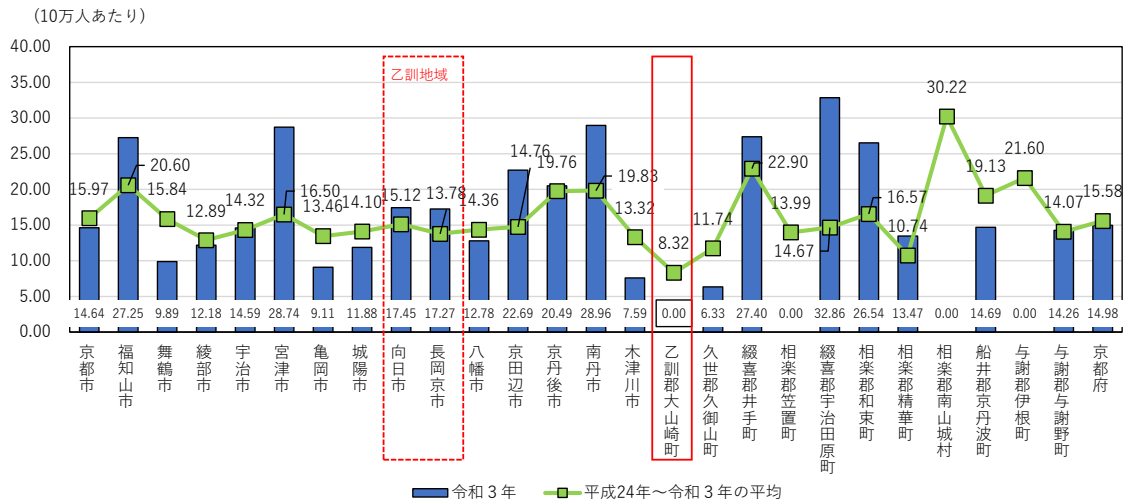
図 自殺死亡率の比較



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）

京都府内の他市町村と平成 24 年～令和 3（2021）年の平均自殺死亡率を比較すると、本町が最も低くなっています。

図 自殺死亡率の比較（京都府内）



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）

②自殺者の性別

本町の平成 24(2012)年から令和 3(2021)年における全自殺者の男女比は、男性が 83.3%（10 人）に対し女性が 16.7%（2 人）となっています。また、本町は全国・京都府に比べて男性の自殺者の割合が約 14 ポイント高くなっています。

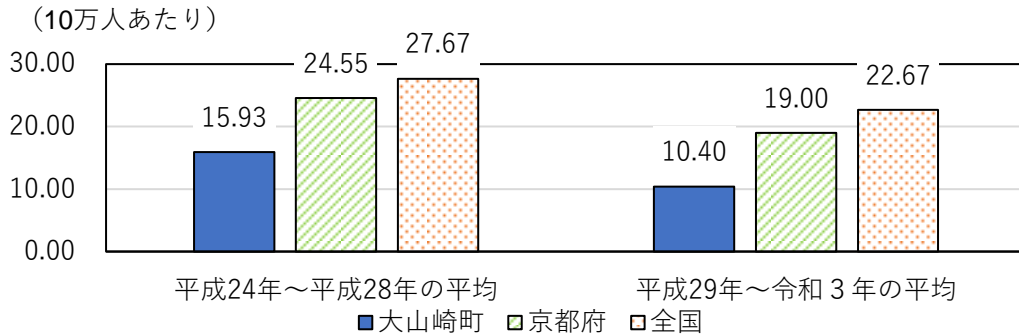
表 自殺者の男女別構成比（平成 24（2012）年～令和 3（2021）年の合計）
上段：実数、下段：構成比

	大山崎町	京都府	全国
男性	10 人	2,679 人	158,436 人
	83.3%	67.0%	68.6%
女性	2 人	1,317 人	72,427 人
	16.7%	33.0%	31.4%
平成 24 年～令和 3（2021）年の自殺者数の合計	12 人	3,996 人	230,908 人

資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）

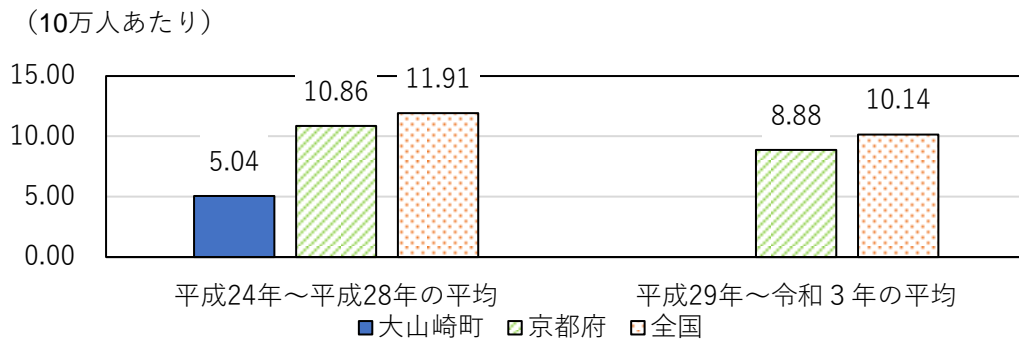
本町の平成 24 (2012) 年～平成 28 (2016) 年と平成 29 (2017) 年～令和 3 (2021) 年の5年ごとの平均自殺死亡率は男女ともに減少傾向にあり、女性は、平成 29 (2017) 年～令和 3 (2021) 年の自殺者数が0人となっています。また、平均自殺死亡率はどちらの期間も男女ともに全国・京都府と比べて低くなっています。

図 5年間の平均自殺死亡率（男性）



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）

図 5年間の平均自殺死亡率（女性）



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）

【参考】全国・京都府の自殺死亡率を町の人口規模に置き換えた場合の自殺者数②

大山崎町の男女別の自殺死亡率が全国や京都府の男女別の自殺死亡率と同程度と仮定した場合の、本町の自殺者数を算出したところ、以下の結果となりました。

表 全国・京都府の自殺死亡率を町の人口規模に置き換えた場合の男女別自殺者数

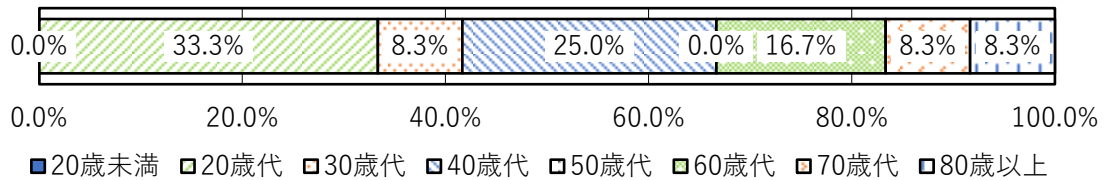
		大山崎町 (実際の自殺者)	京都府の自殺死亡率 で換算した場合	全国の自殺死亡率で 換算した場合
平成 24 (2012) 年～平 成 28 (2016) 年の平均	男性	1.20 人	1.81 人	2.03 人
	女性	0.40 人	0.85 人	0.93 人
平成 29 (2017) 年～令 和 3 (2021) 年の平均	男性	0.80 人	1.45 人	1.73 人
	女性	0.00 人	0.72 人	0.82 人

※ 自殺死亡率÷10万人×町人口（各年4月1人時点）により算出

③自殺者の年代

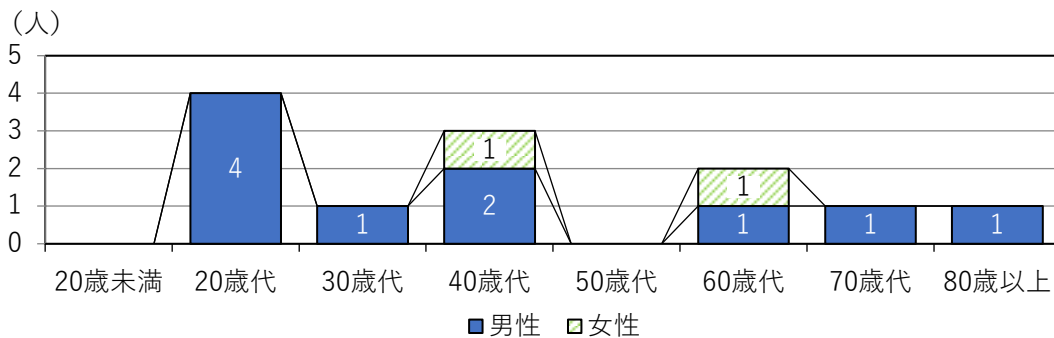
本町の平成 24（2012）年から令和 3（2021）年における自殺者数の年代別構成比をみると、20 歳代（33.3%、4人）が最も多く、次いで 40 歳代（25.0%、3人）、60 歳代（16.7%、2人）となっています。また、性別・年代別でみると、20 歳代の男性が4人と最も多くなっています。

図 自殺者の年代別構成比（平成 24 年～令和 3 年）



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）

図 性別・年代別自殺者数（平成 24 年～令和 3 年）

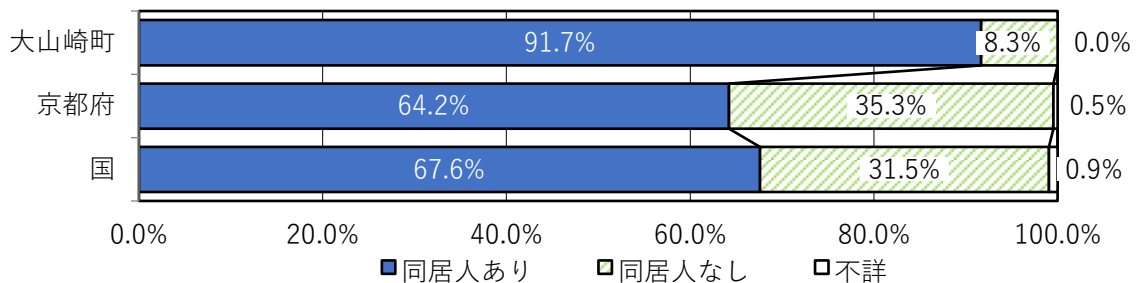


資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）

④自殺者の同居状況

本町の平成 24 年から令和 3（2021）年における自殺者の同居状況をみると、「同居人あり」が 91.7%となっています。

図 自殺者の同居状況（平成 24 年～令和 3 年）



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）

2. 住民の意識・動向の整理（住民アンケート調査結果の整理）

（1）住民アンケート調査の概要

①調査の目的

大山崎町の住民の皆様から日常生活の状況や考えをお聞きし、今後の本町の福祉政策を推進していくための資料にするとともに、「第3期大山崎町地域福祉計画・大山崎町自殺対策計画」策定のための検討資料にすること。

②調査対象

20歳以上の大山崎町内の住民（無作為抽出）

③調査の方法

郵便にて配布・回収

④調査期間

令和4（2022）年9月6日（火）～令和4（2022）年9月26日（月）

⑤回収状況

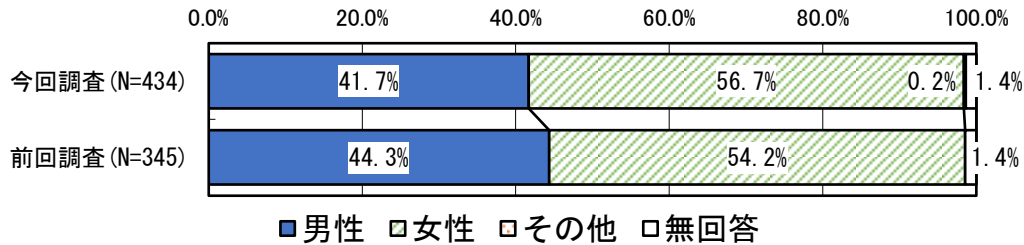
配布数	回収数（回収率）	有効回収数（有効回収率）
1,000	435（43.5%）	434（43.4%） ※前回調査（平成29年実施）34.5%

⑥回答者の属性

【性別】

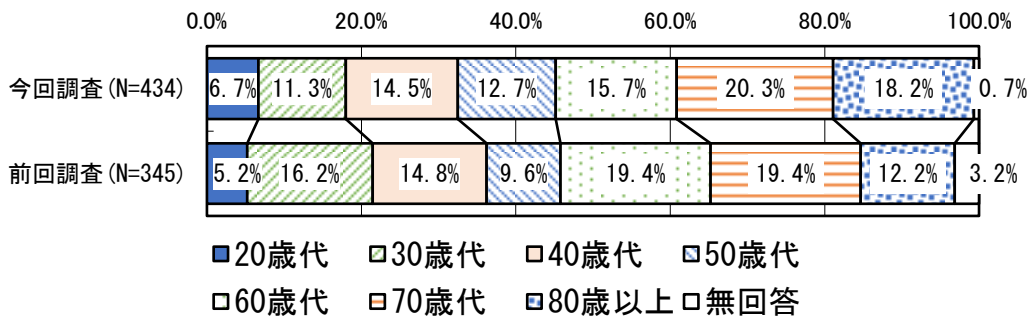
性別についてみると、「男性」が41.7%、「女性」が56.7%、「その他」が0.2%となっています。

図 問1 性別



【年齢】

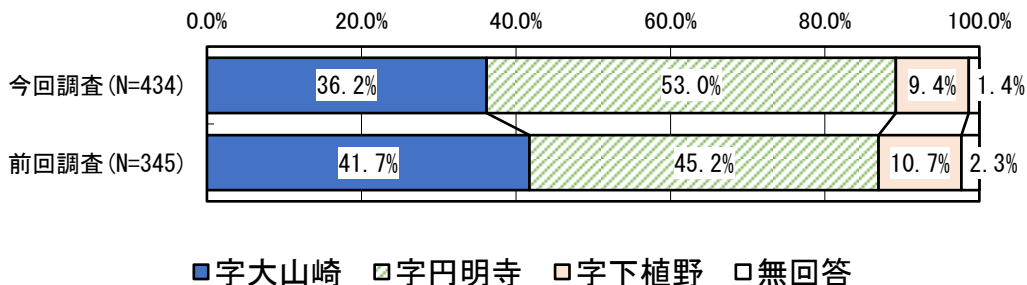
年齢についてみると、「70歳代」(20.3%)が最も多く、次いで「80歳以上」(18.2%)、「60歳代」(15.7%)となっています。60歳代以上の回答が5割以上を占めています。



【居住地域】

居住地域についてみると、「字円明寺」(53.0%)が最も多く、次いで「字大山崎」(36.2%)、「字下植野」(9.4%)となっています。

図 問6 居住地域



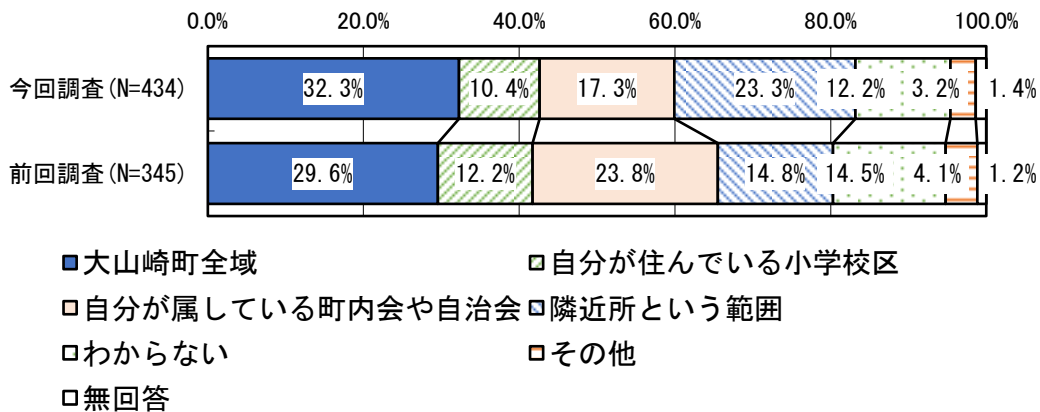
(2) 住民アンケート調査結果

問9 あなたにとって「つながりのある地域」とは、どの範囲のことをいいますか。(1つに○)

- より身近な「隣近所という範囲」を選択する人が増加しています。

「つながりのある地域」の範囲についてみると、「大山崎町全域」(32.3%)が最も多く、次いで「隣近所という範囲」(23.3%)、「自分が属している町内会や自治会」(17.3%)となっています。

図 問9 「つながりのある地域」の範囲

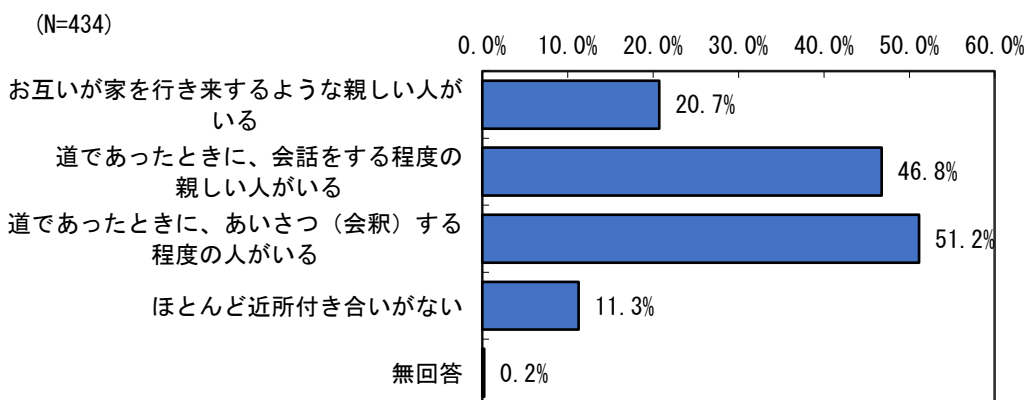


問10 あなたは、ご近所の人とどの程度のお付き合いをされていますか。(あてはまるものすべてに○)

- お互いの家を行き来する親密な近所付き合いをしている人は約2割で、近所付き合いの程度に大きな変化はみられません。

近所付き合いの程度についてみると、「道であったときに、あいさつ(会釈)する程度の人がいる」(51.2%)が最も多く、次いで「道であったときに、会話をする程度の親しい人がある」(46.8%)、「お互いが家を行き来するような親しい人がある」(20.7%)となっています。「ほとんど近所付き合いがない」は11.3%となっています。

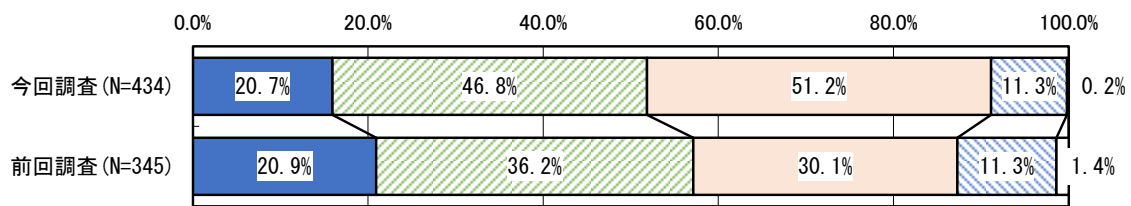
図 問10 近所付き合いの程度(複数回答)



※ 前回調査では単数回答として質問した。

<参考> 単数回答として処理した経年比較

図 <参考> 問 10 近所付き合いの程度 (単数回答)



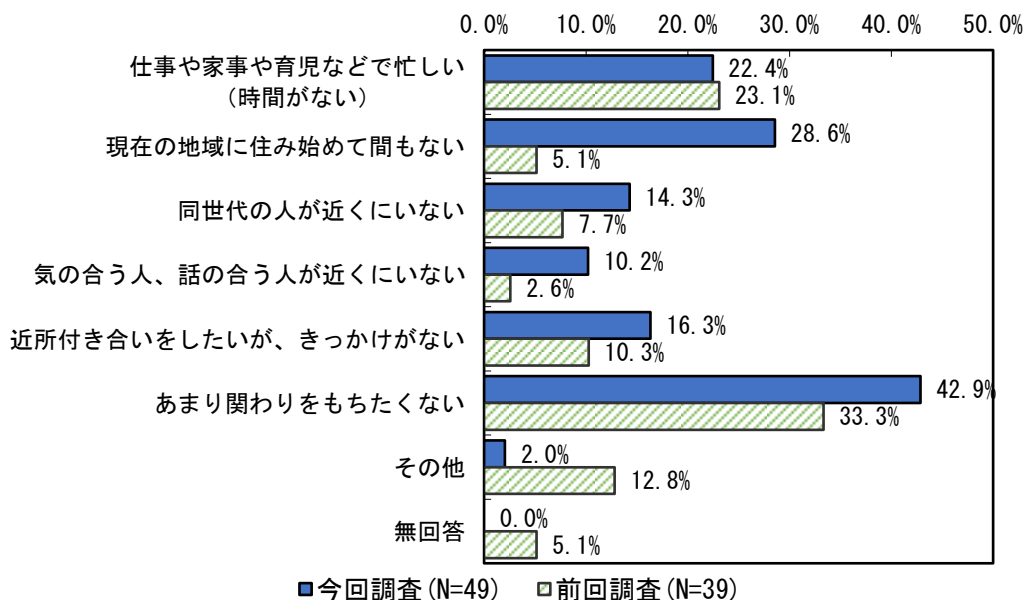
- お互いが家を行き来するような親しい人がいる
- 道であったときに、会話をする程度の親しい人がいる
- 道であったときに、あいさつ(会釈)する程度の人がある
- ほとんど近所付き合いがない
- 無回答

※ 2つ以上の選択肢に○が付いていた場合、選択肢番号の小さいものを優先して集計対象とし、単数回答として処理を行った。

問 10-1 問 10で「4. ほとんど近所付き合いがない」を選んだ方におうかがいします。近所付き合いがない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- **近所付き合いがない理由として最も多いのは「あまり関わりをもちたくない」となっています。**近所付き合いがない理由についてみると、「あまり関わりをもちたくない」(42.9%)が最も多く、次いで「現在の地域に住み始めて間もない」(28.6%)、「仕事や家事や育児などで忙しい(時間がない)」(22.4%)となっています。

図 問 10-1 近所付き合いがない理由 (複数回答)

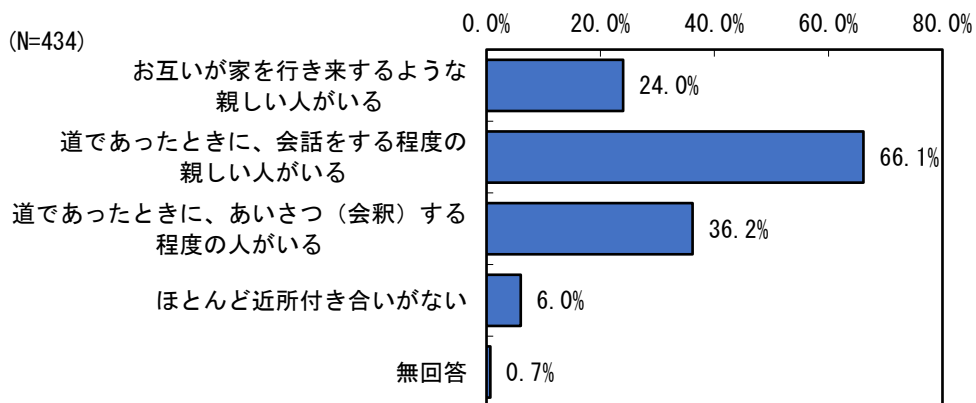


問 12 あなたが理想とすご近所の人とのお付き合いの程度は、次のうちどちらですか。(あてはまるものすべてに○)

○ 近所付き合いの現状(問 10、17 頁)と比べると、近所の人とあいさつだけでなくちょっとした会話をするような関係を望む人が多くなっています。

理想とする近所付き合いの程度についてみると、「道であったときに、会話をする程度の親しい人がある」(66.1%)が最も多く、次いで「道であったときに、あいさつ(会釈)する程度の人がある」(36.2%)、「お互いが家を行き来するような親しい人がある」(24.0%)となっています。

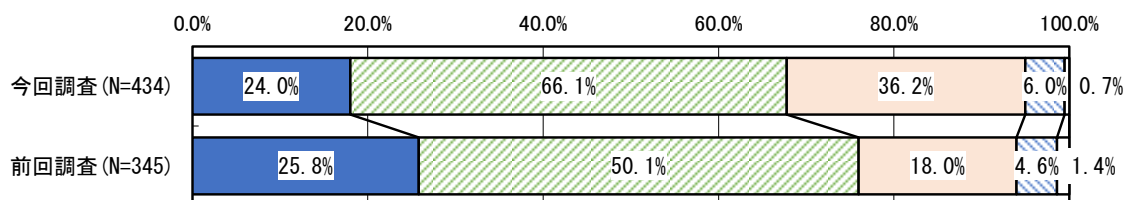
図 問 12 理想とする近所付き合いの程度(複数回答)



※ 前回調査では単数回答として質問した。

<参考> 単数回答として処理した経年比較

図 <参考> 問 12 理想とする近所付き合いの程度(単数回答)



- お互いが家を行き来するような親しい人がある
- 道であったときに、会話をする程度の親しい人がある
- 道であったときに、あいさつ(会釈)する程度の人がある
- ほとんど近所付き合いがない
- 無回答

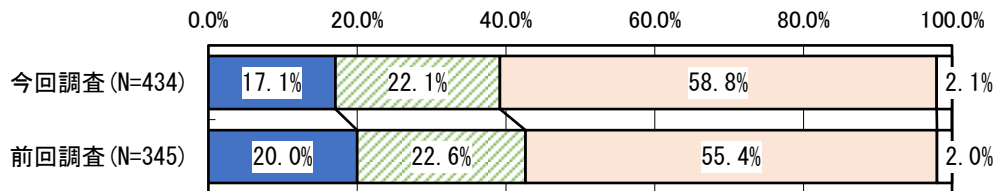
※ 2つ以上の選択肢に○が付いていた場合、選択肢番号の小さいものを優先して集計対象とし、単数回答として処理を行った。

問 13 あなたは、地域活動やボランティア・NPO*活動などに参加していますか。(1つに○)

- 前回調査と同様に地域活動等に参加したことがない人が多数を占めており、その割合がわずかに増加しています。

地域活動等への参加所状況についてみると、「参加したことがない」(58.8%)が最も多く、次いで「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」(22.1%)、「現在参加している」(17.1%)となっています。

図 問 13 地域活動などへの参加状況



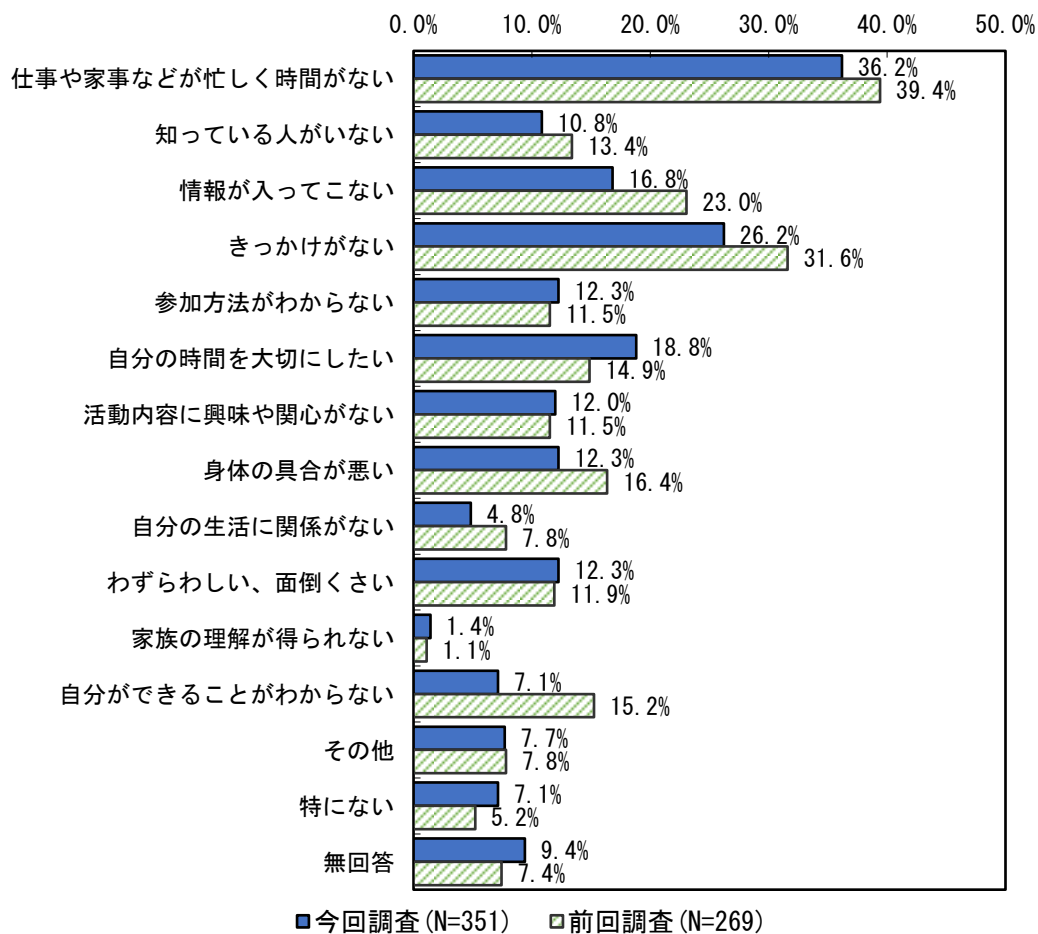
- 現在参加している
- ▨現在は参加していないが、過去に参加したことがある
- 参加したことがない
- 無回答

問 13-2 問 13で「2. 現在は参加していないが、過去に参加したことがある」または「3. 参加したことがない」と回答した方にお聞きします。あなたが地域活動やボランティア・NPO活動などに参加していない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

- 地域活動等に参加していない理由として最も多いのは、「仕事や家事などが忙しく時間がない」となっています。「自分の時間を大切にしたい」という人も、前回調査よりわずかに増加しています。

地域活動等に参加していない理由についてみると、「仕事や家事などが忙しく時間がない」（36.2%）が最も多く、次いで「きっかけがない」（26.2%）、「自分の時間を大切にしたい」（18.8%）となっています。

図 問 13-2 地域活動等に参加していない理由（複数回答）

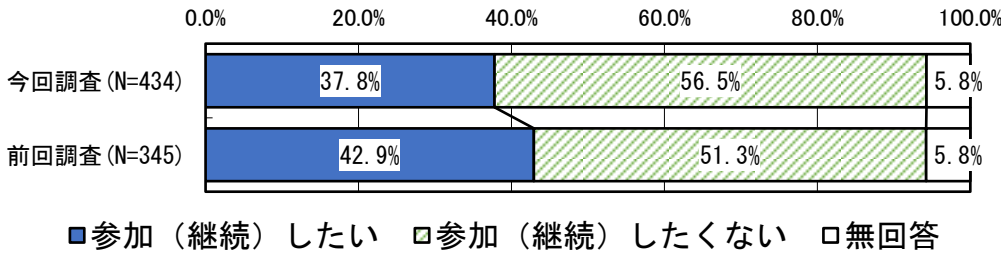


問 14 あなたは、今後、地域活動やボランティア・NPO活動などに参加（継続）したいと思
いますか。（1つに○）

○ 地域活動等への参加意向がある人は前回調査より減少しています。

地域活動等への参加意向についてみると、「参加（継続）したくない」（56.5%）が多く、次いで「参加（継続）したい」（37.8%）、「無回答」（5.8%）となっています。

図 問 14 地域活動等への参加意向



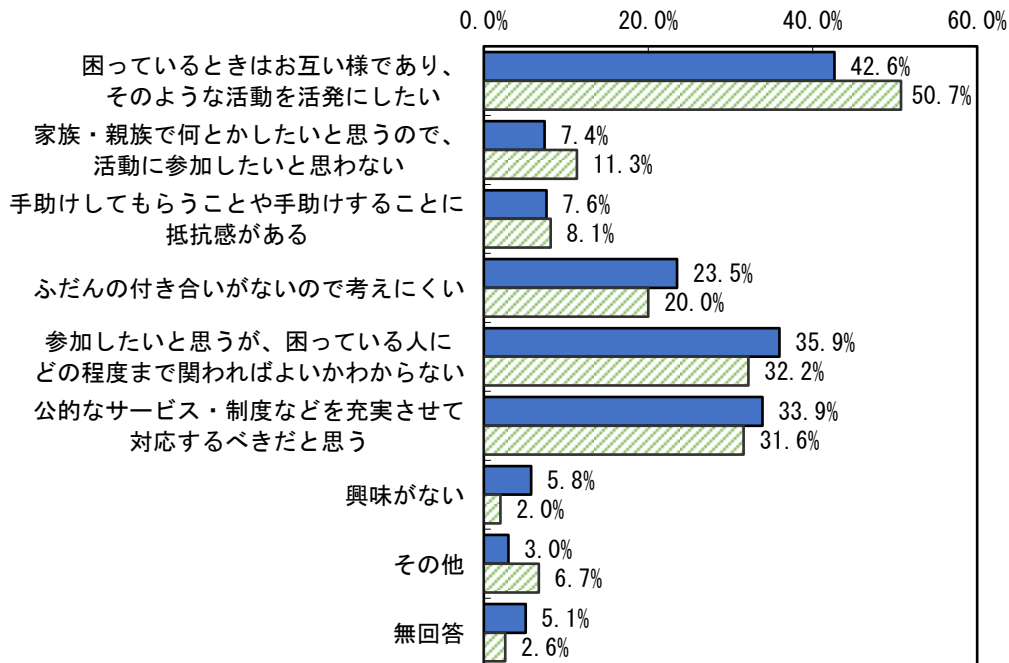
■参加（継続）したい □参加（継続）したくない □無回答

問 16 あなたは、住民同士の助け合い・支え合いの活動について、どのようにお考えですか。
（主なもの3つまでに○）

○ 「困っているときはお互い様であり、そのような活動を活発にしたい」が前回調査と同様に最も多いものの、その割合は大きく減少しています。

住民同士の助け合い・支え合いの活動についての考えをみると、「困っているときはお互い様であり、そのような活動を活発にしたい」（42.6%）が最も多く、次いで「参加したいと思うが、困っている人にどの程度まで関わればよいかわからない」（35.9%）、「公的なサービス・制度などを充実させて対応するべきだと思う」（33.9%）となっています。

図 問 16 住民同士の助け合い・支え合いの活動について（複数回答（3つまで））



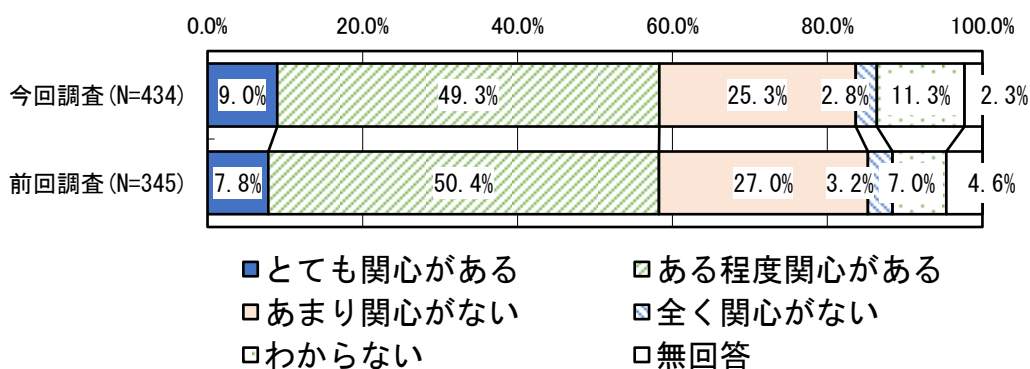
■今回調査 (N=434) □前回調査 (N=345)

問 17 あなたは、「地域福祉」に関心がありますか。(1つに○)

○ 地域福祉に対する関心について、前回調査と同様に6割程度の人に関心があると回答しています。

地域福祉の関心についてみると、「ある程度関心がある」(49.3%)が最も多く、次いで「あまり関心がない」(25.3%)、「わからない」(11.3%)となっています。「とても関心がある」(9.0%)と「ある程度関心がある」を合わせると58.3%となっています。

図 問 17 地域福祉の関心



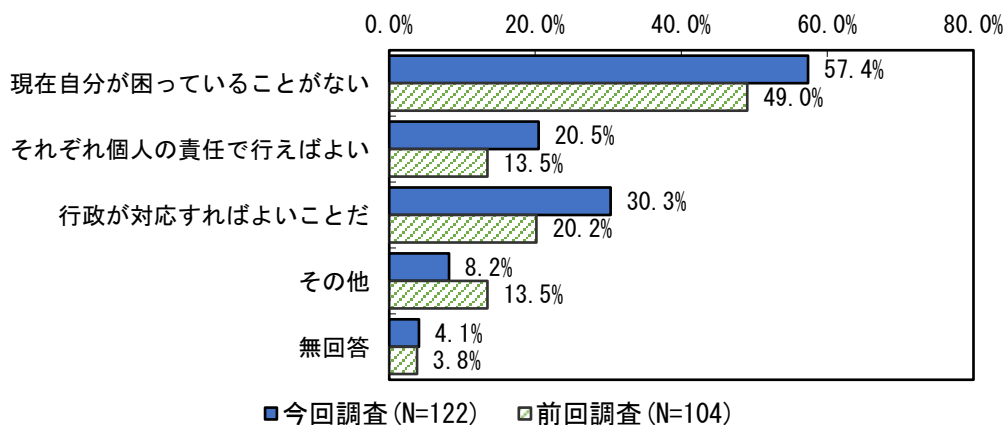
関心がある人 (「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の合計)	58.3%
関心がない人 (「あまり関心がない」と「全く関心がない」の合計)	28.1%

問 17-2 問 17で「3. あまり関心がない」または「4. 全く関心がない」を選んだ方におうかがいします。福祉に関心がない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

○ 地域福祉に関心がない人が3割程度を占めていますが(問 17、23頁)、その理由として「現在自分が困っていることがない」が最も多くなっています。

福祉に関心がない理由についてみると、「現在自分が困っていることがない」(57.4%)が最も多く、次いで「行政が対応すればよいことだ」(30.3%)、「それぞれ個人の責任で行えばよい」(20.5%)となっています。

図 問 17-2 福祉に関心がない理由(複数回答)

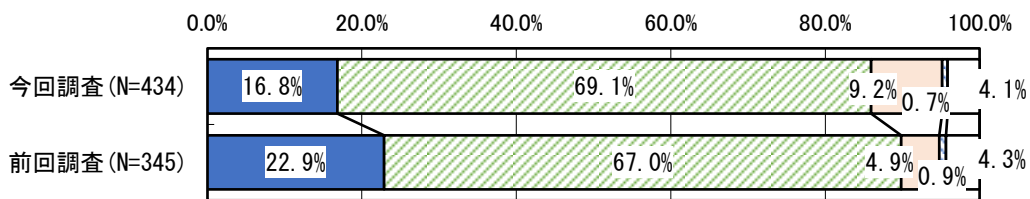


問 18 あなたは、地域の福祉課題に対し、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性についてどう思いますか。(1つに○)

- 住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性について、必要だと思う人が全体で8割以上を占めていますが、前回調査から減少がみられ、必要だとは思わない人が増加しています。

住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性についての考えをみると、「ある程度必要だと思う」(69.1%)が最も多く、次いで「とても必要だと思う」(16.8%)、「あまり必要だとは思わない」(9.2%)となっています。「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」を合わせると、85.9%となっています。

図 問 18 住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性について



- とても必要だと思う
- ある程度必要だと思う
- あまり必要だとは思わない
- まったく必要だとは思わない
- 無回答

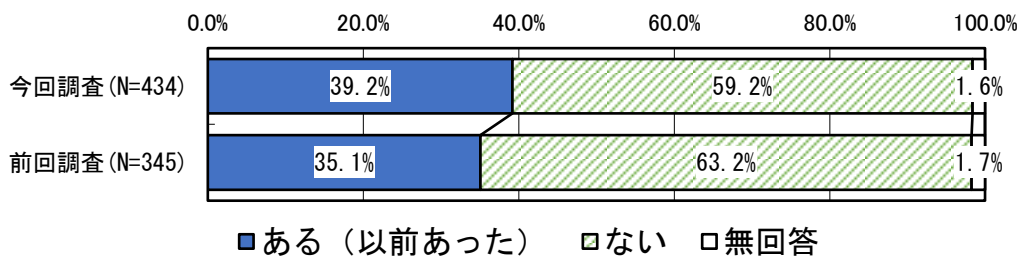
必要だと思う人 (「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」の合計)	85.9%
必要だとは思わない人 (「あまり必要だとは思わない」と「まったく必要だとは思わない」の合計)	9.9%

問 24-4 問 24-2 「生活上の困りごとがある方で、どこかに相談しましたか。」で「2. 相談していない」を選んだ方におうかがいします。あなたが、相談していない理由は何ですか。
 (あてはまるものすべてに○)

○ 困りごとがあっても相談せず、自分で対応を図ろうとする人が増えています。

問 24 あなた自身、生活上の困りごとがありますか。(1つに○)

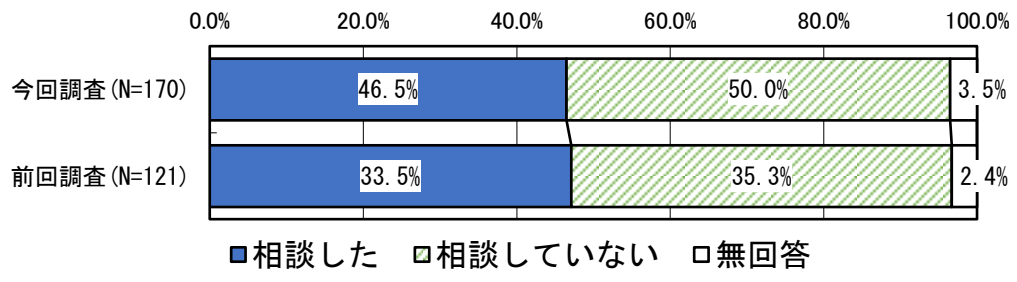
困りごとの有無についてみると、「ある(以前あった)」は39.2%となっています。



問 24-2 問 24 で「1. ある(以前あった)」を選んだ方におうかがいします。あなたは、どこかに相談しましたか。(1つに○)

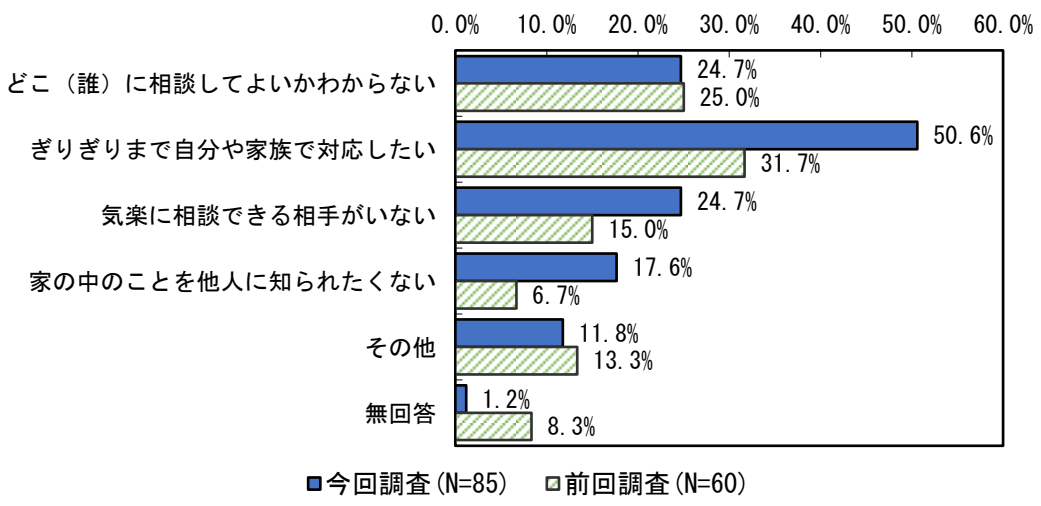
困りごとの相談についてみると、「相談した」は46.5%となっています。

図 問 24-2 困りごとの相談



困りごとを相談していない理由についてみると、「ぎりぎりまで自分や家族で対応したい」(50.6%)が最も多く、次いで「どこ(誰)に相談してよいかわからない」(24.7%)、「気楽に相談できる相手がない」(24.7%)となっています。

図 問 24-4 相談していない(複数回答)

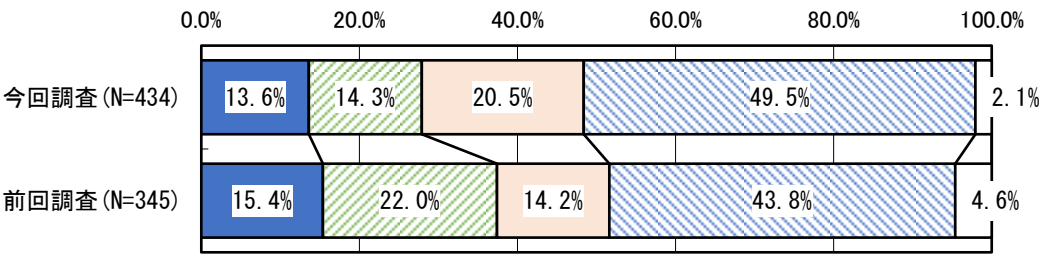


問 28 あなたは、居住地域を担当している民生委員・児童委員についてご存知ですか。（1つに○）

○ 居住地域の民生委員・児童委員について、名前を知らないという人が8割を占めており、前回より増加しています。

居住地域の民生委員・児童委員についてみると、「担当している民生委員・児童委員の名前も活動内容も知らない」（49.5%）が最も多く、次いで「担当している民生委員・児童委員の名前は知らないが、活動内容は知っている」（20.5%）、「担当している民生委員・児童委員の名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」（14.3%）となっています。

図 問 28 居住地域の民生委員・児童委員について



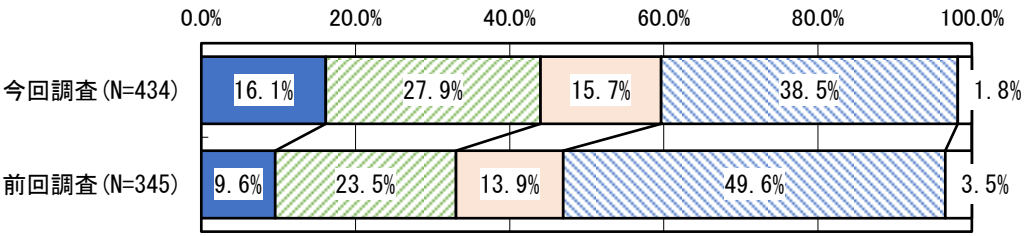
- 担当している民生委員・児童委員の名前も活動内容も知っている
- 担当している民生委員・児童委員の名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない
- 担当している民生委員・児童委員の名前は知らないが、活動内容は知っている
- 担当している民生委員・児童委員の名前も活動内容も知らない
- 無回答

問 29 あなたは、地域包括支援センター*についてご存知ですか。（1つに○）

○ 地域包括支援センターの認知度は前回より上昇しています。

地域包括支援センターについてみると、「知らない」（38.5%）が最も多く、次いで「知っているが、利用したことはない」（27.9%）、「知っており、利用したことがある」（16.1%）となっています。

図 問 29 地域包括支援センターについて



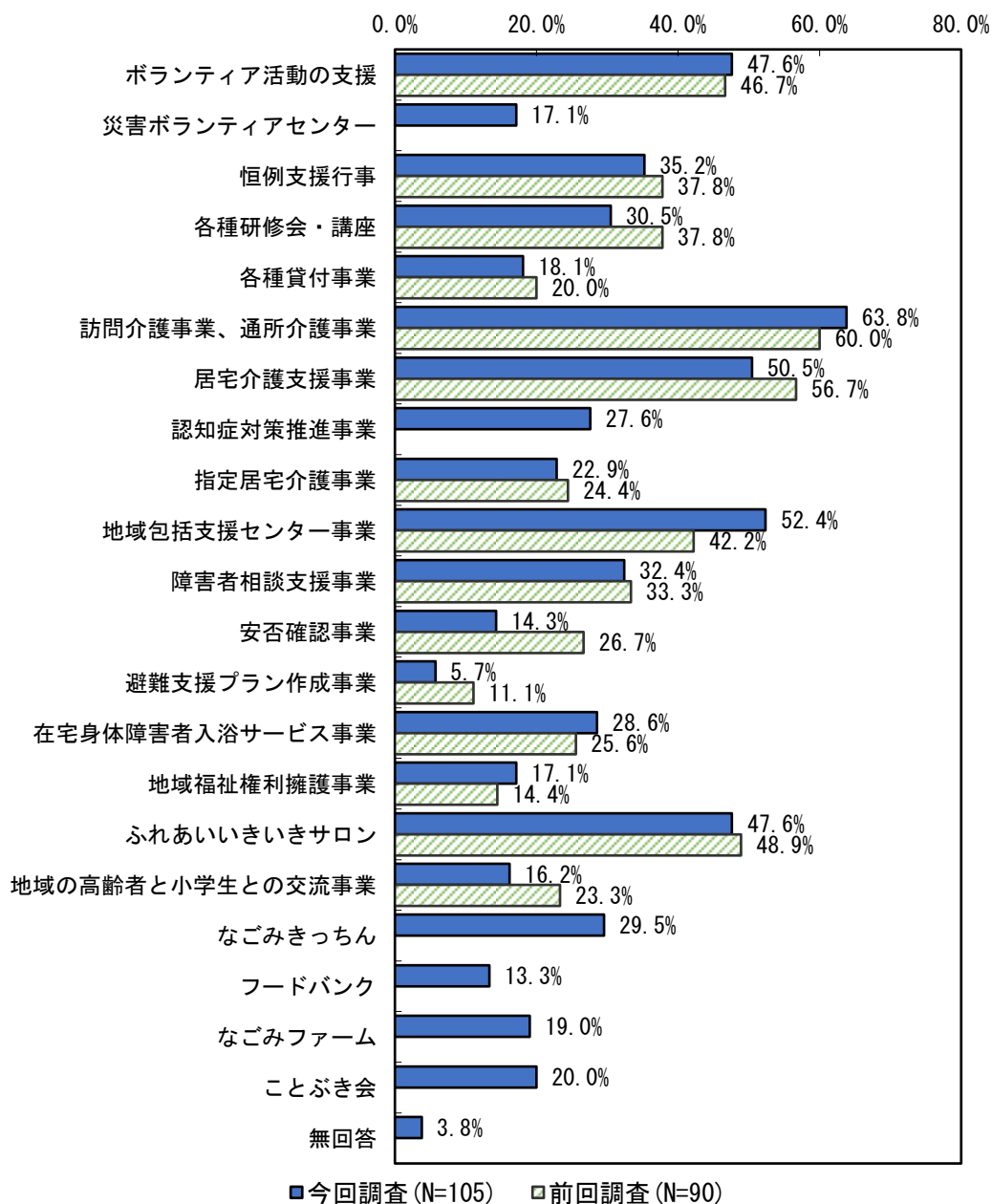
- 知っており、利用したことがある
- 知っているが、利用したことはない
- 聞いたことはあるが、事業内容は知らない
- 知らない
- 無回答

問 30-1 問 30「大山崎町社会福祉協議会をご存じですか。」で「1. 名前も活動内容も知っている」を選んだ方におうかがいします。あなたが知っている活動（事業）内容は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

- 社会福祉協議会の活動の認知状況を見ると、全体的な回答傾向は前回から変わりませんが、地域包括支援センター事業は前回より 10 ポイント以上増加しています。地域包括支援センターの認知度も向上しており（問 29、26 頁）、周知の成果が表れていると思われます。

知っている大山崎町社会福祉協議会の活動（事業）についてみると、「訪問介護事業、通所介護事業（介護保険による居宅介護事業）」（63.8%）が最も多く、次いで「地域包括支援センター事業」（52.4%）、「居宅介護支援事業（介護保険制度に伴うケアプランの作成）」（50.5%）となっています。

図 問 30-1 大山崎町社会福祉協議会について



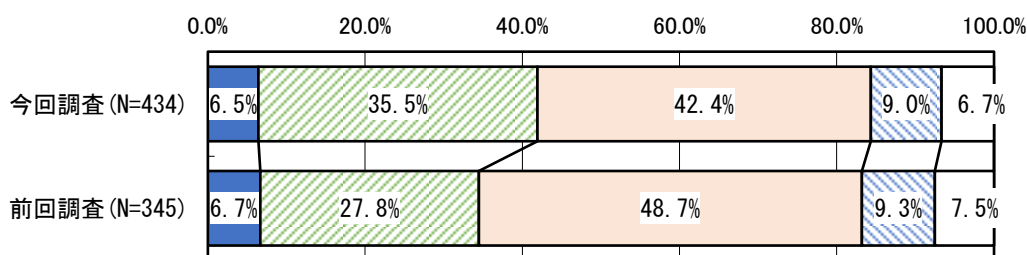
※「災害ボランティアセンター」「認知症*対策推進事業」「なごみきっちん」「フードバンク」「なごみファーム」「ことぶき会」は今回調査で新たに設定。

問 35 あなたは、福祉を充実させていくうえで、行政と地域住民の関係についてどのように考えますか。(1つに○)

- すべての課題について行政と住民が協力し合うべきと考える人は前回より減少しており、行政と住民の役割分担を意識する人の増加がうかがえます。

福祉を充実させていくうえで行政と地域住民の関係についての考えをみると、「すべての課題について、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」(42.4%)が最も多く、次いで「行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力していくべきである」(35.5%)、「住民として福祉課題に積極的に取り組み、その活動に対して行政は援助・協力すべきである」(9.0%)となっています。

図 問 35 行政と地域住民の関係について



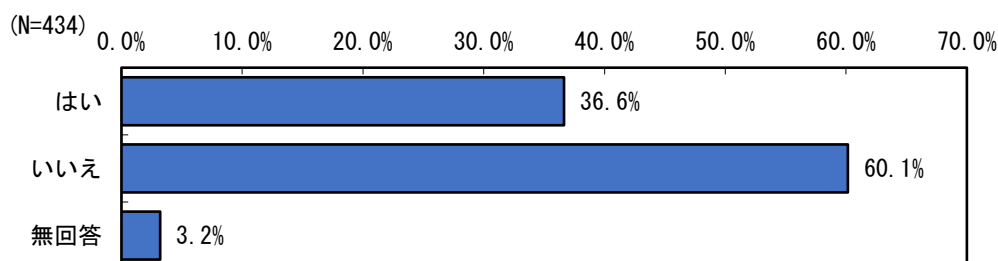
- 福祉を充実する責任は行政にあるので、住民は特に協力することはない
- 行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力していくべきである
- すべての課題について、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである
- 住民として福祉課題に積極的に取り組み、その活動に対して行政は援助・協力すべきである
- 無回答

問 38 あなたはこれまで自殺対策に関する啓発物を見たり聞いたりしたことがありますか。(1つに○)

- 自殺対策に関する啓発物を見聞きしたことがある人は半数に及ばず、6割が「いいえ」と回答しています。

自殺対策に関する啓発物を見聞きしたことがあるかをみると、「はい」は36.6%となっています。

図 問 38 自殺対策に関する啓発物について

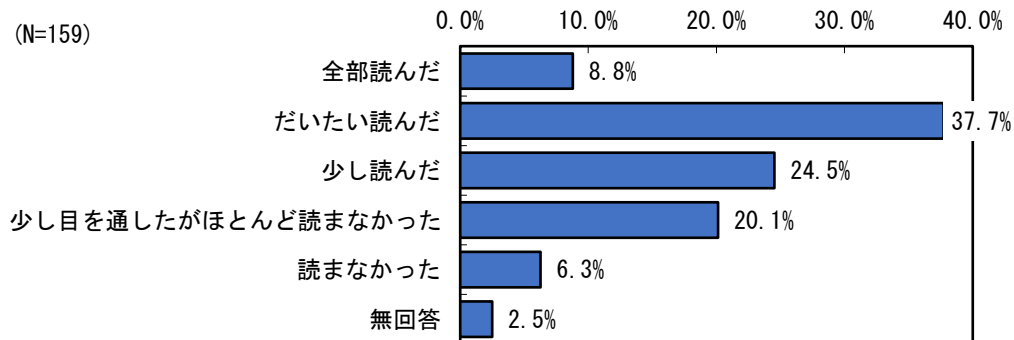


問 38-3 問 38 で「1. はい」を選んだ方におうかがいします。自殺対策に関する啓発物をご覧になった時、あなたはどうしましたか。(1つに〇)

- 自殺対策に関する啓発物を見聞きしたことがあっても、3割弱の人は啓発物を読んでいない状況にあります。

自殺対策に関する啓発物を見聞きした時の対応についてみると、「だいたい読んだ」(37.7%)が最も多く、次いで「少し読んだ」(24.5%)、「少し目を通したがほとんど読まなかった」(20.1%)となっています。「全部読んだ」(8.8%)と「だいたいを読んだ」を合わせると46.5%となっており、自殺対策に関する啓発物を読んでいる人は4割程度となっています。

図 問 38-3 自殺対策に関する啓発物を見聞きした時の対応

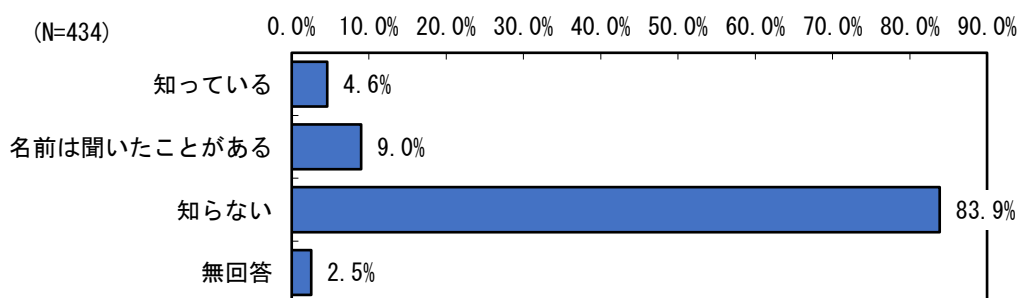


問 40 あなたは、「ゲートキーパー」を知っていますか。(1つに〇)

- ゲートキーパーについて8割以上が知らないと回答しています。

ゲートキーパーの認知状況についてみると、「知らない」(83.9%)が最も多く、次いで「名前は聞いたことがある」(9.0%)、「知っている」(4.6%)となっています。

図 問 40 ゲートキーパーの認知状況



3. 担い手の意識・動向の整理（関係団体アンケート調査結果の整理）

（1）関係団体アンケートの概要

①調査の目的

大山崎町で活動する団体の皆様から、日頃から感じている地域福祉や自殺対策に関する課題や、他団体等の連携の状況と方向性をお聞きし、今後の本町の福祉政策を推進していくための資料にするとともに、「第3期大山崎町地域福祉計画・大山崎町自殺対策計画」策定のための検討資料にすること。

②調査対象

地域団体（自治会・町内会、自主防災組織、長寿会、婦人会、子ども会）やボランティア団体・サークルや地域組織等、地域福祉に関係する団体

③調査の方法

郵便にて配布・回収

④調査期間

令和4（2022）年9月6日（火）～令和4（2022）年9月26日（月）

⑤配布・回収状況

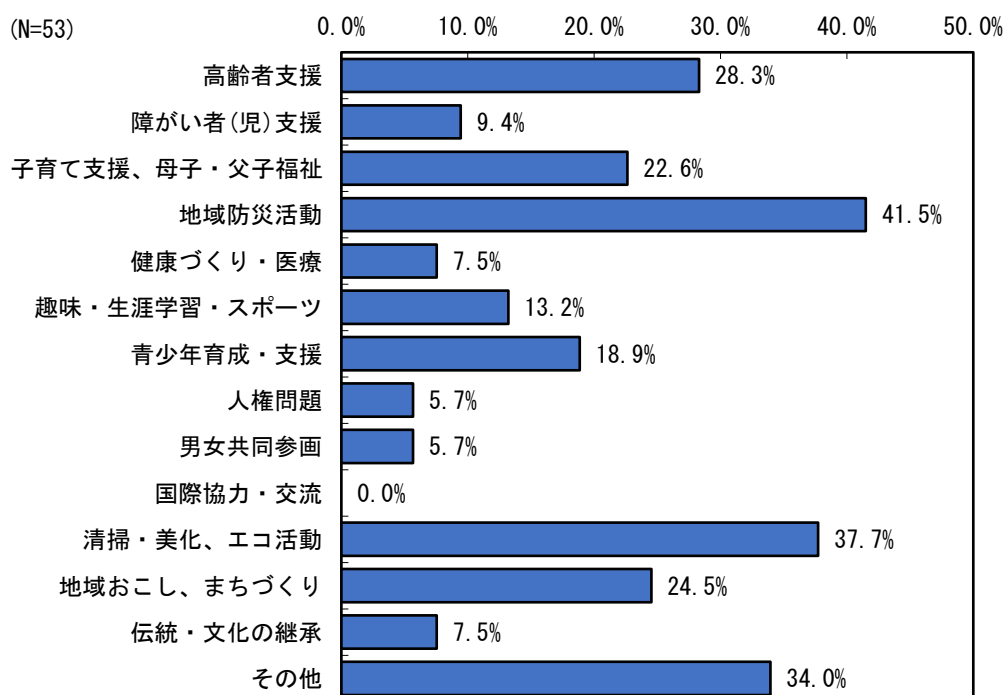
配布数	回収数（回収率）	有効回収数（有効回収率）
111	53（47.7%）	53（47.7%） ※前回調査（平成29年実施）37.6%

(2) 関係団体アンケート調査の結果

① 貴団体の活動分野・内容や目的について教えてください。(あてはまるものすべてに○)

各団体の活動分野・内容や目的をみると、「地域防災活動」(41.5%)が最も多く、次いで「清掃・美化、エコ活動」(37.7%)、「その他」(34.0%)となっています。

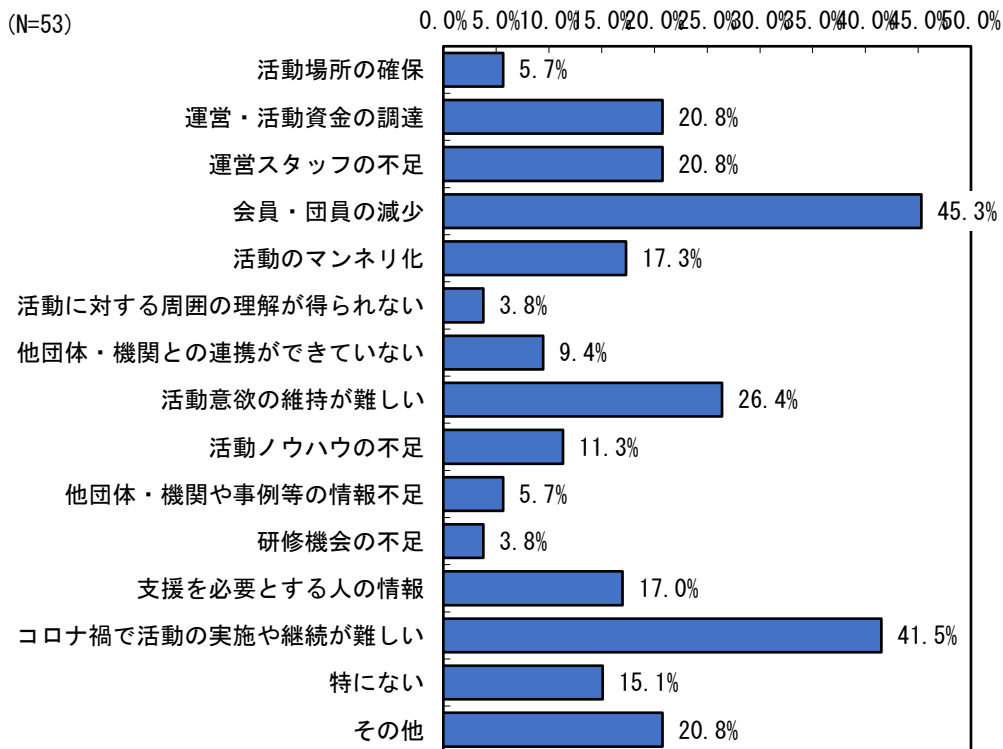
図 活動分野・内容や目的 (複数回答)



③ 活動を行ううえで、困っていること・課題などがありますか。(あてはまるものすべてに○)

活動を行ううえで困っていること・課題をみると、「会員・団員の減少」(45.8%)が最も多く、次いで「コロナ禍で活動の実施や継続が難しい」(41.5%)、「活動意欲の維持が難しい」(26.4%)となっています。

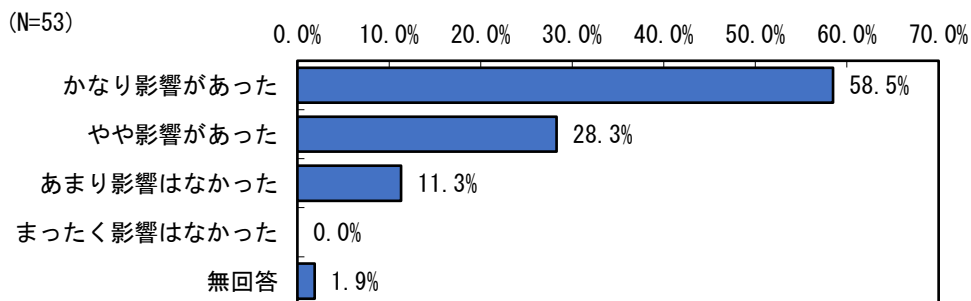
図 活動を行ううえで困っていること・課題 (複数回答)



⑤ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、貴団体の活動に影響はありましたか。(1つに○)

新型コロナウイルス感染症の拡大による団体の活動への影響をみると、「かなり影響があった」(58.5%)が最も多く、次いで「やや影響があった」(28.3%)、「あまり影響はなかった」(11.3%)となっています。「かなり影響があった」と「やや影響があった」を合わせると、86.8%が影響があったと回答しています。

図 新型コロナウイルス感染症の影響

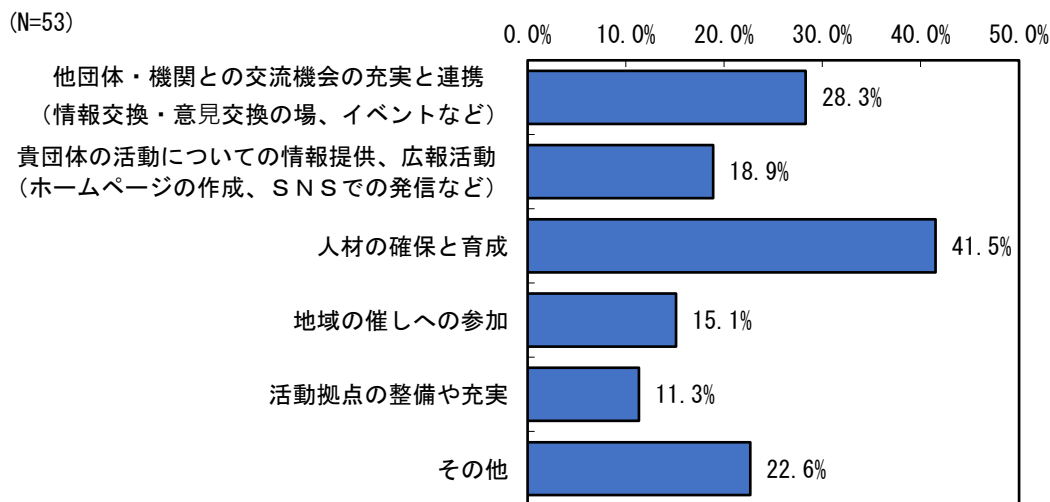


影響があった (「かなり影響があった」と「やや影響があった」の合計)	86.8%
影響はなかった (「あまり影響はなかった」と「まったく影響はなかった」の合計)	11.3%

今後、貴団体が取り組みたいことについてお教えてください。(あてはまるものすべてに○)

今後取り組みたいことをみると、「人材の確保と育成」(41.5%)が最も多く、次いで「他団体・機関との交流機会の充実と連携」(28.3%)、「その他」(22.6%)となっています。

図 今後取り組みたいこと(複数回答)



大山崎町の地域福祉や自殺対策等の福祉施策にどのようなことを望みますか。

●意見紹介(原則として記述があった内容のまま掲載しています。)

- 支援を要する人に支援が届くように、まずは支援内容等の情報発信が重要。
- 本町への転入者が、町民として意識を高め積極的に地域活動に参加して、町民として意識の効用を促すこと。
- 不登校や自殺企図、引きこもり等について相談窓口が町内にあるのか不明で、町ではなく府へ問い合わせた経験がある。乙訓保健所と町の役割分担がわかりにくいので広報等で周知してほしい。
- 小さい町だからできる、きめ細かな福祉施策を望みます。
- 住民同士の交流を多くすること。若者の意見を聞き入れること。
- こころの健康づくりは新型コロナウイルスの拡大と長期化等により、見えないところで悩んでいる方がいると思われます。個人情報関係で町内会で悩みや不安を抱えている人の存在に気付くのも限界があります。保健センターにも気軽に相談できる窓口(ネット相談等)を設置するなど、町広報で知らせてはどうでしょうか。
- 高齢者、障がい者、児童など、地域の実情に合ったケアが必要かと思われます。さらには個人個人に対応できるようになれば、少しでも多くの方が救われる環境になるのかと思います。
- 高齢化問題。子ども達や地域の声が聴こえない町は淋しいです。地域と小中学校の交流がもっとあっても良いと思います。
- 若い世代や子どもの居場所を作り、心許せる大人と交流できること。囲碁や将棋をお年寄りが若い子に教えたり、交流できる場づくりや、きっかけづくり、気軽に話したり相談できる場、ゲームやSNS*や電話での支援も必要なのでは、と思います。サポート人材を育てる仕組みも必要。
- 自殺については地域の横のつながりが大事だと思います。また、そうした人たちも自殺に至るまでに誰かに話を聞いてもらえるだけで防げたこともあったと思われます。相談ダイヤルで何とか孤立させない方策が取れば良いのではないのでしょうか。

4. ワークショップ結果の概要

(1) ワークショップの実施概要

①ワークショップの目的

地域福祉の担い手や地域住民の方々に、地域における福祉に関する課題とともに、課題解決に関するアイデア等を整理していただき、地域福祉計画を策定するにあたっての貴重な情報として活用するため、ワークショップを開催しました。

②参加者

大山崎ボランティア連絡協議会（3名）、大山崎町知的障害者育成会（1名）、スマイルプレイス（1名）、助け愛隊サークル（2名）、大山崎町民生児童委員協議会（3名） 計 10 名

③開催日時

令和4（2022）年11月11日（金） 9時30分～11時30分

④開催場所

大山崎町役場

⑤ワークショップの方法

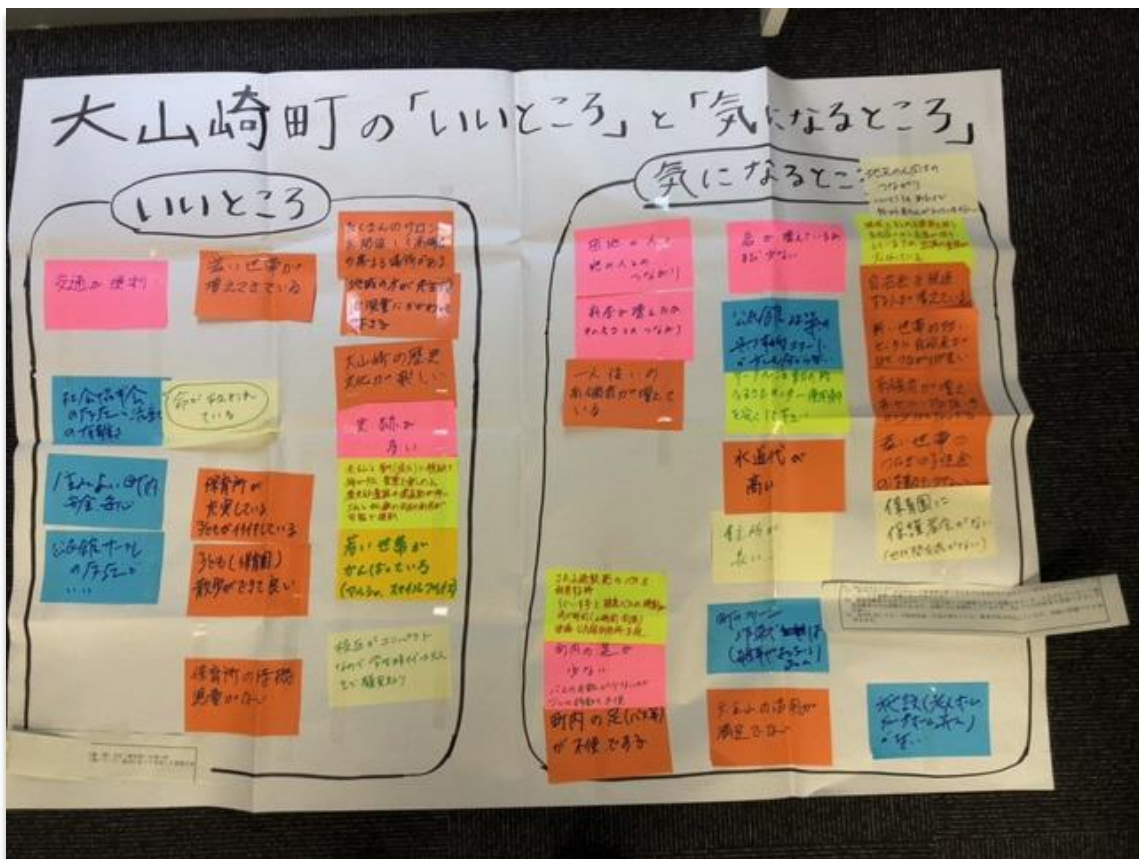
「ワールドカフェ」方式を参考に、参加者を3グループに分け、3つのテーマについて各グループで意見交換を行いました。

(2) ワークショップの結果

テーマ①：大山崎町の「いいところ」「気になるところ」

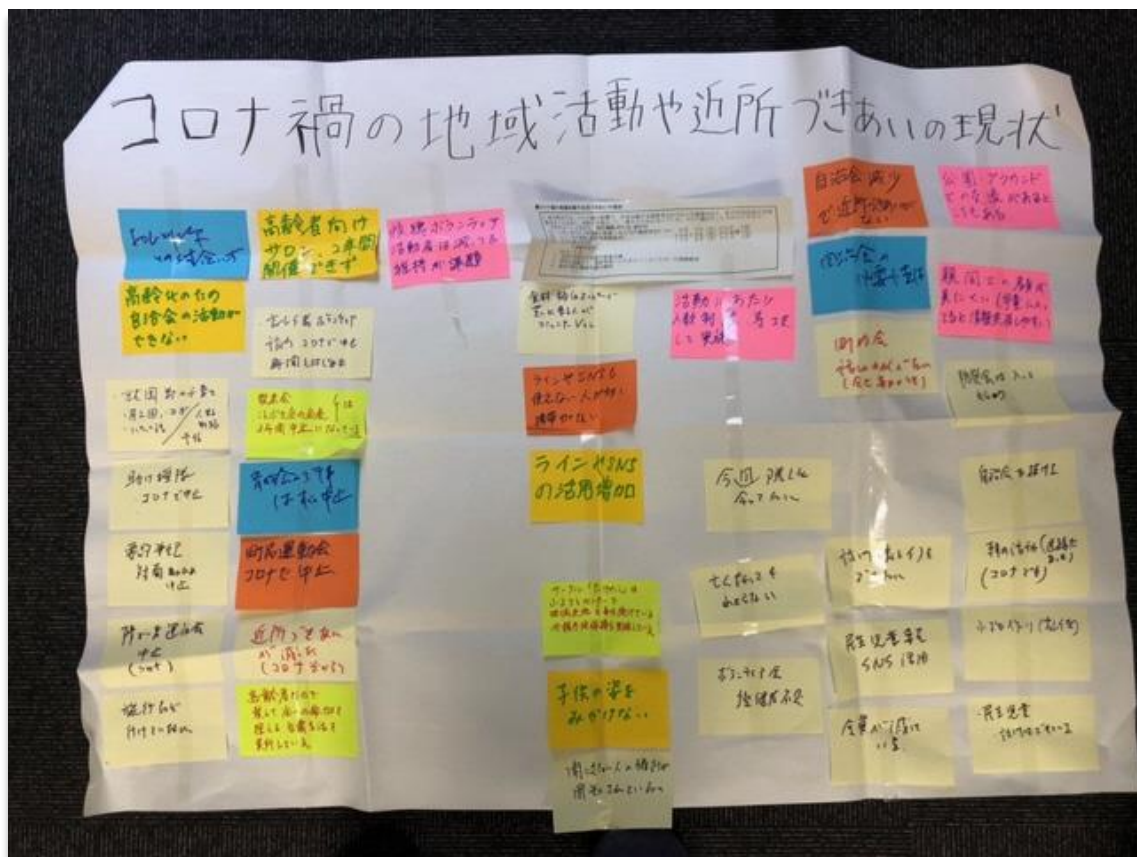
大山崎町の「いいところ」として、鉄道の利便性や歴史・文化的風土、自然等の住環境の良さに加え、子育てしやすい環境や若者世代の活躍について意見が集まりました。地域の人びとの関わりや緑豊かな環境の中で子どもがのびのびと育つことができる、安心・安全なまちであることが本町の魅力と言えます。

一方、「気になるところ」として、町内の移動（特にバスの利用）の利便性については課題が見受けられます。また、自治会加入者の減少により、住民同士のつながりが希薄になっており、ご近所との連携をとりにくい状況にあるとの意見が集まりました。地域福祉の推進の基盤となる住民同士のつながりづくりが大きな課題となっています。



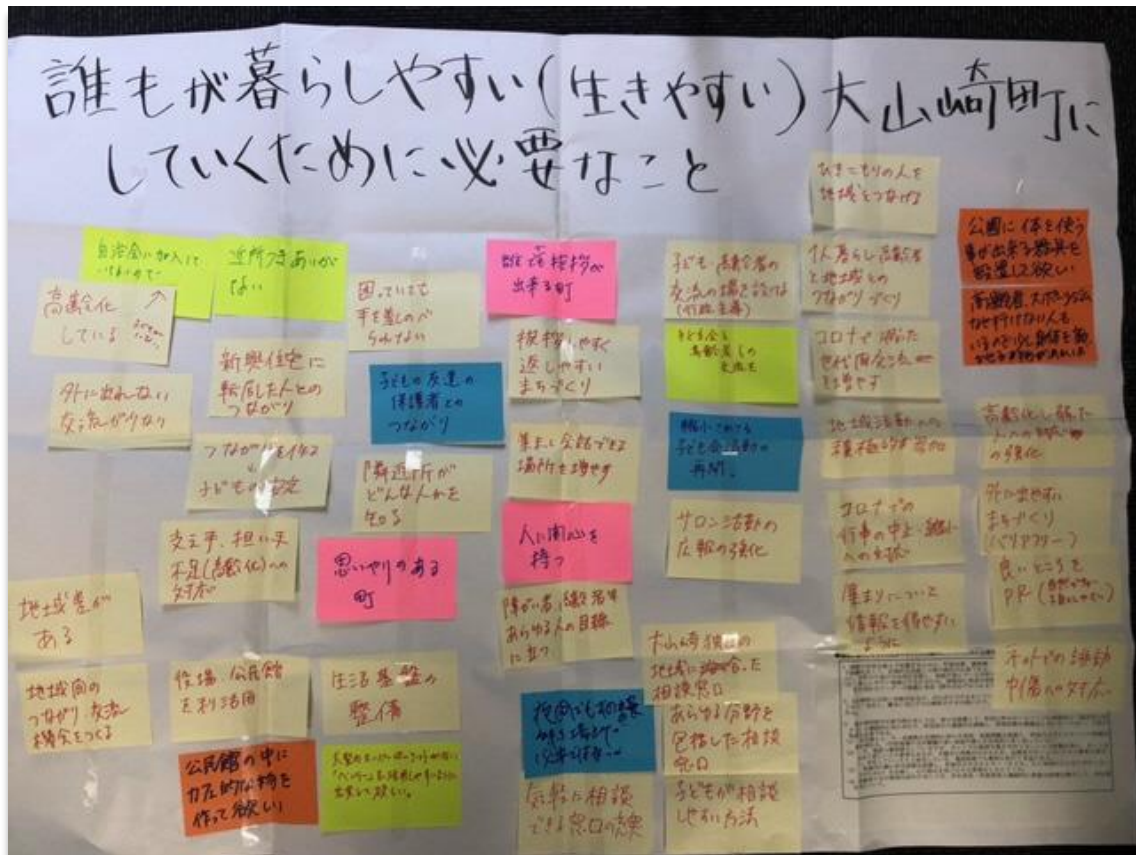
テーマ②：コロナ禍の地域福祉活動や近所付き合いの現状

コロナ禍により、数年にわたって地域活動が中止になったり、近所付き合い等の住民同士の交流も減少したりしている様子がうかがえます。近所付き合いについては以前から減少傾向にあったという声も上がっており、コロナ禍で住民同士のつながりについての課題がより顕在化したとも言えます。また、全国的にはコロナ禍をきっかけとしてインターネットサービスやSNSを活用したコミュニケーションが活発になっていますが、SNS等に不慣れな方もおり、新しい生活様式を踏まえながらも従来の対面でのコミュニケーションや見守りを維持していく工夫が必要です。



テーマ③：誰もが暮らしやすい（生きやすい）大山崎町にしていくために必要なこと

誰もが暮らしやすい（生きやすい）まちにしていくために、住民同士のつながりづくりが求められており、そのことはテーマ①・②のご意見にも同様に表れています。普段の挨拶やご近所との会話を通して互いに関心と思いやりのあるまちを築くことや、子どもから高齢者まで年齢や障がいの有無等を超え、多様な住民同士の交流の場や交流の機会づくりを推進していくことが大切です。また、いつでも気軽に相談できる窓口の充実も求められています。コロナ禍により地域活動は縮小傾向にあり、活動再開を支援したり、参加を促進するような取り組みも必要です。



5. 地域福祉を推進するにあたっての課題整理

(1) 「第2期大山崎町地域福祉計画」の取り組みを踏まえた課題の整理

本計画の方向性を位置づけていくため、第2期計画の取り組み状況、統計データ・住民アンケート調査・関係団体アンケート調査・ワークショップの結果等をもとに、第2期計画の基本目標に沿って課題の整理を行いました。

基本目標1：地域・福祉を「我が事」に変え、興味・関心を向上させる意識づくり

(1) 人権意識の向上

地域福祉を推進する土台となる豊かな人権感覚を育むため、子どもから高齢者まで継続的に人権教育・啓発を推進してきました。人権問題が複雑化・多様化する中、あらゆる人を包摂する地域の実現に向けて、一人ひとりが幅広く人権問題に関心を持ち理解を深め、互いを尊重し、助け合い、支え合う意識を育むことができるよう、人権意識の向上に取り組む必要があります。

(2) 福祉教育の推進

住民一人ひとりが、「我が事」として地域福祉の推進に参画できるよう、子どもの頃から学校教育を通じて福祉についての学びや福祉活動の経験を進めています。第2期計画期間中はコロナ禍により計画通り実施することができない取り組みもありましたが、今後も子どもたちが福祉活動を学び経験できる機会を提供できるよう、工夫を凝らして取り組んでいく必要があります。

(3) 地域やまちづくりへの興味・関心の向上

地域に対する誇りや愛着が地域の課題やまちづくりへの興味・関心につながるよう、大山崎町社会福祉協議会や大山崎ふるさとガイドの会等と連携し、地域について学び・考えることのできる機会の提供に取り組んできました。一方、まちづくりに関する統計データ等の広報は進んでおらず、本町における地域福祉の実態について住民への周知が広まったとは言えません。住民が地域について考え福祉活動に参画するきっかけとなるよう、情報提供を推進していく必要があります。

- 人権教育・啓発に取り組み、助け合い・支え合いの意識づくりを推進することが重要です。
- 子どもたちが継続的に福祉活動についての知識・経験を得られる教育機会の確保が重要です。
- 様々な情報媒体や生涯学習の機会等を活用し、本町のまちづくりに関するデータを公開し、地域やまちづくりへの興味・関心を高める環境を整えることが重要です。

基本目標2：地域での一歩を後押し、交流を促進する仕組みづくり

(1) 近所・地域デビューの選択肢の拡大

近所づきあい・地域のつながりの希薄化が進んでいると言われる一方で、今よりも親しい近所づきあいを希望する人が多くなっています。また、住民アンケート調査では地域活動等への参加意向の低下がみられましたが、その背景として地域活動に参加する時間的な余裕がないことや、自分の時間が持てなくなることへの不安が読み取れます。現代社会では働き方や家族形態の多様化等により、様々なライフスタイルの人々が暮らしています。そのため、一人でも多くの住民が地域活動に参画できるようにするためには、画一的な取り組みの展開ではなく、ワーク・ライフ・バランス*の実現も視野に入れながら、柔軟に地域活動に参画できる環境づくりが課題となっています。

(2) 多様な世代での交流の促進

大山崎町では子どもから高齢者まで、世代を超えて支え合い、助け合う地域づくりを進めています。また、地域には障がいのある人や国籍の異なる人等、様々な人が生活しており、困りごとや必要とする支援も多種多様です。誰もが安全に、安心して暮らせる地域をつくるためには、幅広い視点で地域の課題に目を向け、あらゆる主体が連携・協力して解決に取り組んでいくことが大切です。多様な住民が交流し相互理解を深められる機会づくりに取り組み、誰一人取り残さないまちづくりを推進していく必要があります。

(3) 地域の拠点づくりと交流・居場所づくり

地域住民の交流の促進に向けて、既存施設等を活用した拠点づくりや、サロン等の定期的な交流・居場所づくりを推進しています。このような場は楽しみや生きがいの創出につながるだけでなく、「生きることの包括的支援」として悩みや不安を抱える人を包摂し、孤独や孤立を防ぐ場としての機能も求められています。年齢や立場に関わらず、誰もが参加でき、様々な人が安心して利用できる交流の場・居場所づくりを促進し、住民同士が活発に交流できる機会となるよう、施設の周知と利用を促していく必要があります。

- 多様なライフスタイルの住民が、柔軟に地域活動に参画できる環境づくりが重要です。
- 世代や、障がいの有無、国籍の違い等、様々な違いを超えて住民同士が交流し、相互理解を深め、包摂的なまちづくりを推進していくことが重要です。
- 住民に親しまれ誰もが安心して利用できる地域の拠点を整備し、住民の交流の場・居場所づくりを促進することが重要です。

基本目標3：地域福祉の担い手の負担軽減と新たな担い手の確保・育成

(1) 既存の担い手への支援の充実

地域福祉の担い手・リーダーは高齢化、固定化しており負担感も増加しています。福祉や地域活動の担い手づくりについては、「既存の担い手・リーダーの負担軽減」と「新たな担い手・リーダーの確保・育成」を両輪として位置付けて、取り組みを展開する必要がありますが、第2期計画の期間中の成果は十分とは言えません。担い手の確保・育成に向けて、各種講座や「つどい」の開催等により地域福祉に関心を持ち活動に参加するきっかけづくりや、ボランティア活動や地域活動に参加したい人と団体・機関等をつなぐコーディネート機能の充実等に取り組む必要があります。

(2) 新たな担い手の確保・育成

個人・世帯が抱える課題は複雑化し、支援を必要とする人も増加する傾向にあり、公的サービスだけでは補いきれないニーズに対応するため、住民同士の支え合い・助け合い、見守りによる共助・互助がますます重要となっています。地域の一員として一人ひとりが自分のできることから取り組みを始め、あらゆる主体が役割や機能を分担しながら連携・協力する「みんなで担う」地域福祉を推進していくため、福祉教育の推進による共助・互助意識の醸成や、地域活動に参画しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

- みんなで担う地域福祉を推進するため、あらゆる主体に向けて地域の現状と課題を周知し、地域活動への参画を促していくことが重要です。
- 認知症サポーター*やゲートキーパー*等各種の養成講座を開催し、新たな担い手の確保・育成に取り組むことが重要です。
- 地域活動への参画意欲を持った人が気軽に活動を始めやすい環境づくりや、既存の団体・機関等とつながることができる仕組みづくりが重要です。

基本目標4：地域福祉活動への積極的な支援と地域でのネットワークづくり

(1) 活動団体・組織への支援

地域福祉の基盤となる地域団体・組織は、担い手不足やメンバー・会員の減少等、様々な課題を抱えています。また、コロナ禍により、活動にも影響が生じており、活動の中止や縮小を余儀なくされている団体もあります。団体・組織の維持や活動の活性化に向け、町や社会福祉協議会、さらには専門職等による効果的かつ効率的な支援に取り組む必要があります。また、地域住民や、地域団体・組織が積極的に活動を展開し、継続していくためには、拠点となる場所が不可欠です。公共の既存施設や、地域の空きスペース等、地域資源を有効的に活用し気軽に利用できる開かれた拠点を整備していく必要があります。

(2) 活動団体・組織間のネットワークづくりとコーディネート機能の充実

地域団体・組織間の連携状況は依然として十分な状態とは言えない中、支援を必要とする人の増加や「制度の狭間」「複合的な課題」等に地域全体で対応していくことが求められています。地域団体・組織や専門職、地域住民等の各主体間で地域の現状・課題を共有し、その解決に向けた取り組みを検討・推進していくための場の提供や、団体・組織間が役割や機能を補完し合い、より活発で効果的な活動を展開できるよう各主体をつなぐ仕組みをつくっていく必要があります。

- 地域福祉の推進において地域団体・組織は大きな役割を果たしており、その活動を継続できるよう、支援の充実を図っていくことが重要です。
- それぞれの地域団体・組織が役割や機能を補い連携・協力することにより、よりよい地域活動を展開できるよう、各主体のネットワークづくりを支援していくことが重要です。

基本目標5：包括的な相談支援体制の構築・強化と効果的な情報提供・発信、共有の仕組みづくり

(1) 包括的な相談支援体制の充実

地域とのつながりや近所付き合いの希薄化や、プライバシーに対する意識が高まる中で、地域において支援を必要としている人の情報を支援者や機関が共有することができず潜在化してしまい、適切な支援につなげていくことが難しくなっています。支援を必要とする人の孤立を防ぎ、誰一人取り残さない地域社会を築いていくために、行政や関係機関、地域住民が連携・協力し包括的な相談支援体制や見守り体制を強化していく必要があります。

(2) 福祉サービス・制度の提供と質の向上

本町では、高齢者や障がいのある人、子ども・子育て世代に関する個別計画にのっとり、各福祉サービス・制度の提供体制を整えています。ニーズが多様化・複雑化する中、「制度の狭間」をつくらず誰もが安心して利用することができる福祉サービス・制度となるよう、サービスに関する相談への対応や評価の充実を図るとともに、提供体制及び質の確保と向上に努めていく必要があります。

(3) 効果的な情報提供・情報発信の仕組みづくり

住民の年齢や状況等に応じて、必要とする情報とともに情報の入手方法・媒体も多様化しており、近年は従来の広報や町のホームページだけでなくSNSを活用した情報提供に対するニーズもみられます。また、たくさんの情報の中から、住民がより簡単に必要な情報を得ることができるよう、わかりやすい情報提供が求められています。届けたい情報とその対象を明確にし、受け手側の視点に立った情報発信・提供を進めていく必要があります。

- 個人情報保護に配慮した情報共有により様々な主体と連携し、包括的・重層的な相談支援体制および見守り体制を築いていくことが重要です。
- 町が提供する福祉サービス・制度の定期的な評価を行い、提供体制の確保および継続的な質の向上を図っていくことが重要です。
- 様々な情報媒体を活用し、住民が必要な情報をわかりやすく、簡単に得られる環境を整えていくことが重要です。

基本目標6：権利擁護に向けた取り組みの充実

(1) 権利擁護のための制度利用の促進

認知症や知的障がい、精神障がい等により、財産管理等の法律行為を自ら行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないまま契約を結んでしまったり、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような不安や心配のある人が安全に、安心して暮らすことができるよう、本町では成年後見制度利用支援事業や、地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）に取り組んでいます。権利擁護*に関する意識醸成や事業の周知・啓発とともに、権利擁護に関する相談体制を充実し、権利擁護を必要とする人が安心して制度を利用できる環境を整えていく必要があります。

(2) 虐待防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進

児童、高齢者および障がいのある人への虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）*等はいかなる理由があっても決して許される行為ではありません。虐待やDVが起こった場合や、周囲がその可能性に気づいたりした場合には、被害者を早急に保護しさらなる被害の発生から守らなければなりません。早期発見・早期対応につながるよう関係機関の役割や機能を明確にするとともに、情報共有の仕組みをつくり連携を強化していく必要があります。住民に向けては、積極的に相談や通報ができるよう相談窓口の充実を図るとともに、相談窓口の周知・啓発を進めていく必要があります。

- 成年後見制度*や様々な権利擁護事業について周知し利用を促進することにより、誰もが安心して暮らせるよう支援していくことが重要です。
- 虐待やDV等、いかなる理由があっても決して暴力を許さない意識の啓発に努めるとともに、万一被害が生じた場合には関係機関が連携し被害者の安全を早急に確保する仕組みを整えることが重要です。

基本目標7：安全で安心して暮らせる環境づくり

(1) 住みやすい都市基盤・生活環境の整備

本町では継続的に町の公共施設や駅、公園等のバリアフリー*化やユニバーサルデザイン*化に取り組んでおり、新築施設の整備や既存施設の改修等の際にも、このような視点を持って誰もが安全で快適に利用することのできる公共施設や道路環境等の整備を推進する必要があります。一方で、移動手段や交通手段の整備については一定のニーズを把握しながらも検討にとどまっている課題もあり、誰もが地域生活を快適に楽しむことができるよう、今後も地域の状況やニーズを把握し、住みやすい都市基盤・生活環境を整備していく必要があります。

(2) 防災・防犯・安全対策の充実

近年、各地で自然災害が起こっており、住民の災害時対応への不安は大きく、防災・災害時対応への関心が高くなっています。本町では、自主防災組織の結成を促進し、避難行動要支援者の防災ネットワークづくりや、地域と行政の連携を進めています。自主防災組織の結成率は令和4（2022）年度現在39.5%となっており、さらなる結成率の向上に向けて災害対策に関する意識醸成とともに、災害対策への関心から実践につなげていくための取り組みを強化する必要があります。また、交通安全や防犯対策にも取り組み、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを地域が一体となって推進する必要があります。



- バリアフリーやユニバーサルデザインの視点による都市基盤・生活環境整備およびニーズに応じた交通環境整備により、住民の快適な地域生活を実現していくことが重要です。
- 誰もが安全に安心して暮らせるよう、あらゆる主体が連携・協働し災害や犯罪に強いまちづくりを推進していくことが重要です。

(2)「第1期大山崎町自殺対策計画」の取り組みを踏まえた課題の整理

本計画の方向性を位置づけていくため、統計データ・住民アンケート調査・関係団体アンケート調査・ワークショップの結果等をもとに、「第1期大山崎町自殺対策計画」の施策体系に沿って課題の整理を行いました。

基本施策1：住民への啓発と周知の充実

(1) 施策や相談窓口に関する情報提供と周知

自殺は個人の自由な意志や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こり得ます。自殺に対する誤った認識や偏見の払拭に努めるとともに、悩みや不安を抱え追い詰められた場合には誰かに助けを求めるのが適切であるという考え方の普及が必要です。本町は令和3（2021）年度に人権擁護委員が生活上の様々な相談を受ける窓口として「心配ごと相談」を開設し、悩みを抱える住民を適切な相談機関につなぐ取り組みを推進しています。今後も、住民の抱える悩みや不安が自殺に追い込まれる要因とならないよう、生きることの包括的支援に関する施策や各種相談窓口の継続した周知が求められています。また、自殺への誤った理解は自死遺族等への支援の妨げにもつながることから、偏見の解消とともに、自死遺族等遺された方への正しい理解の促進が必要です。

(2) 様々な媒体を活用した広報・啓発活動

支援を必要とする人や支援したい人が必要な情報を得られるよう、公共施設でのポスター掲示やチラシの配架のほか、「広報おおやまざき」や町ホームページ等の様々な媒体により広報・啓発活動を行っています。近年、全国では小・中高生の自殺が増えていることから、従来の啓発方法に加え、学校の掲示物・配布物やSNS等、子どもが目にしやすい媒体を活用した啓発に力を入れていくことが求められています。あらゆる世代の誰もが必要な情報をいつでも取得できるよう、広報・啓発を行う媒体のさらなる充実が必要です。

- 「生きることの包括的な支援」として自殺に対する正しい認識の普及や相談窓口の周知等に幅広く取り組み、地域全体で誰も自殺に追い込まないまちを築いていくことが重要です。
- 自殺対策に関する様々な啓発物の内容にもしっかりと目を通してもらえるよう、広報のあり方を工夫し、自殺対策への住民の関心を高めていくことが重要です。

基本施策2：自殺対策を支える人材育成

(1) 人材育成のための研修の実施

自殺対策の推進にあたっては、様々な悩みや不安、生活上の困難を抱える人の早期発見・対応が可能な人材の育成が重要となります。そのため、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材の育成と確保、さらにその認知度の向上は必要不可欠です。本町では、府よりゲートキーパー養成研修の情報があつた場合、周知や受講の促進に努めています。今後も、自殺のリスクを抱えている人に寄り添いながら、適切な対応ができる人材の育成にさらに取り組むことが求められています。また、自殺対策従事者のこころの健康を維持する仕組みづくりや、ゲートキーパー等を含めたあらゆる支援者が孤立しないような支援を継続していく必要があります。

(2) 地域の関係団体や一般住民を対象とした研修の実施

地域住民・団体を対象とした講座や研修を実施し、より地域に密着した人材の確保・育成を行うことで、地域の見守り体制を強化し、誰一人取り残さない自殺対策を推進することが求められています。また、講座や研修の開催方法を工夫し、より多くの地域住民・団体が多様な方法で柔軟に受講できる環境を整えていく必要があります。

- ゲートキーパー等、地域でともに自殺対策に取り組む人材の育成に努め、包括的な支援体制を築いていくことが重要です。

基本施策3：生きることの促進要因の充実

(1) こころの健康を保持するための支援

生きがい活動や就労、地域での活躍の場づくりにより社会参加を促すとともに、こころとからだの健康を促進することで、「生きることの促進要因」を増やしていくことが重要です。

(2) 対象者の状況に応じた相談及び支援体制の充実

本町では特に悩みを抱えやすいと考えられる介護者、障がいのある人やその家族、高齢者や子ども・子育て世代等に対し教室の開催やアウトリーチ*での支援等を行い、必要に応じて適切な機関につないでいます。しかし、コロナ禍によって多くの人が集まる機会の創出が困難となり、また外出の自粛等で孤立しやすい状況が生じており、支援を必要とする人が潜在化している可能性もあることから、不安や悩み、ストレスを抱える住民を早期に発見し軽減を図っていくことが重要です。

(3) 居場所づくり

自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化等の様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況等が複雑に関係しています。あらゆる人の相談を受け止め、確実な支援につなげることのできる包括的・重層的な相談及び支援体制づくりに取り組むとともに、関係機関との連携強化が求められます。

(4) 自殺リスクを抱える人への支援や自殺を企図しにくい環境づくりの推進

本町では、様々な悩みや不安等がある人が孤立することなく地域や支援につながるができるよう、特に高齢者や子どもに向けた居場所づくりや生きがいづくり等に取り組んでいます。また、多世代交流の場を積極的に設けることで地域の見守り体制を強化しており、今後も強化・継続していくことが求められます。

- 「生きることの阻害要因」を減らす取り組みと「生きることの促進要因」を増やす取り組みの双方を通じて自殺リスクの低下を図る、生きることの包括的な支援として自殺対策を推進することが重要です。
- ストレス要因の軽減やストレスへの適切な対応等、こころの健康の保持・増進のための体制を整えることが重要です。
- 包括的・重層的な支援体制を築き、悩みや不安を抱える人が孤立することなく確実に支援につながることでできる仕組みを整えていくことが重要です。

基本施策4：地域のネットワークの強化

(1) 地域におけるネットワークの構築

自殺の背景には、多くの問題が複雑に関係しています。特に令和2（2020）年以降は、コロナ禍の影響等により、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化しました。誰もが安心して生活していくために、様々な関係機関や民間団体と情報共有等による連携・協働を行いながら、こころの健康維持だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な自殺対策が求められています。

(2) 相談窓口間の連携

自殺の背景に多様で複雑な課題が関係していることから、自殺リスクの高い人を早期に発見し適切な支援を行うため、分野横断的かつ属性を問わない相談体制の構築が必要不可欠です。今後も、相談窓口間の連携をより一層強化し、相談者の抱える自殺リスクの低下に努めます。また、若者の自殺者数の増加やインターネットの普及等の近年の動向を踏まえ、ICT（情報通信技術）を活用した自殺対策の強化が求められています。本町ホームページでは引き続き「こころの体温計」を掲載し、自身のストレス状況のセルフチェック及び結果に応じた相談窓口の情報提供ができる環境を維持します。

- 近年、自殺の要因になり得る問題が深刻化・複雑化している背景があり、連携する機関・団体を拡大し、さらなる地域ネットワークの充実を図ることが重要です。
- 包括的な相談体制を構築するとともに、住民が自分自身のこころの不調に早期に気づくためのセルフチェックの仕組みを周知し利用を促していくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本町では、「絆でむすぶ 笑顔あふれる 福祉のまち」を基本理念として、地域のすべての人々が主役となり、つながりをひろげながら、普段の暮らしを通して幸せや生きがいを実感できるまちの実現をめざし、行政をはじめ地域のあらゆる人や機関等が連携・協働し地域福祉を進めてきました。また、全国的な自殺者数の動向を背景として、本町においても令和元（2019）年度に自殺対策推進計画を策定し、誰も自殺に追い込むことのない生きることの包括的支援に取り組んできました。

本町ではこれまでの地域福祉及び自殺対策の推進をふり返り、自殺対策の基盤となる地域福祉の推進によって町全体が地域生活課題への関心や福祉意識を向上させていくこと、また、悩みや困りごとを抱える人を誰一人取り残さない包括的・重層的な支援体制の構築が必要であると、認識を新たにしています。

本町では、地域福祉の推進とは生きることの包括的な支援に他ならず、住民一人ひとりのかけがえのないいのちと暮らしを守っていくことにつながると考え、このたび地域福祉計画と自殺対策計画を一体的に策定します。

本計画の基本理念は、これまでの地域福祉計画の基本理念を踏襲し、引き続き、地域のすべての人々が主役となり、地域とのつながりを持ちながら、幸せに、笑顔になれるまちの実現をめざします。



絆でむすぶ 笑顔あふれる
福祉のまち

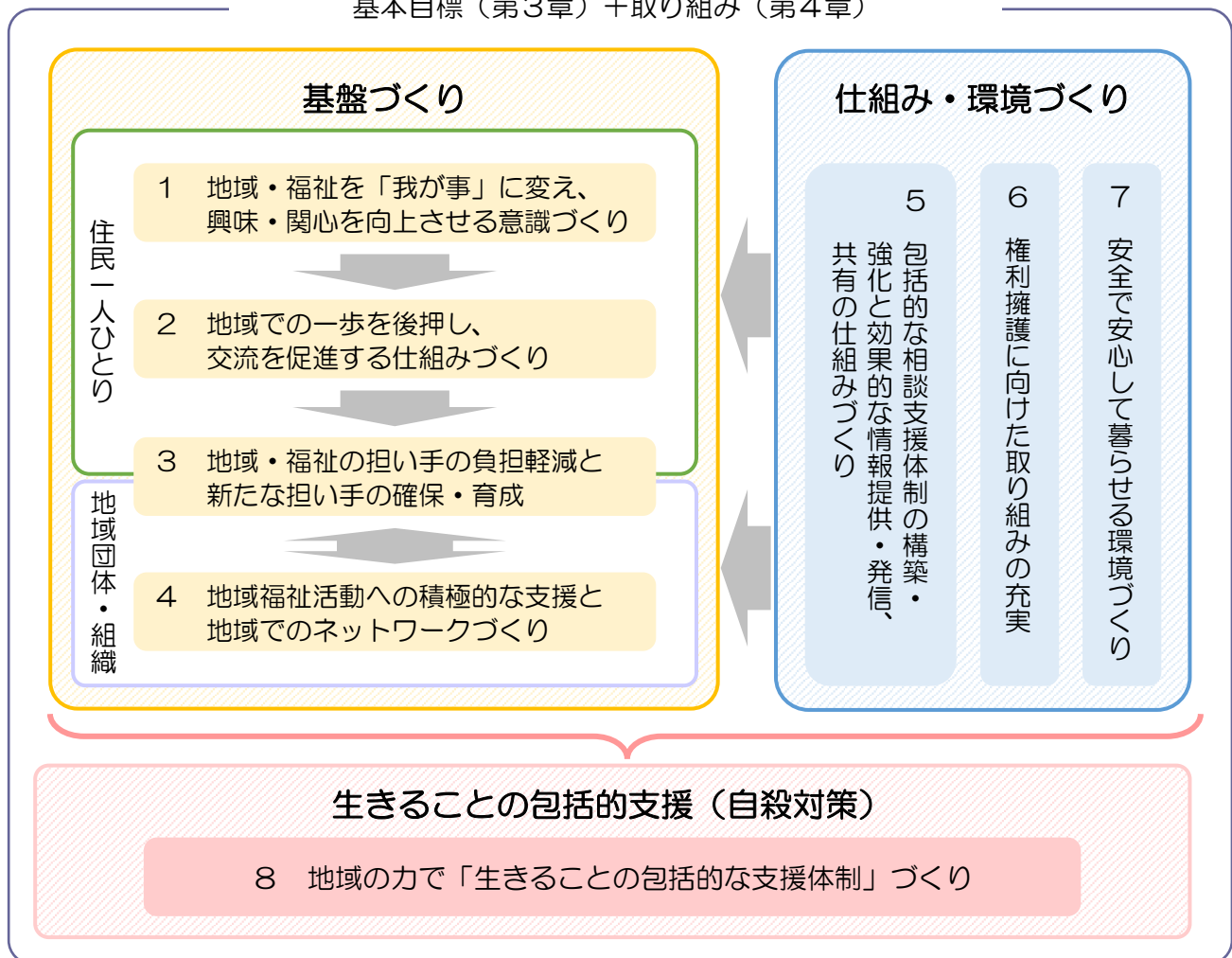


2. 計画の基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、地域福祉推進にあたっての課題を踏まえ、基本目標を設定します。また、この延長線上に自殺対策を位置づけ、これを8番目の基本目標として新たに設定します。

【基本理念】 絆でむすぶ 笑顔あふれる 福祉のまち

基本目標（第3章）＋取り組み（第4章）



計画の推進（第5章）



基本目標1 地域・福祉を「我が事」に変え、興味・関心を向上させる意識づくり

地域福祉の推進は、地域のあらゆる主体が「地域」や「福祉」を「我が事」として捉える意識を持って取り組むことが大切です。また、お互いの個性を理解し、尊重し合えるよう福祉の理念について理解を促進していく必要があります。

住民一人ひとりが地域や福祉について学ぶ機会をもち、地域の課題を「我が事」として受け止められるよう、また、その意識を、実際の地域活動やボランティア活動につなげられるよう、子どもから高齢者までを対象に、積極的かつ継続的な福祉教育や情報発信により福祉意識の醸成や地域の現状についての理解促進等に取り組めます。

基本目標2 地域での一歩を後押し、交流を促進する仕組みづくり

地域のつながりが希薄化しているなかで、親しい近所付き合いや地域活動への参加を望んでいるものの、近所や地域との交流を持っていない住民もいます。

住民一人ひとりが孤立や孤独に陥ることなく地域との関わりを保ち、近所付き合いを大切にしながら、支え合うことのできる地域づくりを目指し、地域とのつながりをつくる一歩を後押しするために、様々な仕組みづくり・交流の促進に取り組めます。また、交流の促進を図るために、誰もが安心して利用できる地域の拠点づくりや定期的な交流の場・機会づくりを進めていきます。

基本目標3 地域・福祉の担い手の負担軽減と新たな担い手の確保・育成

福祉や地域活動の担い手が減少傾向にあるなか、「みんなで担う」地域福祉を推進するために、既存の担い手・リーダーの負担軽減と新たな担い手・リーダーの確保・育成を両輪として取り組んでいくことが求められています。また、既存の活動団体では担い手の高齢化や固定化も課題となっており、活動を継続していくための支援が求められています。

既存の担い手・リーダーの負担を軽減するためには、多様な主体の地域福祉への参画により、役割や機能を分担し連携・協力していく必要があります。また、新たな担い手・リーダーを確保・育成していくために、気軽に活動に参加ができるよう、様々な入口・メニューを整備し、「やってみたい」住民と地域活動をつなぐ仕組みづくりを進めていきます。

基本目標4 地域福祉活動への積極的な支援と地域でのネットワークづくり

多様化・複合化する地域の課題に対応し「制度の狭間」を解消していくためには、地域福祉に関わる様々な活動団体・組織の協力・連携が必要です。各団体・組織が、交流や情報交換を行い、活動をさらに活発化させるとともに、それぞれの特徴や強みを活かした連携が求められます。

また、地域課題への対応の検討やその取り組みを推進していくための場・仕組みづくりも重要です。地域団体・組織間のコーディネートを推進し、活動をより活発なものにしていくと同時に、団体・組織同士のつながりづくりを支援していきます。

基本目標5 包括的な相談支援体制の構築・強化と効果的な情報提供・発信、共有の仕組みづくり

多様な生活課題を抱える人がいるなかで誰一人取り残さない地域社会を築いていくためには、分野を超えた総合的・包括的な相談支援体制を構築・強化し、多様な課題に「丸ごと」対応していくことが求められます。一方で、近所付き合いの希薄化やプライバシー意識の高まり等により、支援を必要とする人の情報を把握し共有することが難しい現状も生じており、住民が安心して相談できる体制づくりや個人情報の保護に配慮した情報共有の仕組みづくりが重要です。

また、従来の広報紙や町ホームページによる情報提供に加え、SNS等を利用した情報提供へのニーズもみられ、住民のライフスタイルに寄り添う多様な情報発信のあり方が求められています。本町の地域福祉に関する様々な情報を整理し、住民にわかりやすく的確に届けられるよう、情報の受け手の視点に立った情報発信・提供の体制づくりに取り組みます。

基本目標6 権利擁護に向けた取り組みの充実

認知症高齢者等の増加や、障がいのある人の地域移行等を踏まえ、尊厳を持った生活を住み慣れた地域で安心して送れるよう、権利擁護に関する意識醸成とともに、成年後見制度の利用や権利擁護に関する取り組みの充実を図ります。

また、虐待やDVに関する相談窓口の充実や防止のための周知・啓発等、早期発見・早期対応に向けた取り組みを推進します。

基本目標7 安全で安心して暮らせる環境づくり

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが地域とのつながりを持ち、安全に安心して生活を送ることができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づいて生活環境の整備を進め、誰もが快適に暮らせるまちづくりや住みやすい都市基盤・交通環境の整備に取り組みます。

また、災害時に支援を必要とする人や、子どもを災害や犯罪等から守るために、自主防災組織の結成を促進し防災ネットワークづくりを推進するなど、各団体・組織や地域住民と連携を図りながら、地域での防災・防犯対策を推進します。

基本目標8 地域のかで「生きることの包括的な支援体制」づくり

基本目標1～7の取り組みを通じてあらゆる主体の力を結集し、行政や関係機関・団体等による支援や住民同士の助け合いや支え合い、見守りによって孤立・孤独を防ぎ、誰一人取り残されることのない「生きることの包括的な支援体制」づくりにより、住民一人ひとりのかけがえのないいのちを守る自殺対策を推進します。

3. 施策の体系

基本目標	基本施策
1 地域・福祉を「我が事」に変え、興味・関心を向上させる意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権意識の向上 (2) 福祉教育の推進 (3) 地域やまちづくりへの興味・関心の向上
2 地域での一歩を後押し、交流を促進する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 近所・地域デビューの選択肢の拡大 (2) 多様な世代での交流の促進 (3) 地域の拠点づくりと交流・居場所づくり
3 地域・福祉の担い手の負担軽減と新たな担い手の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 既存の担い手への支援の充実 (2) 新たな担い手の確保・育成
4 地域福祉活動への積極的な支援と地域でのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 活動団体・組織への支援 (2) 活動団体・組織間のネットワークづくりとコーディネート機能の充実
5 包括的な相談支援体制の構築・強化と効果的な情報提供・発信、共有の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 包括的な相談支援体制の充実 (2) 福祉サービス・制度の提供と質の向上 (3) 効果的な情報提供・情報発信の仕組みづくり
6 権利擁護に向けた取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 権利擁護のための制度利用の促進 (2) 虐待防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進
7 安全で安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住みやすい都市基盤・生活環境の整備 (2) 防災・防犯・安全対策の充実
8 地域の力で「生きることの包括的な支援体制」づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の力の強化、結集 (2) 自殺対策に関する周知・啓発

第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み

基本目標 1 地域・福祉を「我が事」に変え、興味・関心を向上させる意識づくり

(1) 人権意識の向上

すべての住民が年齢や性別、国籍等の違いにかかわらず、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重できるよう、子どもから高齢者まで生涯にわたる継続的な人権教育を推進します。



取り組みの方向性

No.1 学校・保育所等における人権教育の推進

- 他者の立場を尊重し、互いの個性を認め合えるよう、保育所・幼稚園や小・中学校と連携して人権教育を推進します。

No.2 生涯を通じた人権教育・啓発の推進

- 人権に対する正しい理解と認識を深めるため、あらゆる世代に向けて継続的な人権教育・啓発を推進します。

No.3 町職員に対する人権教育・啓発の推進

- すべての町職員に対する人権教育・計画を推進し、高い人権意識を持って住民と関わっていくとともに、人権尊重の理念の下、あらゆる施策の推進に取り組みます。



成果指標（目標）

- 学校・保育所における人権教育の実施【各校・各園 1 回/年】(No.1)
- 人権教育・啓発に関する研修会等の開催【5回/年】(No.2)
- 人権教育・啓発に関する研修会等の参加者数【300 人/年】(No.2)

【成果指標（目標）について】

本計画では、上位計画である「大山崎町総合計画」に基づく分野計画としての位置づけを重視し、同計画の成果指標（目標）を踏襲しています。本計画の推進が町全体の方向性を定めている総合計画の成果指標（目標）の達成につながることをめざしています。

(2) 福祉教育の推進

地域福祉へのあらゆる世代の参画を促すため、保育所や幼稚園、学校において子どもの頃から福祉について学び、実際に福祉活動を経験することで、福祉教育や地域との交流を持つ機会の充実を図ります。

また、生涯学習の機会を活用し、地域福祉の意義や取り組みに対する理解を深められるよう周知・啓発するとともに、誰もが生涯にわたって福祉活動を経験できる環境づくりに努めます。



取り組みの方向性

No.4 学校・保育所等における福祉教育の推進

- 学校教育や、子どもと地域の高齢者等との交流、ボランティア活動への参加等を通じて、福祉に関する学習を深めます。

No.5 生涯を通じた福祉教育の推進

- 生涯学習の機会を通じて、あらゆる世代に向けて継続的に福祉に関する教育・啓発に取り組みます。



成果指標（目標）

- 学校・保育所における人権教育の実施【各校・各園 1 回/年】(No.4)

(3) 地域やまちづくりへの興味・関心の向上

住民一人ひとりが地域に興味や誇りを持てるよう、地域について学び・考えることのできる機会づくりを推進します。また、地域の課題を「我が事」として捉え、具体的な取り組みや活動を実践できるよう、地域福祉の推進に対する意識啓発を行います。



取り組みの方向性

No.6 子どもの郷土愛や地域・まちづくりへの関心の醸成

- 子どもが町への誇りや愛着を感じられるよう、住民との交流や町の自然・環境・歴史・社会等から地域への理解や関心を深めます。

No.7 地域課題に関する学習の場の提供

- 住民が地域課題について考え、「我が事」として取り組むまちづくりを支援するため、町職員が講師として地域に出向きテーマに沿った町政の説明や講習等を行う「出前講座」の実施等を推進します。



成果指標（目標）

- 大山崎町への愛着【90.0%】(No.6)

基本目標2 地域での一歩を後押し、交流を促進する仕組みづくり

(1) 近所・地域デビューの選択肢の拡大

近所付き合いや地域活動に対する住民の「理想」と「現実」のギャップを埋めるため、地域への参画の一歩を後押しする機会・仕組みづくりが必要です。ライフステージに合わせた交流の場や趣味や特技を生かした活動の機会等、近所付き合いや地域活動に参加する入り口の拡大を図ります。



取り組みの方向性

No.8 町民全体の地域参画の促進

- 本町のあらゆる住民が地域福祉推進の担い手として様々な地域活動に参画できる環境づくりを推進します。

No.9 子どもの地域参画の促進

- 子どもの意見を反映したまちづくりを推進するため、子どもが主体的に地域活動に参加できる機会づくりを推進します。

No.10 子育て世代の地域参画の促進

- 子育て世代が地域から孤立することなく、住民同士や地域との交流の場への参加を通して安心して子育てができるまちづくりを進めます。

No.11 高齢者の地域参画の促進

- 高齢者が地域活動への参加を通して健康づくりや生きがいづくりに取り組み、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

No.12 勤労者の地域参画の促進

- 企業等と連携し、働く世代と地域のつながりづくりに取り組みます。

No.13 男性の地域参画の促進

- 男性が家事や子育て等への参画を通じて地域とのつながりを深めていけるよう取り組みます。

No.14 若者の地域参画の促進

- 若い世代が地域に対する誇りや愛着を持ち、次世代の担い手として積極的に地域活動に参加できるよう、若者の地域参加の促進に取り組みます。



成果指標（目標）

- 地域活動・ボランティア活動の参加率【18.0%】(No.8～14)
- 社会福祉協議会ボランティア登録人数【360人】(No.8～14)

(2) 多様な世代での交流の促進

地域における支え合いの力を高めるために、あらゆる人が世代を超えて交流しお互いに理解を深め協力していくことが大切です。地域の子どもから高齢者まで、様々な世代の住民が交流できる環境、機会づくりを推進します。



取り組みの方向性

No.15 地域での多様な世代の交流の促進

- 子どもから高齢者まで、多様な世代が交流し互いに理解を深めながら、共に助け合い、支え合うまちづくりを推進します。

No.16 スポーツ・レクリエーションによる交流の促進

- スポーツやレクリエーション等、住民同士が交流し楽しめる機会を充実し、互いの顔が見える関係づくりを促進します。

No.17 生涯学習による交流の促進

- 地域での生涯学習や趣味の活動を通して、住民同士が交流できる機会づくりを推進します。



成果指標（目標）

- 「町内の交流活動」の満足度【50.0%】(No.15)
- 近所付き合いのない人の割合【10.0%】(No.15)
- 町内小学校在校生のスポーツ少年団への加入率【22.0%】(No.16)
- 大山崎町体育館の利用者数【50,000人】(No.16)
- 「生涯学習活動」の満足度【50.0%】(No.17)

(3) 地域の拠点づくりと交流・居場所づくり

地域住民の交流の促進と、住民主体の活発な地域活動の展開に向けて、地域における拠点づくりや交流の場、居場所づくりを進めます。また、住民一人ひとりが地域で孤立することがないように、施設や交流の場の周知・啓発及び利用の促進を図ります。



取り組みの方向性

No.18 交流拠点となる施設や場の提供

- 地域住民の交流の促進と、住民主体の活発な地域活動の展開に向けて、利用しやすく、あらゆる世代の住民に親しまれる交流拠点の整備に取り組みます。



成果指標（目標）

- 町内公共施設の利用率向上【現行利用率から20%向上】(No.18)

基本目標3 地域・福祉の担い手の負担軽減と新たな担い手の確保・育成

(1) 既存の担い手への支援の充実

地域福祉活動を継続していくために、既存の担い手やリーダーの負担軽減を図ることが求められています。特定の住民に負担が偏ることがないように、担い手の育成支援や誰もが活躍できる環境づくり、情報や課題の共有体制の構築等を図るなど、誰もが我が事として地域に関心を持って「みんなで担う」仕組みへと転換を図ります。



取り組みの方向性

No.19 担い手が活躍できる仕組み・環境づくり

- 地域活動への参加意欲があっても機会がなく潜在化してしまっている人が、地域で活発に活動できるよう、機会づくりの充実に取り組みます。



成果指標（目標）

- 助け愛隊サポーター*フォローアップ講座終了者数【30人/年】(No.19)

(2) 新たな担い手の確保・育成

誰もが地域福祉活動の担い手となって地域で活躍できるよう、ボランティア活動等を知り・学び・体験できる機会づくりを進めます。また、住民それぞれの生活や興味・関心に合った活動ができるよう、様々な分野やライフステージに応じた機会を提供します。



取り組みの方向性

No.20 リーダーやコーディネーターの育成・支援

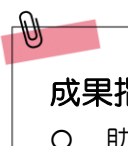
- 各種活動を率先するリーダーや、地域団体同士をつなぐコーディネーターを育成するとともに、地域に根差した活動が活発に展開されるよう支援します。

No.21 養成講座等の開催

- 「認知症サポーター」や「助け愛隊サポーター」、「ゲートキーパー」等、各種活動のリーダーを養成する講座を開催するとともに、より多くの住民の参加を促進します。

No.22 様々な分野でのボランティア体験学習の促進

- 住民の興味・関心に応じて幅広くボランティア活動に参加してもらえるよう、環境保全、防災、防犯、福祉、子育て、介護、伝統文化等、様々な分野のボランティア体験学習を実施します。



成果指標（目標）

- 助け愛隊サポーター養成講座修了者数【191人】(No.20、21)
- 認知症サポーター養成講座受講者数【250人/年】(No.20、21)
- 防災伝道師受講者数【100人】(No.20、21)
- 地域活動・ボランティア活動の参加率【18.0%】(No.20、22)
- 社会福祉協議会ボランティア登録人数【360人】(No.20、22)



基本目標4 地域福祉活動への積極的な支援と地域でのネットワークづくり

(1) 活動団体・組織への支援

町内で地域福祉活動を展開する様々な地域団体・組織の課題やニーズを把握し、運営や活動への支援（組織づくり）を進め、地域福祉活動の継続及び活性化につなげます。



取り組みの方向性

No.23 地縁団体等の活動への支援

- 町内会・自治会、老人クラブ、子ども会等の地域に根差した活動が継続的に、また、活発に行なわれるよう支援します。

No.24 テーマ型団体・組織の活動への支援

- ボランティアや団体やNPO、自主グループやサークル等、参加者の興味・関心に応じて集うテーマ型団体・組織の活動が継続的に、また、活発に行なわれるよう支援します。

No.25 企業等への働きかけの推進

- 企業等が積極的に地域とのつながりを持てるよう、企業等による社会活動を支援します。

No.26 民生児童委員活動への支援

- 地域住民の身近な存在として地域の民生児童委員が住民に広く認識され、活発に活動できるよう、活動しやすい環境づくりを推進します。



成果指標（目標）

- 町内会・自治会の加入率【67.7%】(No.23)
- 「町内会・自治会活動の活発さ」の満足度【50.0%】(No.23)

(2) 活動団体・組織間のネットワークづくりとコーディネート機能の充実

様々な分野で、活動する団体や組織、福祉関係者、専門家等が定期的に交流や情報交換を行うことができるよう、ネットワークの充実を図ります。また、地域の課題解決に向けた取り組みを検討・推進するための場や仕組みづくりを進めます。



取り組みの方向性

No.27 社会福祉協議会との連携・協働

- 地域福祉を推進するうえで中心的な役割を担っている社会福祉協議会の活動を支援し、連携・協働を図ります。

No.28 ボランティア団体のネットワークづくりやコーディネート機能の充実

- 社会福祉協議会を通じ、ボランティア団体相互の連携や活性を支援します。

No.29 民生児童委員協議会の開催

- 悩みを抱えている方の相談を受け、適切な相談機関につなげるための地域の最初の窓口としての機能を担えるよう活動を充実します。

No.30 要保護児童対策地域協議会の開催

- 虐待を受ける児童等の適切な保護・支援を図るために、関係機関と連携しながら早期発見と対応を行います。

No.31 情報や課題の共有の場づくり

- 地域の様々な福祉の担い手同士が必要な知識や情報を共有し、活動しやすい環境づくりを推進します。

No.32 様々な分野での活動団体・組織のネットワークづくり

- 地縁団体や、ボランティア団体、NPO等、本町で活動する様々な活動団体・組織同士の連携を支援し、ネットワークづくりを推進します。

No.33 地域でのプラットフォームづくり

- 本町で活動する団体・組織が人材育成や情報交換、連携等を図るためのプラットフォームづくりを推進します。

No.34 地域と専門機関等とのネットワークづくり

- 地域の活動団体等による地域福祉活動と専門機関による公的な福祉サービスとの連携をめざして、町や専門機関、社会福祉協議会、地域の活動団体等による情報共有や連携の取り組みを進めます。

No.35 活動やネットワークづくりのための拠点の整備

- 本町で活動する団体・組織の活動の場や交流拠点として、町の既存施設等の有効利用を進め、拠点機能の整備に取り組みます。



成果指標 (目標)

- 各団体にかかる活動紹介【3団体/年】(No.27)

基本目標5 包括的な相談支援体制の構築・強化と 効果的な情報提供・発信、共有の仕組みづくり

(1) 包括的な相談支援体制の充実

地域における身近な相談機能や各福祉サービスに関する相談体制を充実・強化するとともに、多様で複合的な課題に対して、「丸ごと」対応できるよう、分野を超えた包括的な相談支援体制の充実を図ります。



取り組みの方向性

No.36 地域における身近な相談機能の充実

- 民生児童委員、人権擁護委員等の地域における身近な相談員の活動を支援します。

No.37 福祉サービスに関する相談窓口・相談体制の充実

- 妊娠・出産・子育てや高齢者福祉、障がい福祉、こころの健康に関する相談等、様々な不安や悩みに対応できるよう、各分野の相談窓口・相談体制の充実を図ります。

No.38 相談窓口の周知・啓発

- 町広報市やホームページ等、様々な情報媒体を活用し各分野の相談窓口について周知・啓発を図ります。

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 子育て支援センター「ゆめほっぺ」
- ・ ファミリー・サポート・センター など

No.39 総合的な相談支援体制の構築

- 住民の不安や悩みに対し分野横断的な対応ができるよう、各相談窓口の総合的な情報連絡体制づくりを進めます。

No.40 個人情報の適正な取り扱い及び有効活用の推進

- 住民が安心して相談でき、また、個人に関する情報が支援に有効に活用されるよう、「大山市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき個人情報を適正に取り扱います。



成果指標（目標）

- 自殺者数【0人】(No.36～No.40)
- 「保健・医療」の満足度【50%】(No.36～No.40)
- 「子育ての環境」の満足度【50%】(No.36～No.40)

(2) 福祉サービス・制度の提供と質の向上

高齢者や障がいのある人、子ども・子育て世代に関する個別計画にのっとり、公的な福祉サービス・制度の適切な提供を図ります。また、サービスに関する相談への対応や評価の充実を図るとともに、サービス・制度の質の確保と向上に努めます。



取り組みの方向性

No.41 質の高い福祉サービス・制度等の提供

- 支援を必要とするすべての住民が、福祉サービス・制度を有効かつ効果的に活用できるよう、様々な媒体や機会を活用し、福祉サービス・制度の周知・啓発や利用に関する情報提供等を進めます。
- サービスの質を高めるとともに、適切なサービス提供を図るため、サービス事業者の第三者評価*や自己評価制度の実施を働きかけます。



成果指標（目標）

- 「高齢者や障がい者に配慮した環境になっている」と回答した人の割合【15.0%】（No.41）
- 認知症の認知度・理解度【50.0%】（No.41）
- ファミリー・サポート・センター*活動件数【350件】（No.41）

(3) 効果的な情報提供・情報発信の仕組みづくり

必要な人に必要な情報が届くよう、情報の受け手である住民や地域団体・組織の視点に立ち、情報媒体の充実や新たな情報提供・情報発信の仕組みづくり等を積極的に進めます。

また、個人情報保護条例等に基づいた個人情報の適正な取扱いを進めるとともに、災害時・緊急時等に対応するための情報の共有等、個人情報の有効活用を進めます。



取り組みの方向性

No.42 既存の情報媒体等の充実

- 「広報おおやまざき」や町ホームページ等、既存の情報媒体の充実に努め、住民に寄り添った情報提供ができるよう取り組みます。

No.43 情報のバリアフリー化の推進

- あらゆる住民に必要な情報が届くよう、文字の大きさや、ふりがな、配色等に配慮したわかりやすく読みやすい紙面づくりを推進します。



成果指標（目標）

- 「広報・広聴や情報公開」の満足度【50%】（No42、43）

基本目標6 権利擁護に向けた取り組みの充実

(1) 権利擁護のための制度利用の促進

地域における身近な相談機能や各福祉サービスに関する相談体制を充実・強化するとともに、多様で複合的な課題に対して、「丸ごと」対応できるよう、分野を超えた包括的な相談支援体制の充実を図ります。



取り組みの方向性

No.44 権利擁護の推進

- 成年後見制度利用支援事業や地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）の周知・啓発を進めます。
- 地域包括支援センターにおいて、高齢者の権利擁護に関する相談に応じます。



成果指標（目標）

- 権利擁護のための広報活動【1回/年】(No.44)

(2) 虐待防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進

子どもや高齢者および障がいのある人への虐待、DV等の予防や早期発見・早期対応等に向けた取り組みを推進します。



取り組みの方向性

No.45 虐待防止の取り組みの充実

- 虐待の予防から、相談・通報等による早期発見・早期対応、さらには被虐待者の適切な保護・自立に至るまでの総合的、組織的な対応の充実を図ります。

No.46 DV対策の推進

- 配偶者やパートナーからの暴力の相談を受け、関係機関と連携して家庭支援総合センター等につなぎ被害者を保護します。



成果指標（目標）

- 児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待・DV被害に関する広報活動【2回/年】(No.45、46)

基本目標7 安全で安心して暮らせる環境づくり

(1) 住みやすい都市基盤・生活環境の整備

誰もが安全に安心して生活を送り、社会参加や地域での交流等ができるよう、町内の公共施設や道路等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。また、地域の状況やニーズを把握し、移動・交通手段の整備を検討・推進します。



取り組みの方向性

No.47 公共施設や道路環境等の整備

- バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進し、誰もが利用しやすく、安全で快適に過ごせる生活環境を整えます。

No.48 「京都府福祉のまちづくり条例」や「大山崎町開発指導要綱」の普及・啓発

- 「京都府福祉のまちづくり条例*」や「大山崎町開発指導要綱」に基づき、関係機関へバリアフリー化への協力を要請します。

No.49 移動・交通手段の整備

- 高齢者や障がいのある人等の公共交通のニーズや地域の状況を踏まえ、移動支援の充実を図ります

No.50 企業誘致促進事業の推進

- 企業誘致を促進することで、雇用機会の増加に向けた支援に努めます。



成果指標（目標）

- 「大山崎町は住みよいまちだ」と感じている住民の割合【61.0%】【1回/年】(No.46～No.49)

(2) 防災・防犯・安全対策の充実

高齢者や障がいのある人、子ども等を災害や犯罪等から守るため、地域において防災や防犯の取り組みや安全対策を推進するとともに、緊急時の対応策の充実を図ります。

また、子どもや高齢者に向けた交通安全指導や運転手の意識向上を図り、交通事故の防止に取り組みます。



取り組みの方向性

No.51 防災対策の充実

- 自主防災組織や自治会・町内会、学校、事業所や防災関係機関等と協力し、災害時に住民と町職員が適切な行動をとれるよう、防災対策の充実に取り組みます。

No.52 防犯対策の充実

- 防犯推進協議会や子ども安全見守隊、PTA等と協力し、地域ぐるみで防犯対策の強化に取り組みます。

No.53 緊急時対応策の充実

- 緊急通報装置の給付や「命のカプセル*」の普及、町内公共施設や民間施設におけるAED*の設置促進に取り組みます。

No.54 交通安全の推進

- 交通事故の防止に向けて交通安全の教育・啓発を推進します。



成果指標（目標）

- 災害ボランティアの登録者数【30人】(No.51)
- 防災伝道師受講者数【100人】(No.51)
- 防災訓練、防災講演会、出前講座等の防災行事参加者数【約600人】(No.51)
- 防災教育（授業）実施数【1回/各小・中学校】(No.51)
- 「交通の安全性」の満足度【50.0%】(No.54)
- 交通事故発生件数【16件以下】(No.54)



基本目標8 地域の力で「生きることの包括的な支援体制」づくり

(1) 地域の力の強化、結集

自殺の背景には、経済問題・失業・いじめ・健康問題・家族問題・生活問題等、様々な問題が複雑に関係しています。自殺対策は関係機関、民間団体、学校、医療、福祉、地域住民等、お互いに連携を取りながら、協働していく必要があります。各主体がそれぞれの役割を理解したうえで、連携・協働の体制をつくり、地域のネットワークを構築することで自殺対策を効果的に推進します。



取り組みの方向性

No.55 幼保小中連携事業

- 保育所（園）、幼稚園と小学校、小学校と中学校との連携事業を通して、幼児・児童・生徒の交流を深め、円滑な接続を図るとともに学力向上を目指します。

No.56 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

- 妊娠期から産後も、保健師等継続的に関わりを持ち、育児の悩みや相談に応じるとともに、精神的・身体的・社会的な問題について把握します。また、支援が必要な場合は相談の継続及び適切な機関につなぎます。

- ・ 利用者支援事業（妊娠期）の実施子育て支援センター「ゆめほっぺ」の周知・啓発
 - ・ 出生届出時健康相談の実施
 - ・ 赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問）の実施
 - ・ 乳幼児健康診査の実施
 - ・ 保育の提供
- など

No.57 いじめ対策の充実

- 町立小中学校における全校児童生徒を対象としたいじめ問題調査や、人権学習会を実施します。
- いじめ防止対策推進委員会を開催します。

No.58 適応指導教室事業の推進

- 町立小・中学校に在籍する不登校児童生徒の自立を促し、学校への適応を図るため、適応指導教室（たけのこ教室）を設置しており、カウンセリング等を適切に実施します。

No.59 国民年金業務等を通じた支援を必要とする人の把握

- 国民年金に関する事務や、各種徴収業務等を行う中で、生活状況の聞き取りや悩みの相談等に応じるにより、支援が必要な場合は適切な機関につなげます。

- ・ 国民年金
- ・ 保険税・料の賦課、収納
- ・ 保育料等納入促進事業
- ・ 水道料金徴収業務
- ・ 葬祭費補助の実施

など

No.60 生活保護申請受付・支給事務の支援

- 生活保護申請時において、過不足なく適切な聞き取りを行い、乙訓保健所と情報共有し適切な支援事務を行います。

No.61 自立支援医療の推進

- 支援医療の申請時に、当事者の抱える問題の早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関につなげます。

No.62 高齢者実態把握

- 高齢者世帯や一人暮らしの実態を把握し、関係機関と情報を共有することで、孤独・孤立を防止します。

No.63 犯罪被害者支援事業の推進

- 犯罪被害者のこころのケア支援事業の充実・改善をはじめ、生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的なこころのケアについて、警察との連携強化等を推進します。

No.64 各種健診の実施

- 健康診査や保健指導の機会を活かし、必要時詳細な聞き取りを行い、支援が必要な場合は適切な機関につなげます。

No.65 保健センター施設管理

- 生きることの包括的支援に関するチラシの配架や、ポスター掲示を行うなど、保健センターのロビーを住民への啓発の場として活用します。

No.66 健康講座・健康教室の開催

- 生活習慣病予防をテーマにした教室の中で栄養、運動、休養を大切にすることがこころの健康にもつながることへの理解を促します。

成果指標（目標）

- 乳児家庭全戸訪問事業の訪問率【100.0%】(No.56)
- 保育所の待機児童数【0人】(No.56)
- 特定健康診査の受診率【60.0%】(No.64)
- 長寿（後期高齢者）健康診査の受診率【65.0%】(No.64)
- 男性の健康寿命の延伸【82.6歳】(No.66)
- 女性の健康寿命の延伸【85.8歳】(No.66)
- 「健康づくり」の満足度【50.0%】(No.66)

(2) 自殺対策に関する周知・啓発

すべての住民が、自殺の危険を示すサインに気づき、早期発見・相談ができるよう、様々な媒体を活用し、広報・啓発活動を推進します。



取り組みの方向性

No.67 からだとこころの健康相談の実施

- 保健センターを拠点に相談場所を設け、専門職による心身の不調の解消に向けたアドバイスをを行い心身の健康の回復を目指します。支援が必要な場合は適切な機関につなげます。

No.68 こころの体温計の周知と利用促進

- 町ホームページに掲載している「こころの体温計」を周知し、こころの健康セルフチェック（メンタルヘルスチェック）により、こころの不調の早期発見につなげます。また、セルフチェックの結果を踏まえ相談窓口の情報提供を行います。

No.69 職員研修（個別相談）の実施

- 町職員向けに産業医との個別相談（メンタルヘルス等）の機会を設け、病気にならないこころづくりや早期に処置するための環境を整えます。

No.70 広報誌発行

- 自殺対策の啓発として、生きる支援に関する各種事業等の情報を住民に提供します。
- 「自殺対策強化月間（3月）」や「自殺予防週間（9月）」には特集を組むなど、効果的な啓発を実施します。



成果指標（目標）

- 自殺対策にかかる地域団体との連携【3団体】（No.67）
- 町職員の満足度（町職員の働きがい）【80.0%】（No.69）
- 自殺者数【0人】（No.67～No.70）

第5章 計画の推進

1. 計画の進捗管理と評価

本計画は「大山崎町地域福祉計画策定委員会」を通じて、計画に関連する取り組み等の進捗状況の確認と評価を行います。その中で、計画策定段階で地域の課題としてあがっていながら、本計画に対応策等が反映できていない事項、成果が見えつつあり、今後さらに取り組みを発展させていくべき事項や、住民や地域との連携のあり方等についても継続的に検討を進めます。

また、計画を推進する中で、その推進方策や新たに生じた課題等についても検討するほか、関連する事業や取り組みの成果について、PDCAサイクル*に基づいた評価・検証を行います。

2. 庁内における計画の推進

(1) 庁内推進体制の整備

地域福祉に関わる課題や問題は、福祉、保健、医療はもとより、教育、コミュニティ施策等の庁内の担当課も多岐におよぶため、関係各課が地域福祉に関する課題や問題を共有する協議の場を設け、各課が地域福祉推進の意義を理解し連携して本計画を推進します。また、各個別計画の推進や見直し時には本計画との整合性を確保しつつ、個別計画で示された施策の展開を図っていきます。

さらに、アウトリーチ型の支援や地域福祉の推進に向けた人員の確保・育成等についても検討を進めます。

(2) 職員の意識や資質の向上

福祉、保健、医療関連の職員はもとより、あらゆる分野のすべての職員が、地域福祉に関わる課題や問題を共有し、高い人権意識・福祉意識を持ちながら各事業・施策に取り組む必要があります。また、今後は従来のやり方にとらわれることなく、住民や地域等の様々な主体から信頼を得ながら、地域に向いて、地域と協働できる職員が求められています。

そのためにも、職員の地域福祉に関する意識や資質の向上を図るとともに、地域福祉の推進のための専門的な知見等を深めるための取り組みを積極的に進めていきます。

3. 京都府や国との連携の強化

地域福祉を推進するにあたって、町単独では解決が困難な課題・問題や、広域的な対応が効果的な課題・問題等については、近隣2市（向日市、長岡京市）や京都府、国との連携を強化し解決を図っていきます。

1. 大山崎町地域福祉計画・自殺対策計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 地域の支え合いによる福祉の向上と自殺対策の一体的かつ総合的な推進を目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画及び、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく市町村自殺対策計画を一体的に策定する新たな計画（以下「計画」という。）策定のため、大山崎町地域福祉計画・自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）関係団体の代表者
- （3）行政関係者
- （4）その他町長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1）計画の策定に関すること。
 - （2）その他計画の策定に必要な事項に関すること。
- 2 計画策定年度以外の年度については、次の各号に掲げる事項を審議する。
- （1）計画の推進に関すること。
 - （2）その他計画の推進に必要な事項に関すること。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。ただし委員委嘱後の最初の策定委員会は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉及び自殺対策を所管する部署において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

(委員の任期)

2 この要綱の施行後、最初に選任される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず平成31年3月31日とする。

2. 大山崎町地域福祉計画策定委員会名簿

委員名	所属等
◎武田 卓也	学識経験者（大阪人間科学大学人間科学部教授）
若林 麻記子	一般社団法人 乙訓医師会
濱田 咲子	社会福祉法人 大山崎町社会福祉協議会
○澤田 恵子	大山崎町民生児童委員協議会
佐田 康弘	大山崎町身体障害者協会
中鋪 敬二	大山崎町知的障害者育成会
井ノ本 明男	大山崎町円団中央長寿会
松田 信子	大山崎ボランティア連絡協議会
齋藤 円	大山崎町商工会
今井 登美子	大山崎町三つ和母子会
幸山 由佳	スマイルプレイス
大西 協子	大山崎町立第二大山崎小学校
辻 知也	京都府乙訓保健所

（◎会長、○副会長）

令和5年3月31日現在、敬称略、順不同

【事務局】大山崎町健康福祉部福祉課・健康課

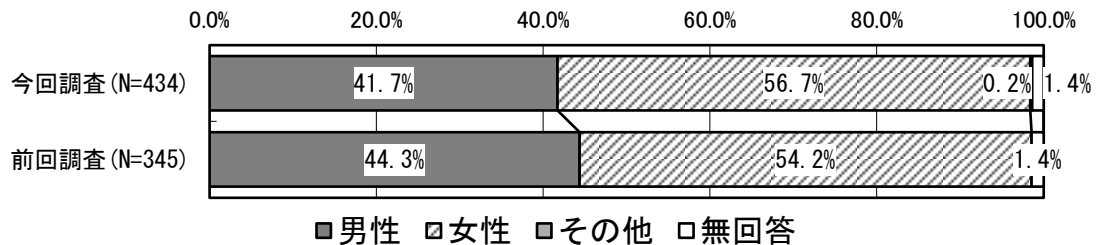
3. 計画の策定経過

年月日	内容
令和4（2022）年 8月12日（金）	第1回大山崎町地域福祉計画・自殺対策計画策定委員会 ・計画策定の主旨、スケジュールについて ・アンケート調査、ワークショップ、団体ヒアリング調査の実施について
9月6日（火）～ 9月26日（月）	・住民アンケート調査の実施 ・関係団体アンケート調査の実施
11月11日（金）	・ワークショップの実施
12月5日（月）	第2回大山崎町地域福祉計画・自殺対策計画策定委員会 ・町民アンケート・関係団体アンケート調査結果報告について ・ワークショップ結果報告について ・次期計画策定に向けた方向性
令和5（2023）年 1月30日（月）	第3回大山崎町地域福祉計画・自殺対策計画策定委員会 ・計画素案について ・パブリックコメントについて
2月15日（水）～ 3月15日（水）	パブリックコメントの実施
3月27日（月）	第4回大山崎町地域福祉計画・自殺対策計画策定委員会 ・計画案について ・パブリックコメント結果について

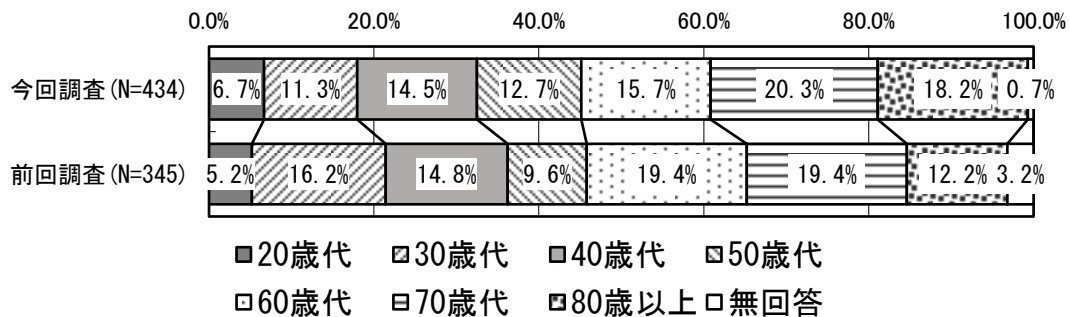
4. 住民アンケート調査結果（単純集計）

（1）基本項目（性別、年齢、家族構成、職業、居住地など）

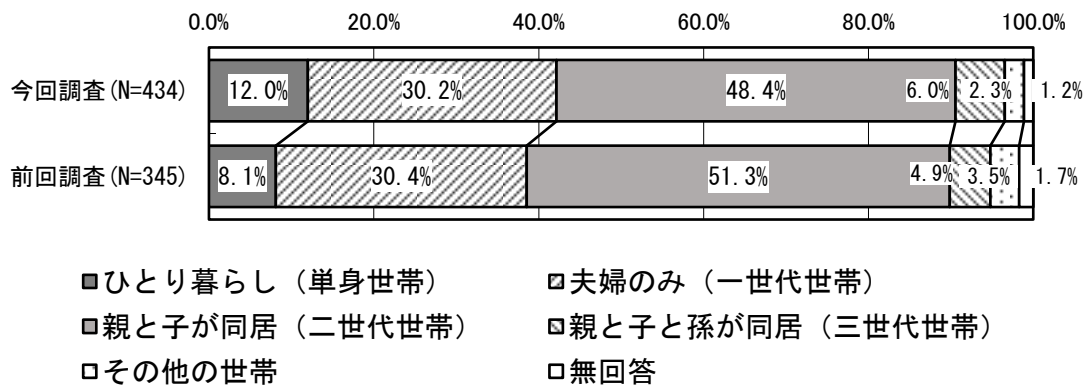
【問1 性別】



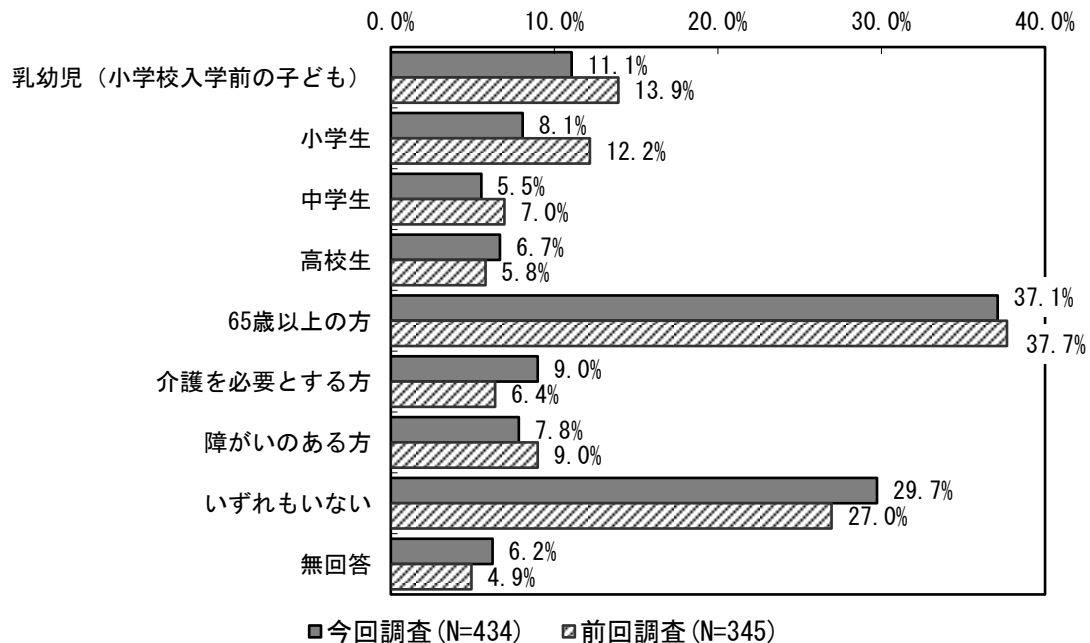
【問2 年齢】



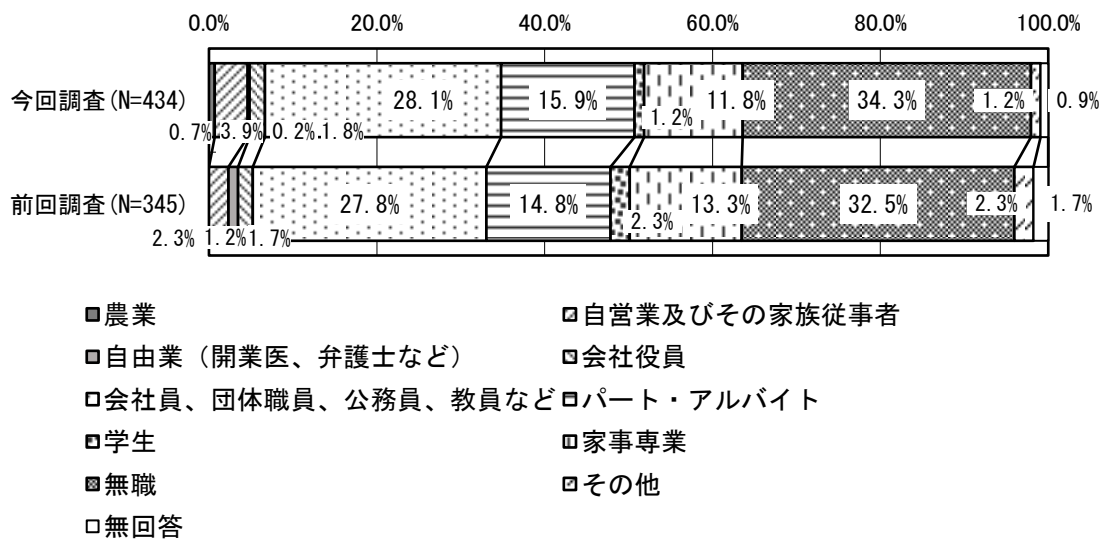
【問3 家族構成】



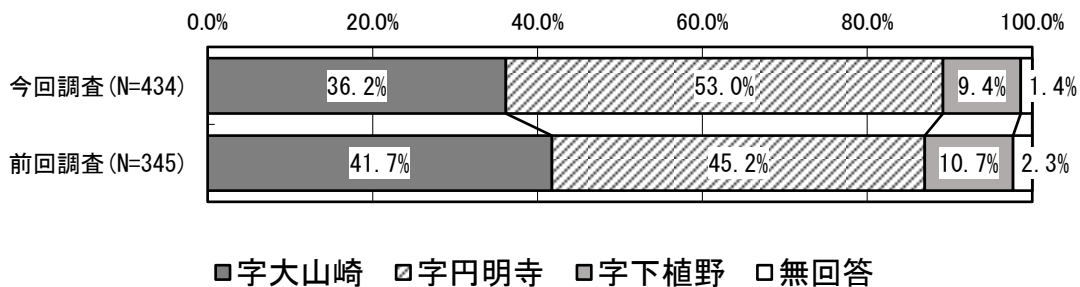
【問4 同居家族の状況】



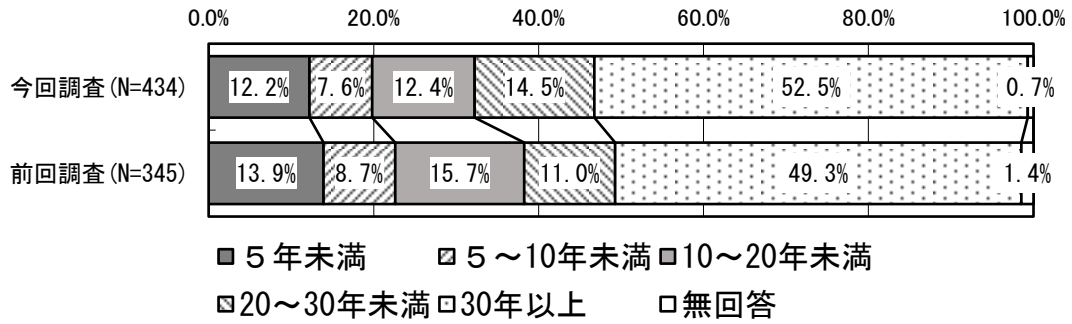
【問5 職業】



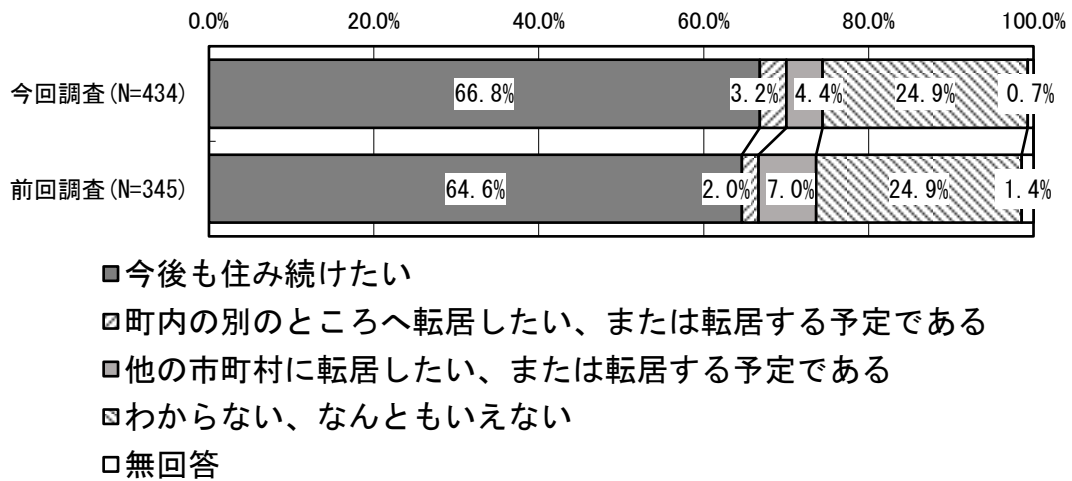
【問6 居住地】



【問7 居住年数】

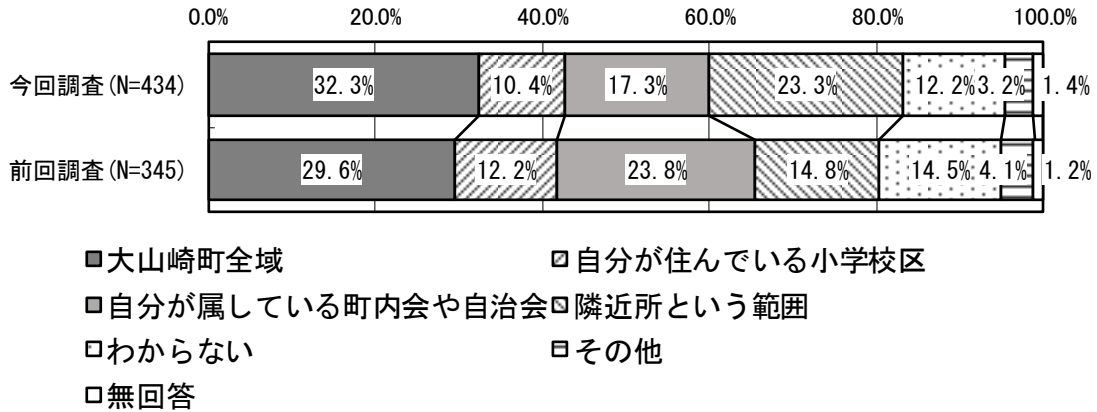


【問8 居留意向】



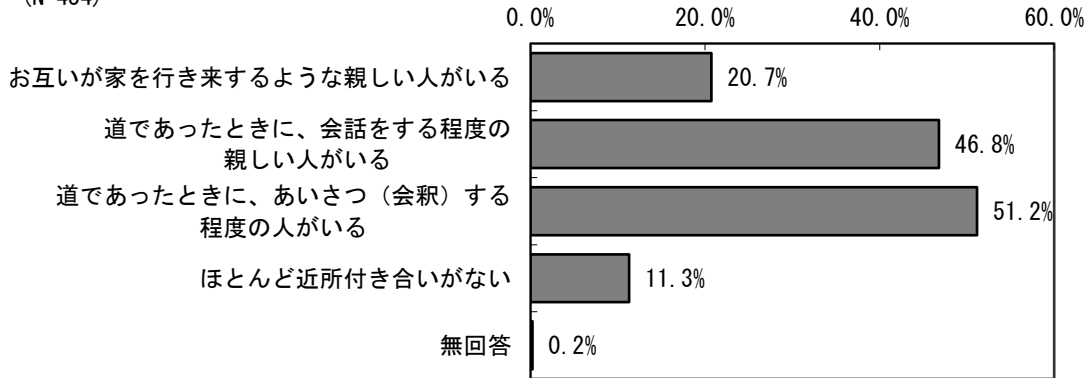
(2) 地域や近所付き合いのことについて

【問9 「つながりのある地域」の範囲】

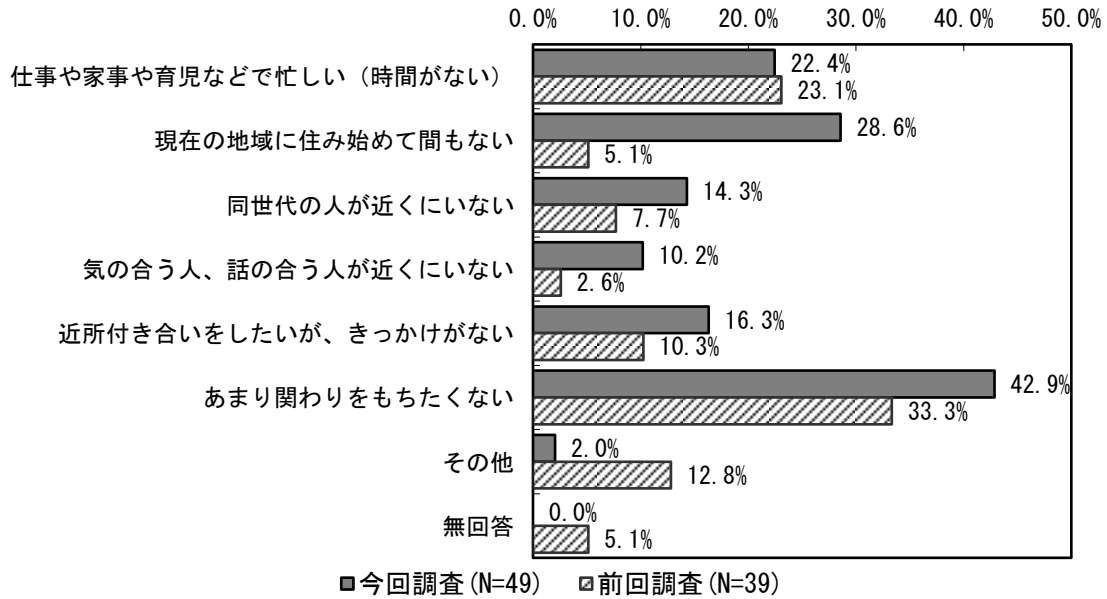


【問10 近所付き合いの程度】

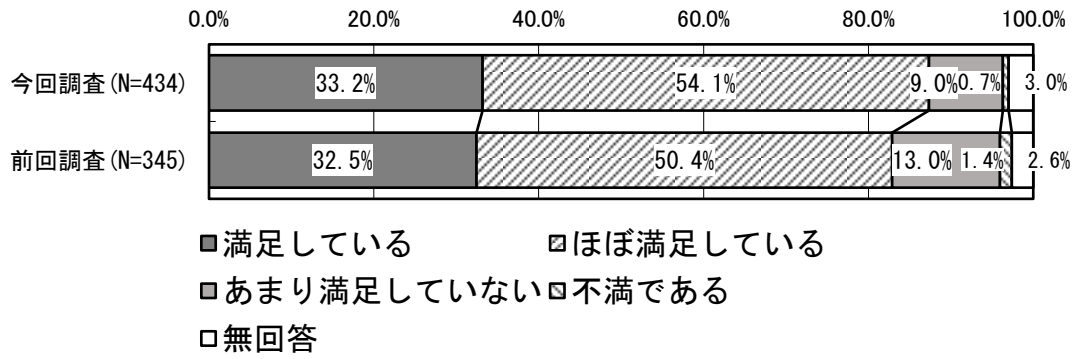
(N=434)



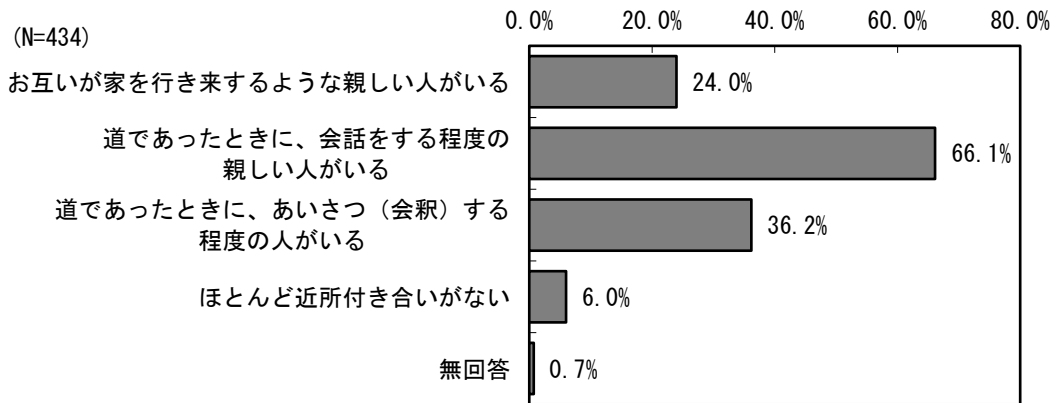
【問10-1 近所付き合いがない理由】



【問 11 近所付き合いの満足度】

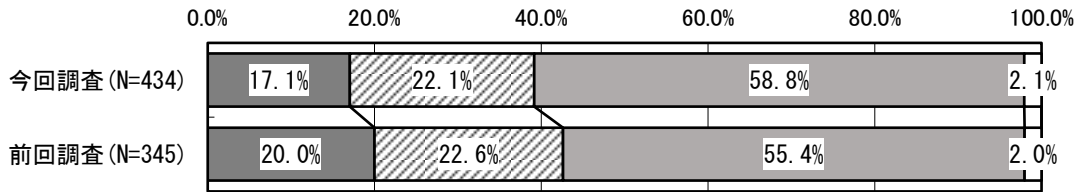


【問 12 理想とする近所付き合いの程度】



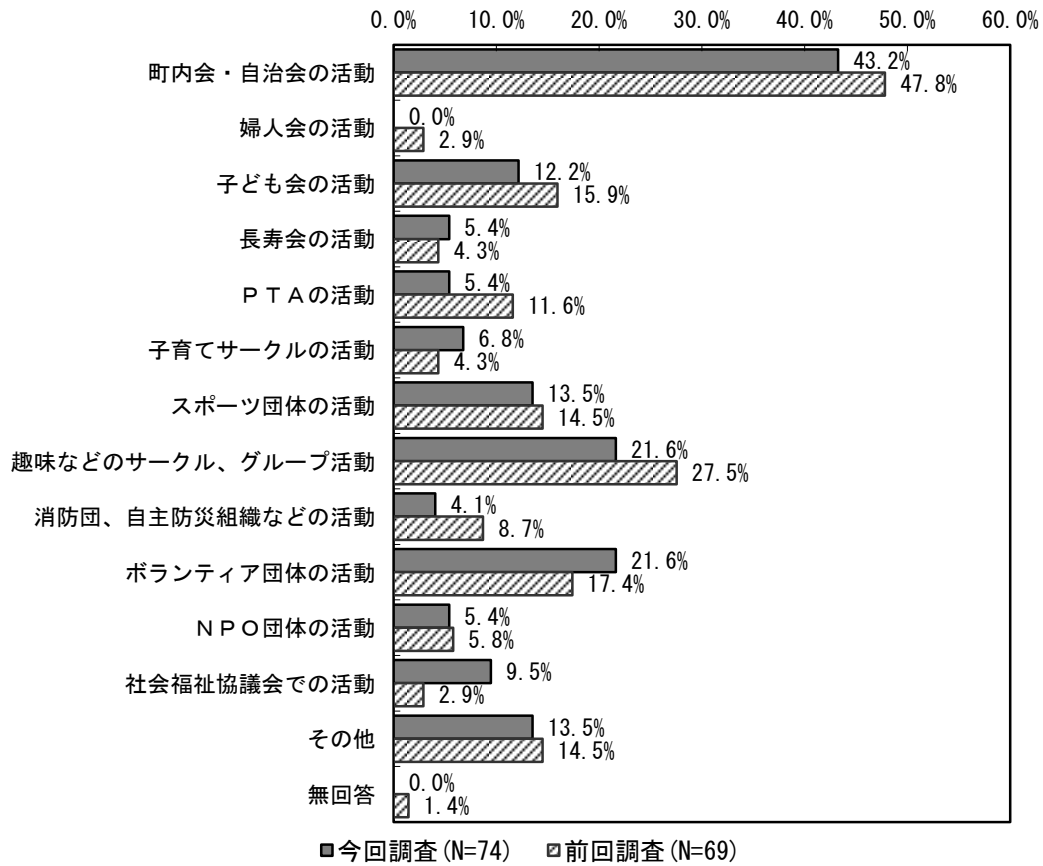
(3) 地域活動やボランティア活動などについて

【問 13 地域活動などへの参加状況】

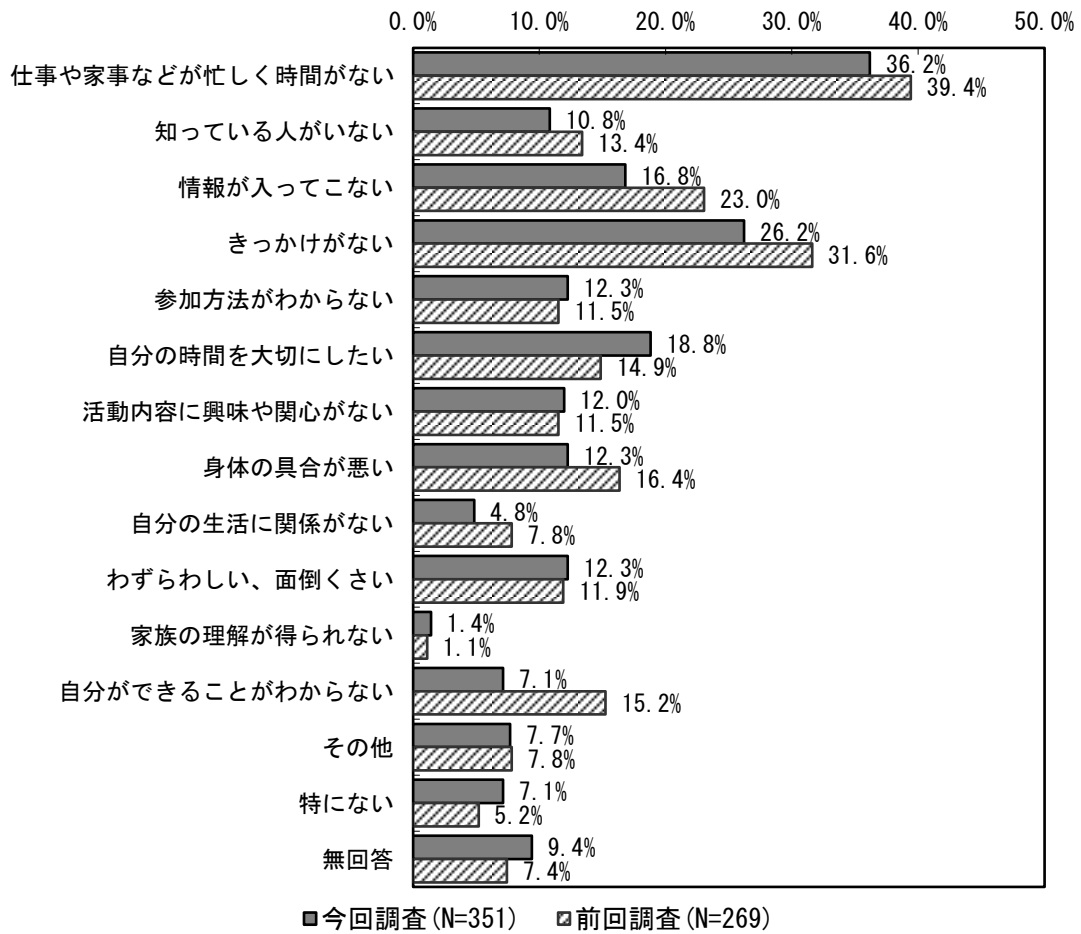


- 現在参加している
- ▨ 現在は参加していないが、過去に参加したことがある
- 参加したことがない
- 無回答

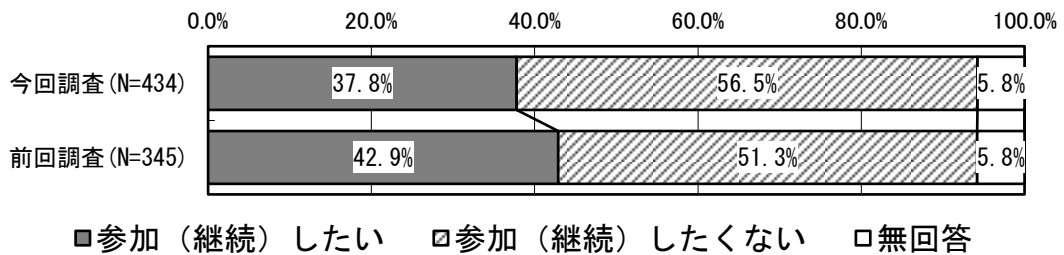
【問 13-1 参加している地域活動など】



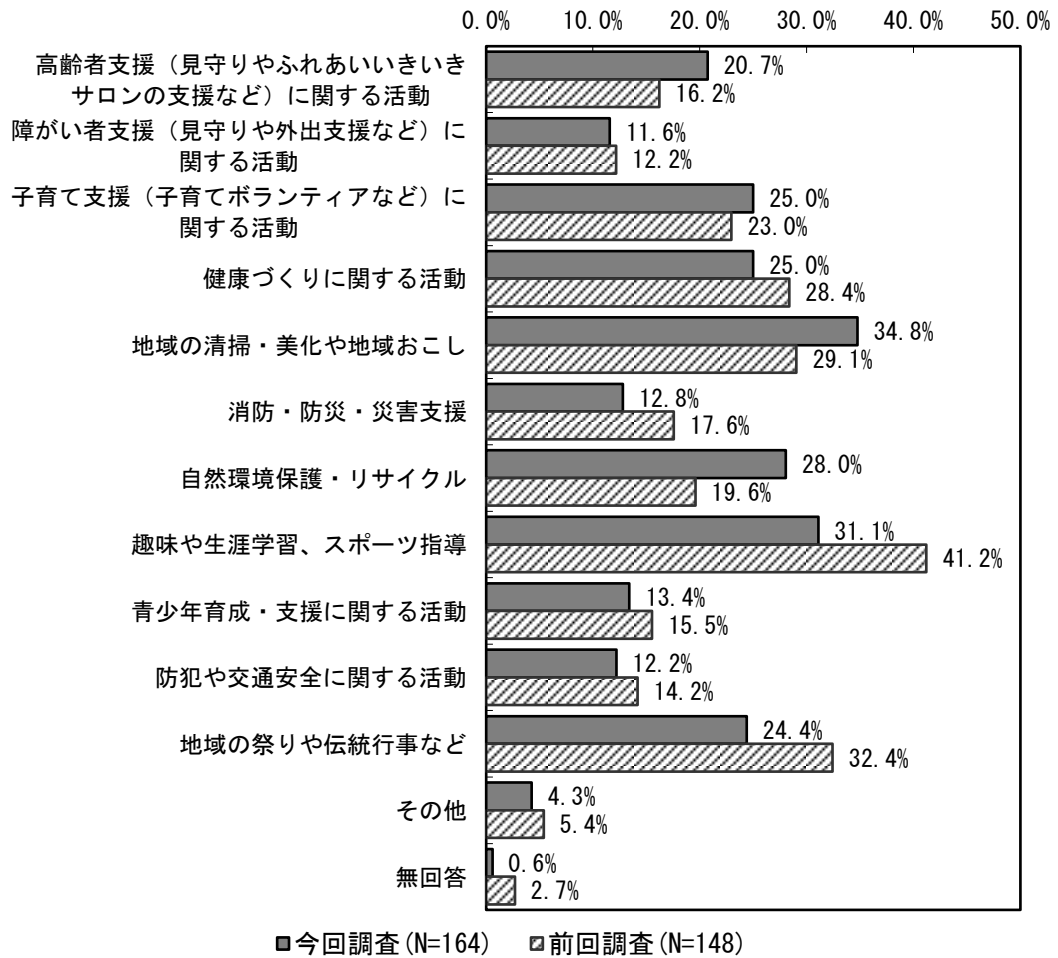
【問 13-2 地域活動などに参加していない理由】



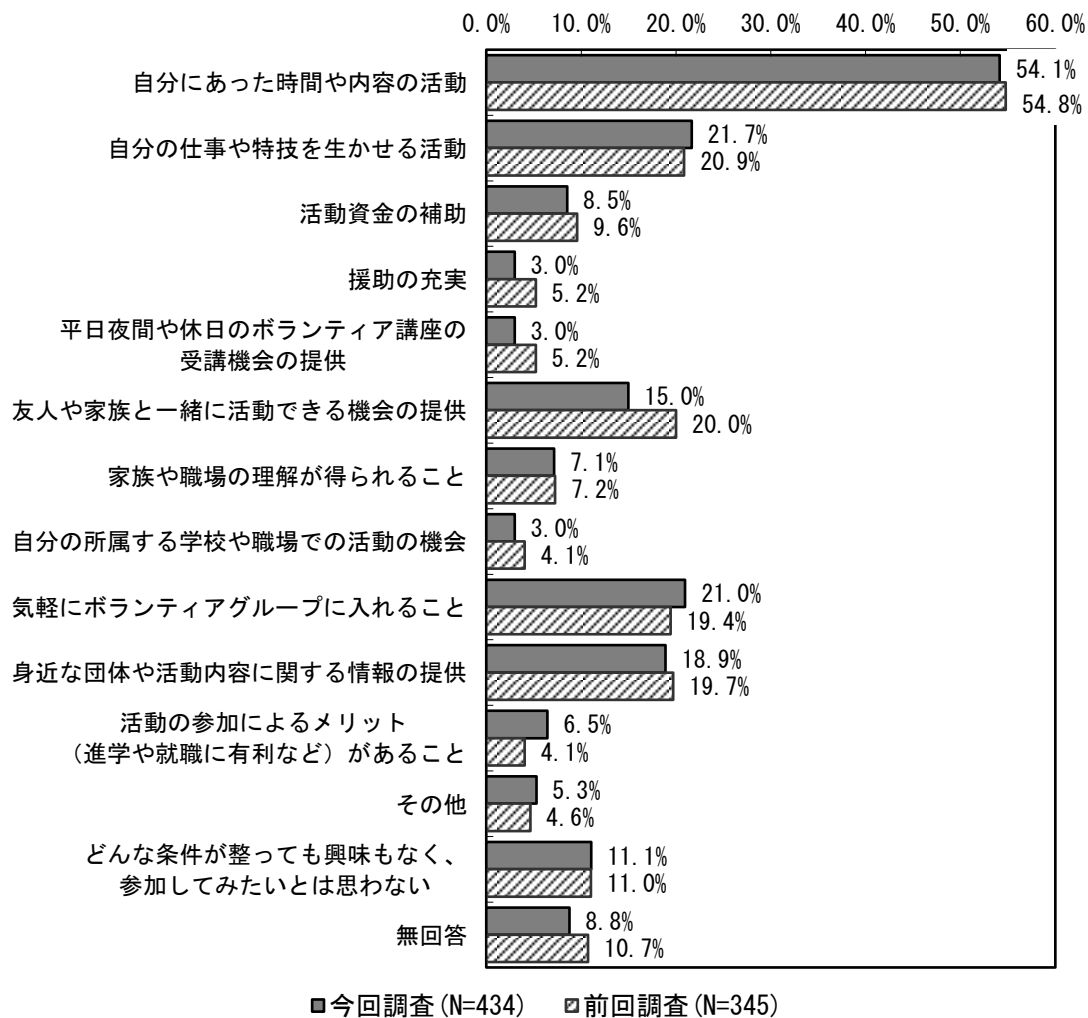
【問 14 地域活動などへの参加意向】



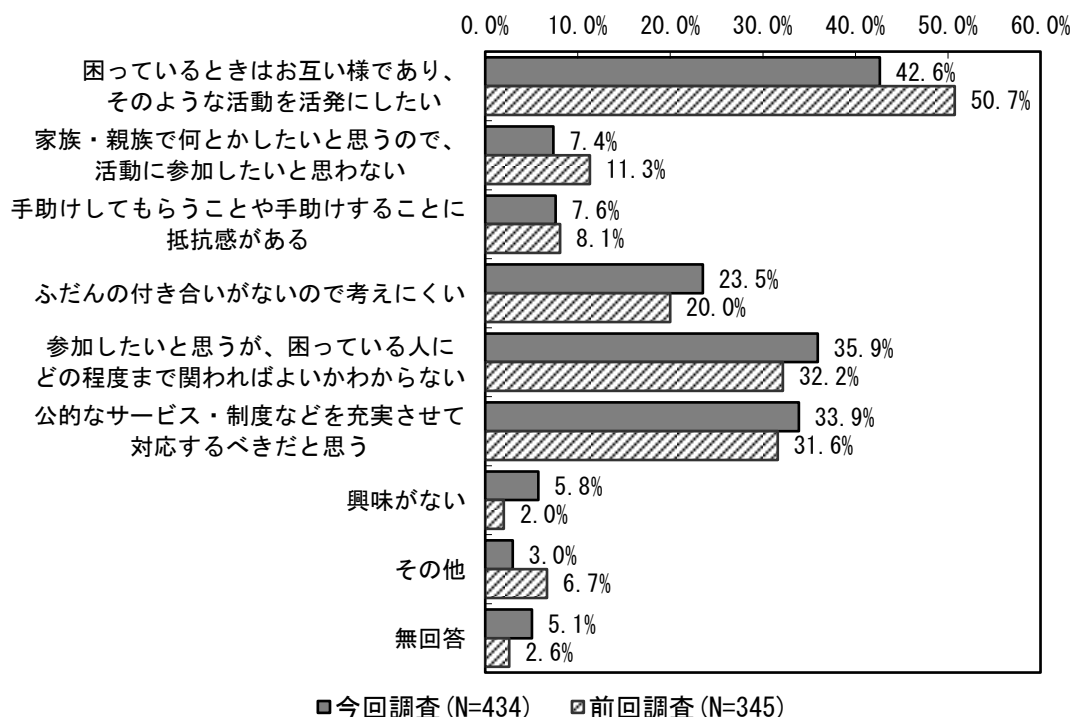
【問 14-1 参加したい地域活動など】



【問 15 地域活動などに参加しやすくなるための条件】

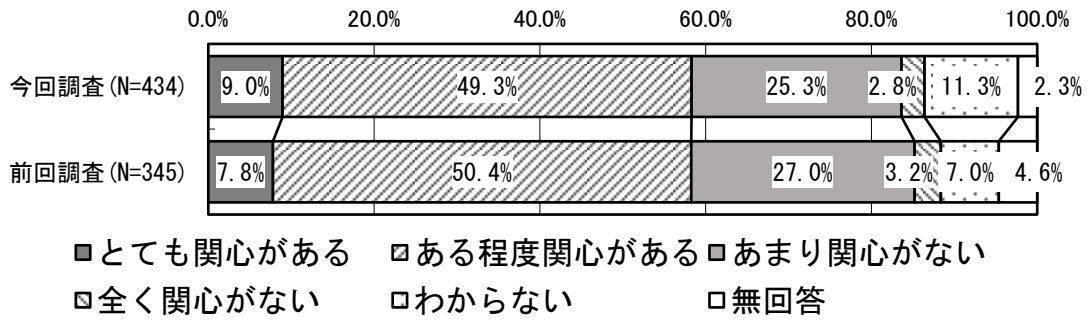


【問 16 住民同士の助け合い・支え合いの活動について】

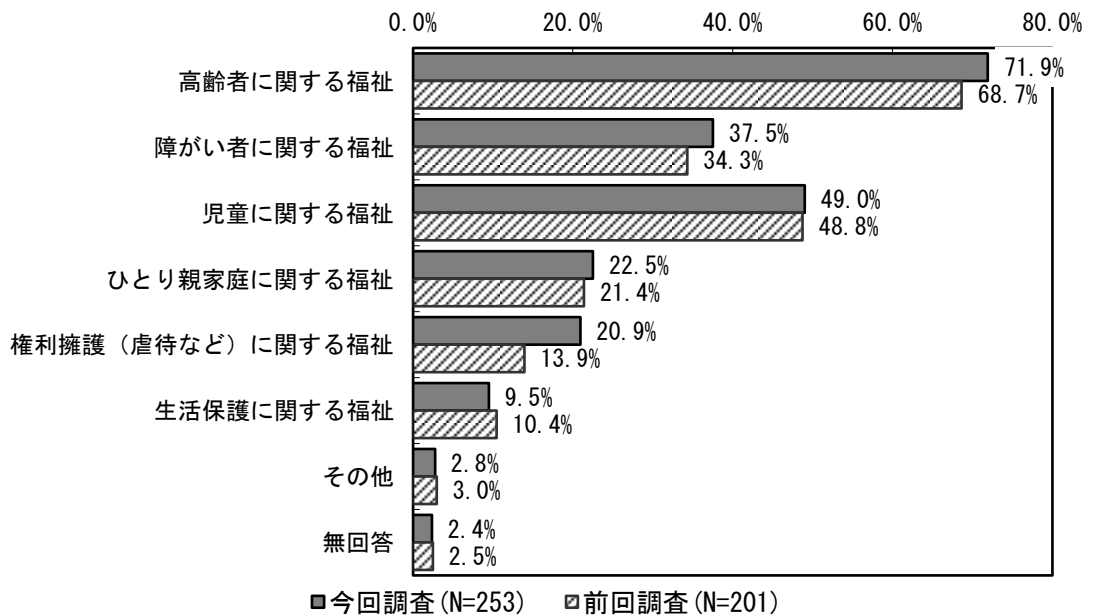


(4) 地域福祉に関する実態と意識について

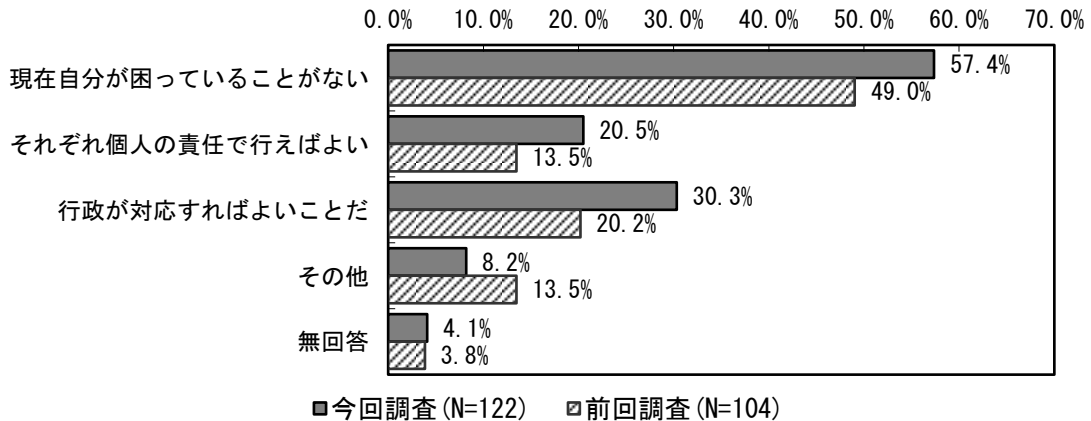
【問 17 地域福祉の関心】



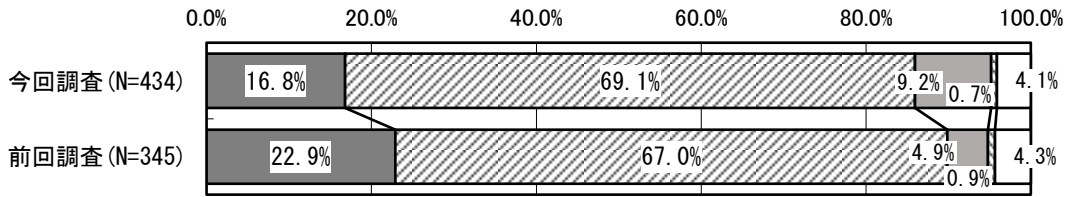
【問 17-1 関心がある福祉の分野】



【問 17-2 福祉に関心がない理由】

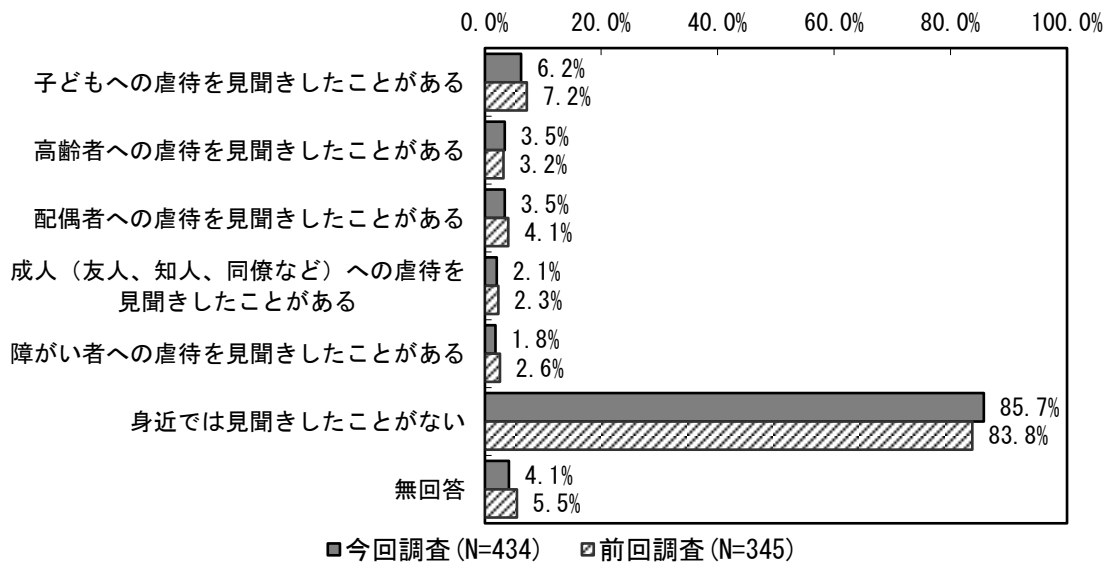


【問 18 住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性について】

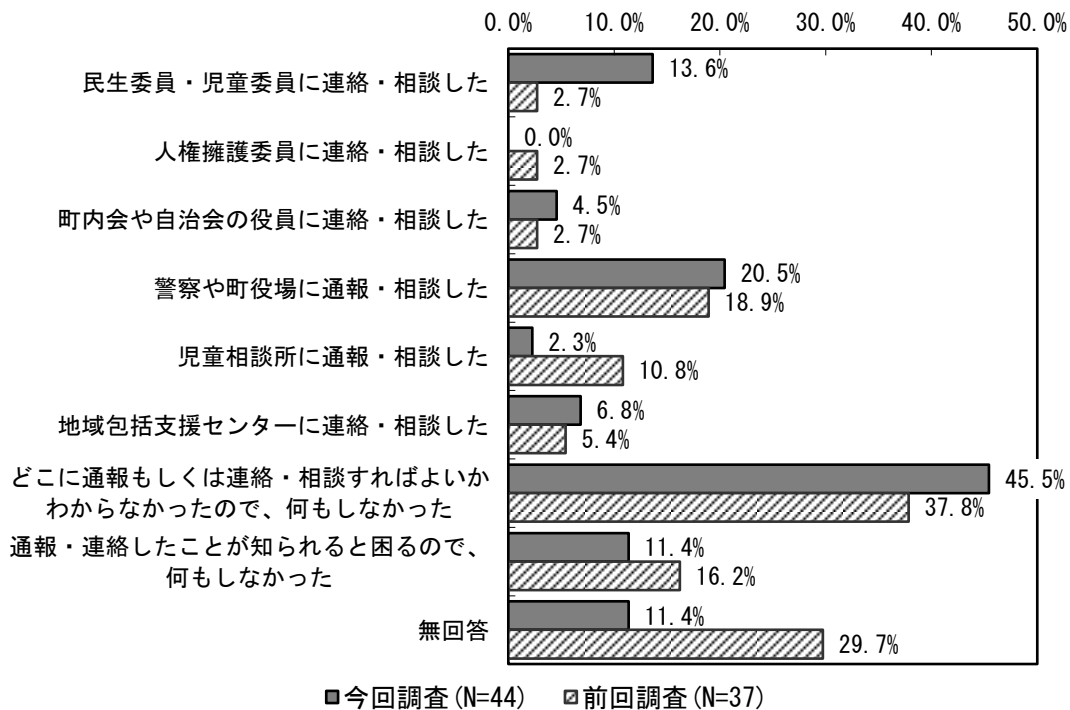


- とても必要だと思う
- ▨ある程度必要だと思う
- ▤あまり必要だとは思わない
- まったく必要だとは思わない
- 無回答

【問 19 身近で虐待を見聞きした経験】

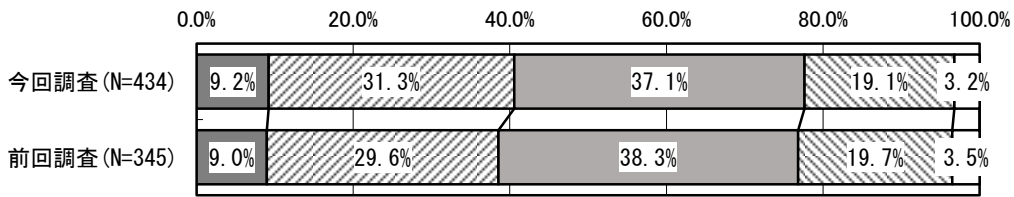


【問 19-1 身近で虐待を見聞きした時の対応】



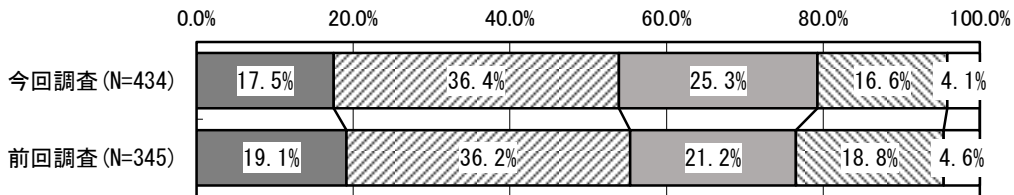
【問 20 高齢者や障がい者への差別・偏見】

○高齢者への差別・偏見



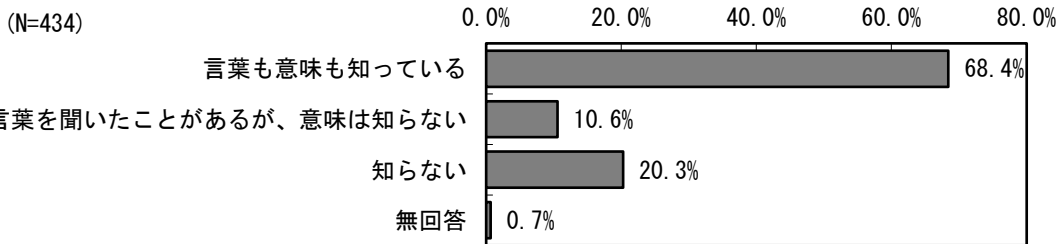
■あると思う ▨少しはあると思う □ないと思う □わからない □無回答

○障がい者への差別・偏見

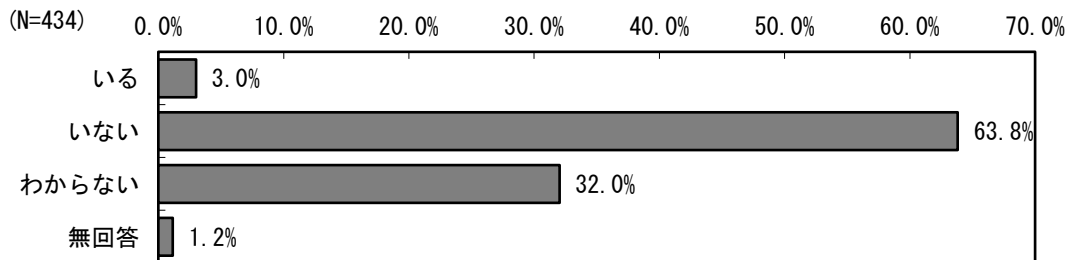


■あると思う ▨少しはあると思う □ないと思う □わからない □無回答

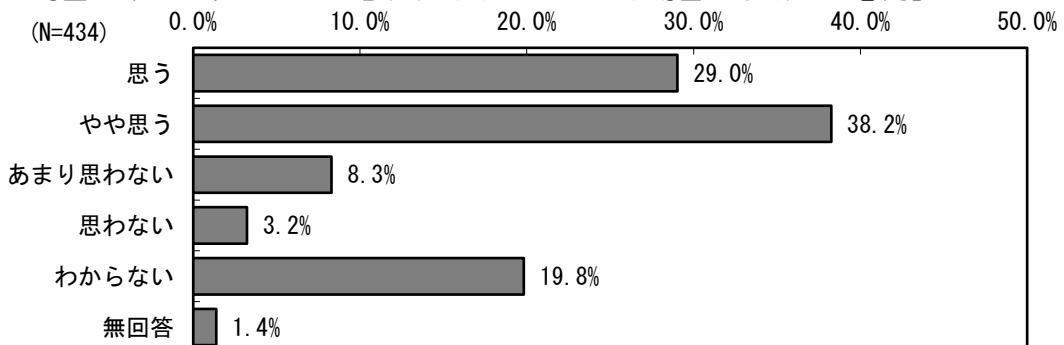
【問 21 ヤングケアラーについて】



【問 22 周囲にヤングケアラーと思われる子どもがいるかどうか】

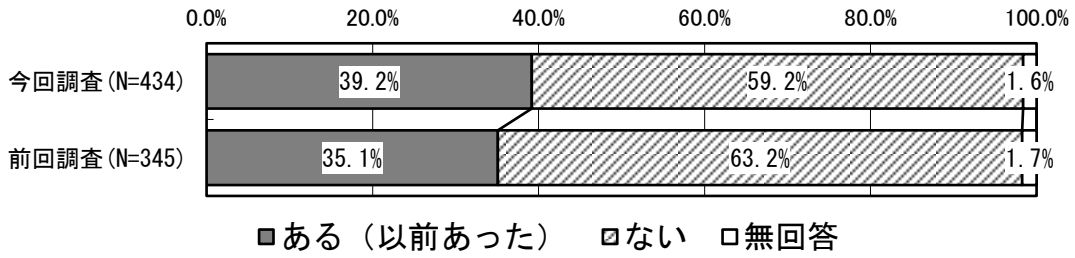


【問 23 周囲にヤングケアラーと思われる子どもがいる場合の手助けの意向】

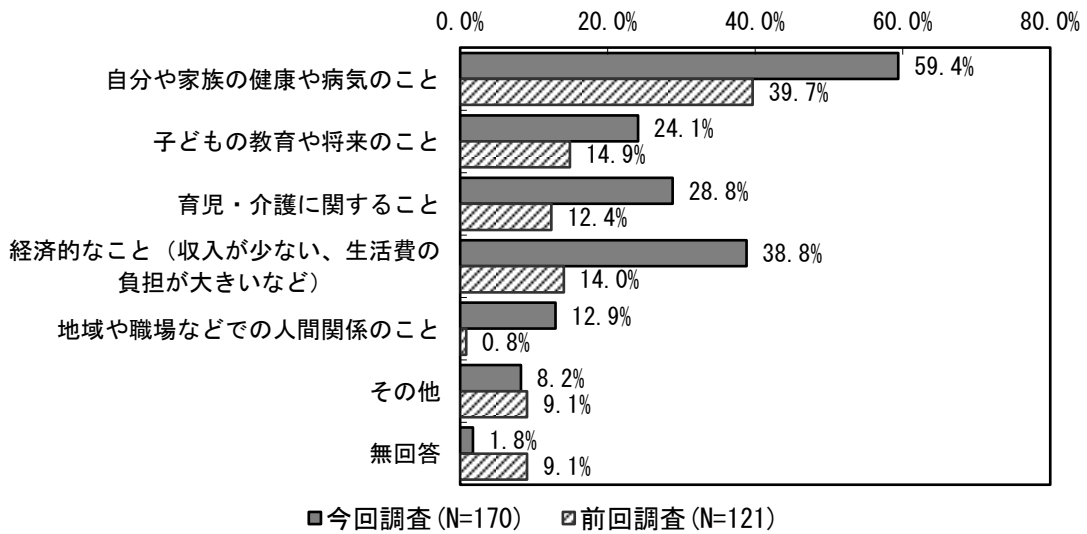


(5) 日常生活での不安・悩み、災害時などの対応などについて

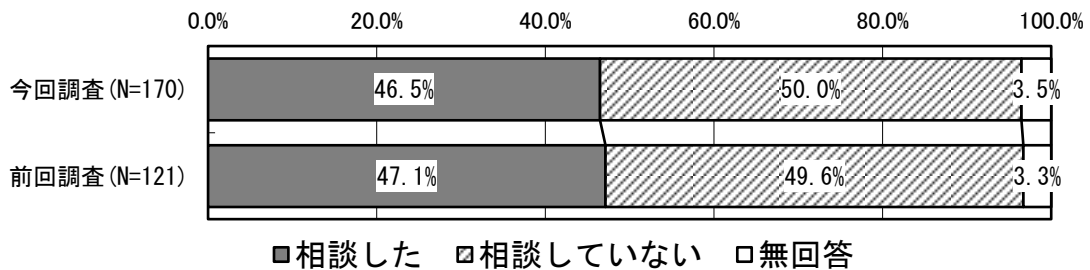
【問 24 困りごとの有無】



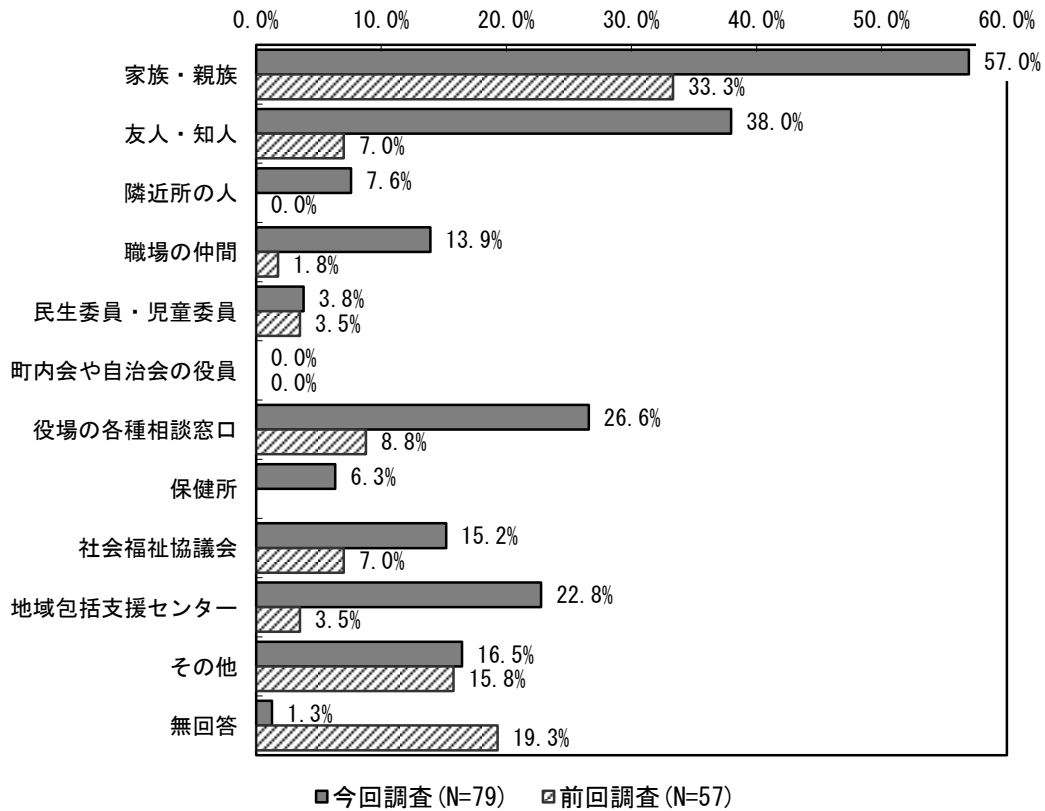
【問 24-1 悩みや不安を感じていること】



【問 24-2 困りごとの相談】

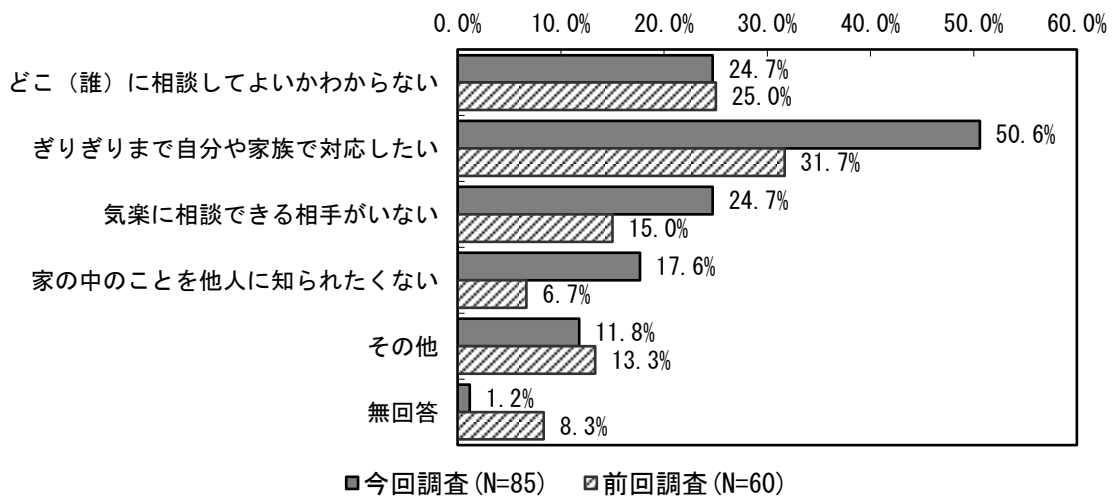


【問 24-3 相談相手】

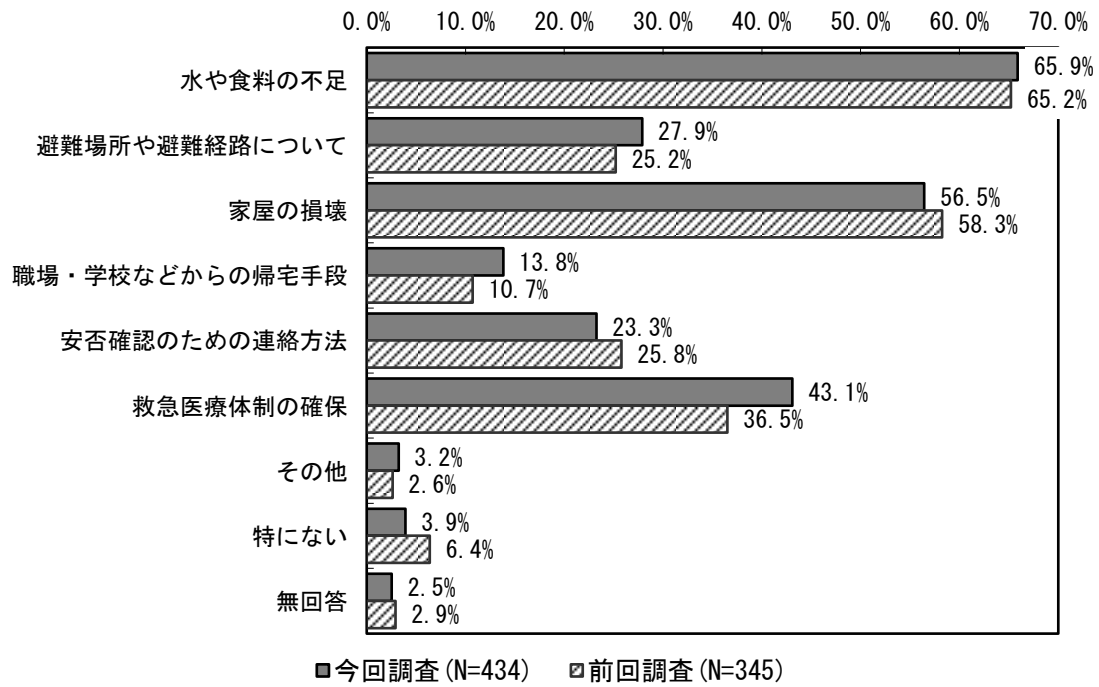


※「保健所」は今回調査で新たに設定

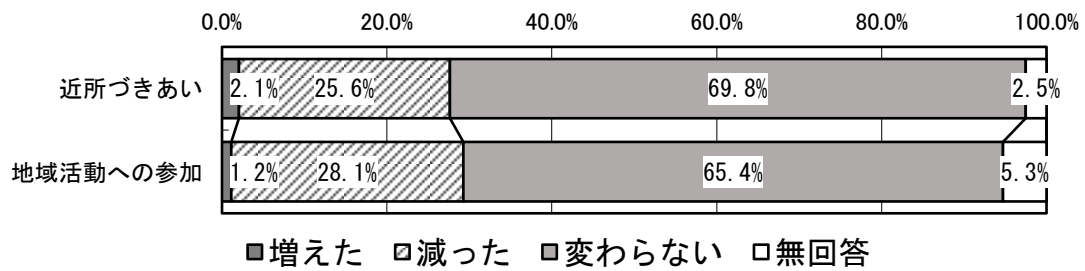
【問 24-4 相談していない理由】



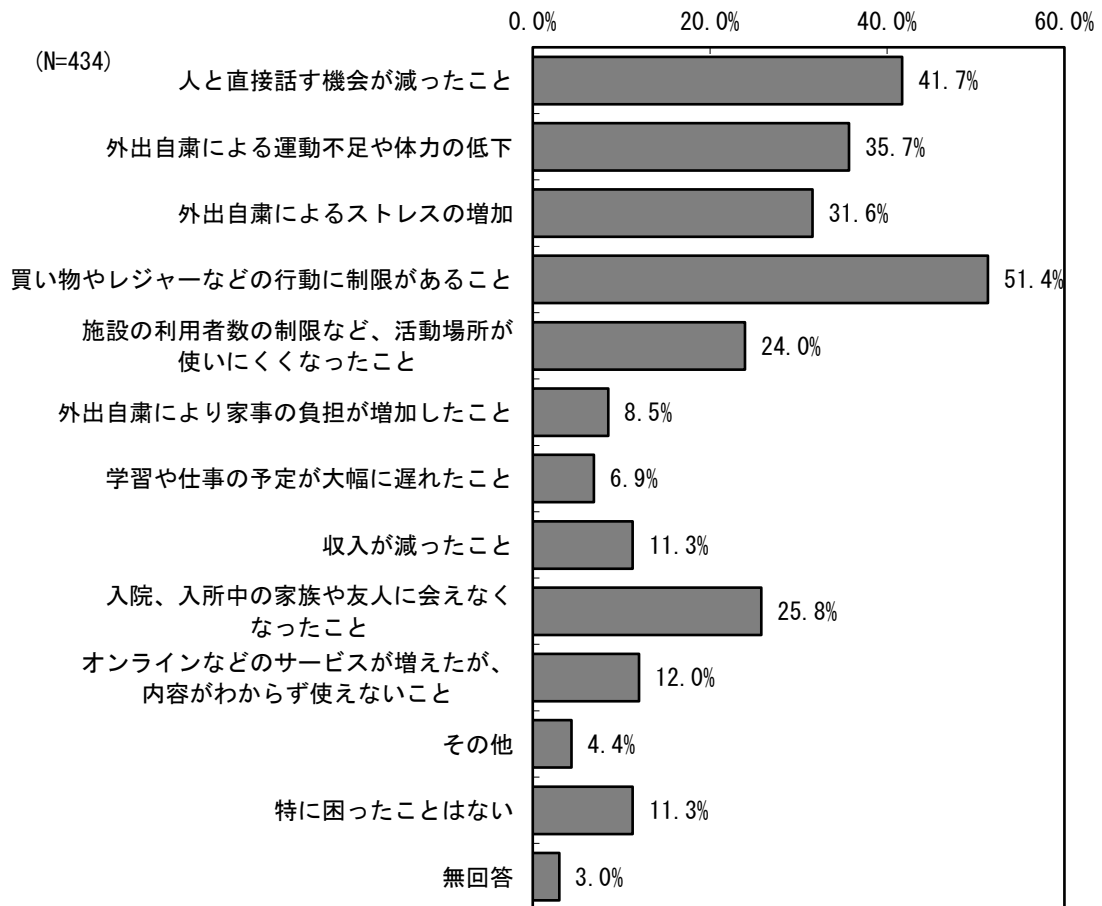
【問 25 災害時の対策についての不安】



【問 26 新型コロナウイルス感染症による影響】

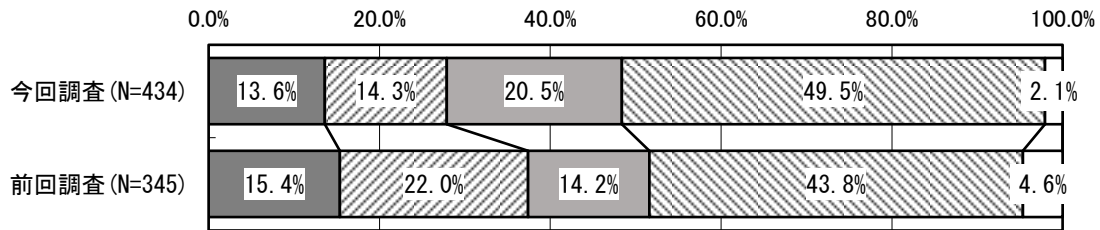


【問 27 新型コロナウイルス感染症による影響で困ったこと】



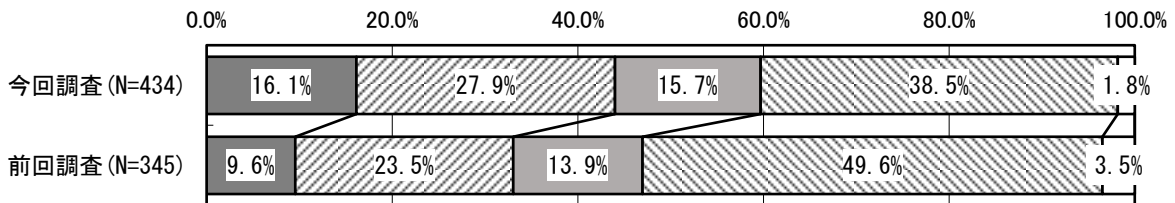
(6) 福祉に関する機関・団体の活動内容について

【問 28 居住地の民生委員・児童委員について】



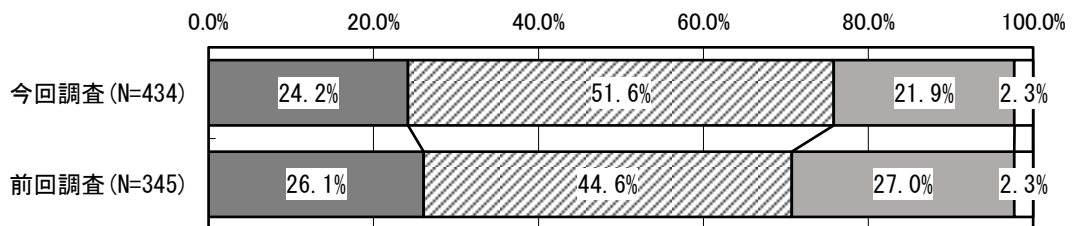
- 担当している民生委員・児童委員の名前も活動内容も知っている
- 担当している民生委員・児童委員の名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない
- 担当している民生委員・児童委員の名前は知らないが、活動内容は知っている
- 担当している民生委員・児童委員の名前も活動内容も知らない
- 無回答

【問 29 地域包括支援センターについて】



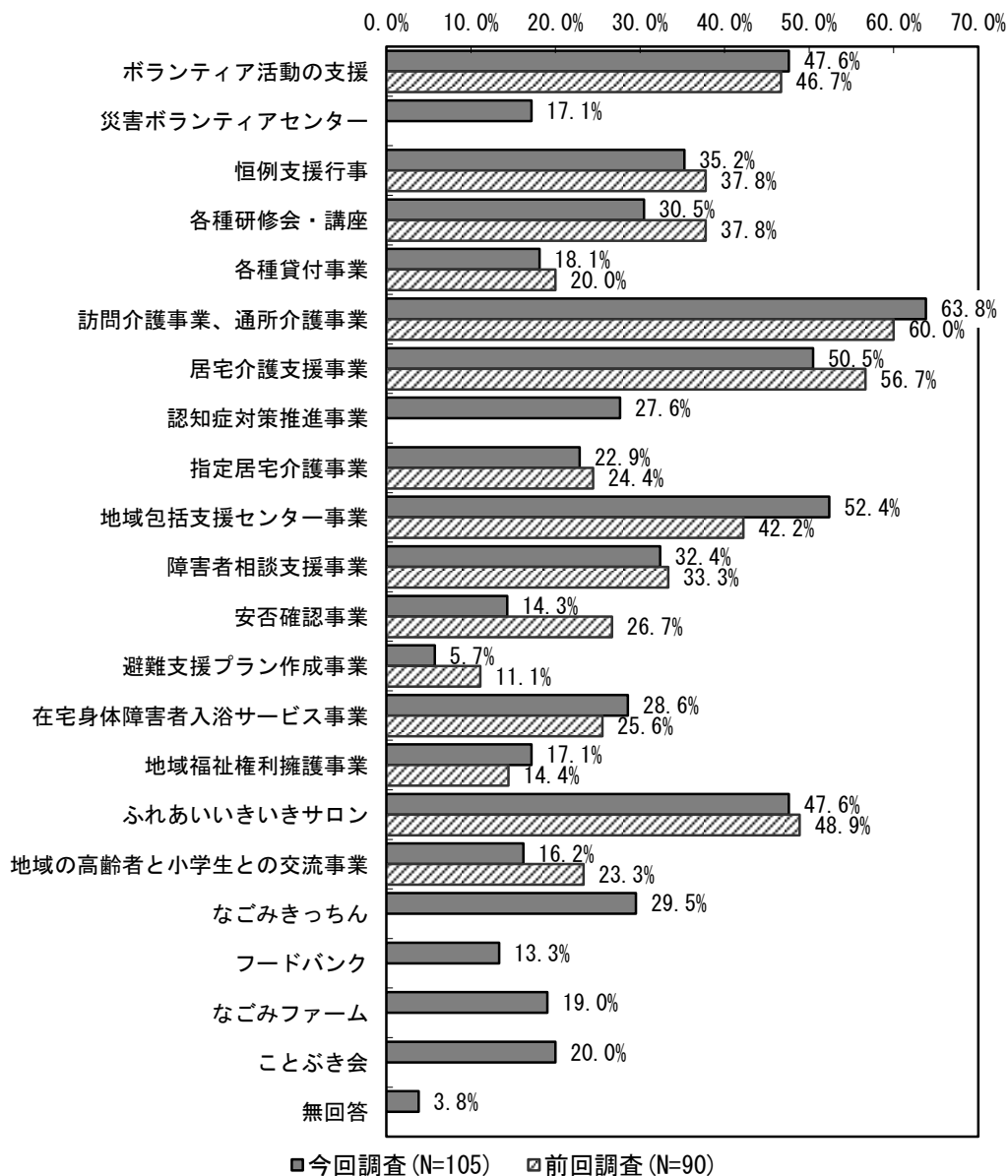
- 知っており、利用したことがある
- 知っているが、利用したことはない
- 聞いたことはあるが、事業内容は知らない
- 知らない
- 無回答

【問 30 大山崎町社会福祉協議会の認知状況】



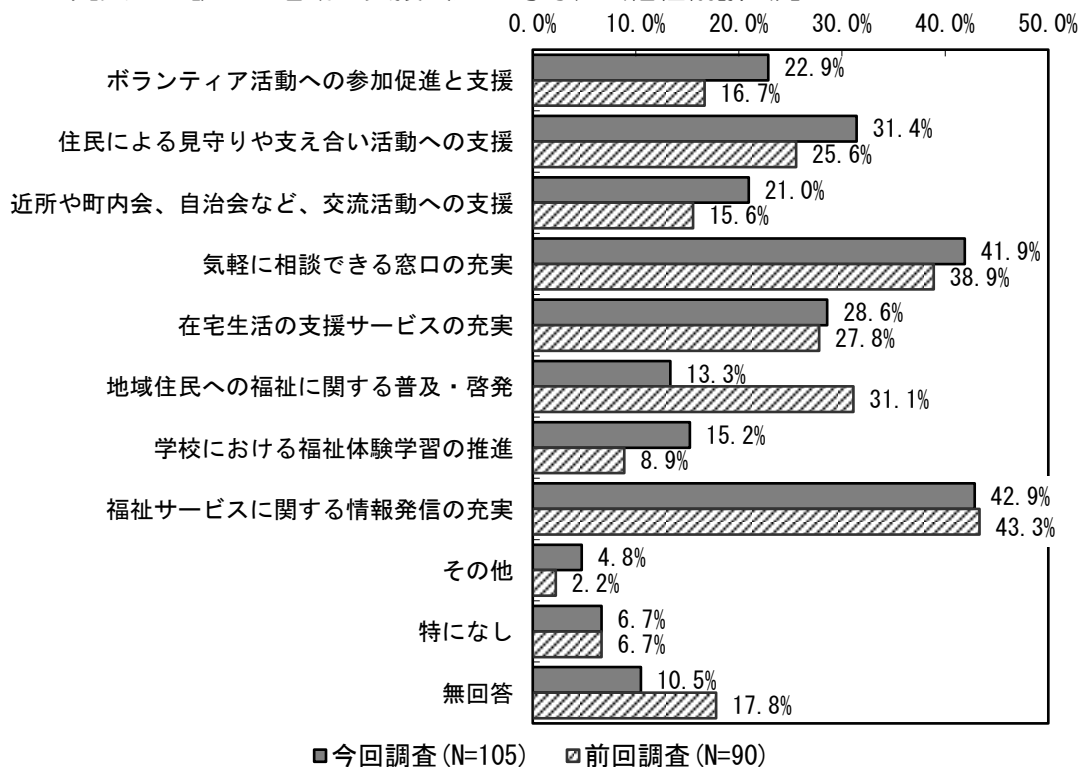
- 名前も活動内容も知っている
- 名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない
- 名前も活動内容も知らない
- 無回答

【問 30-1 大山崎町社会福祉協議会の活動（事業）】

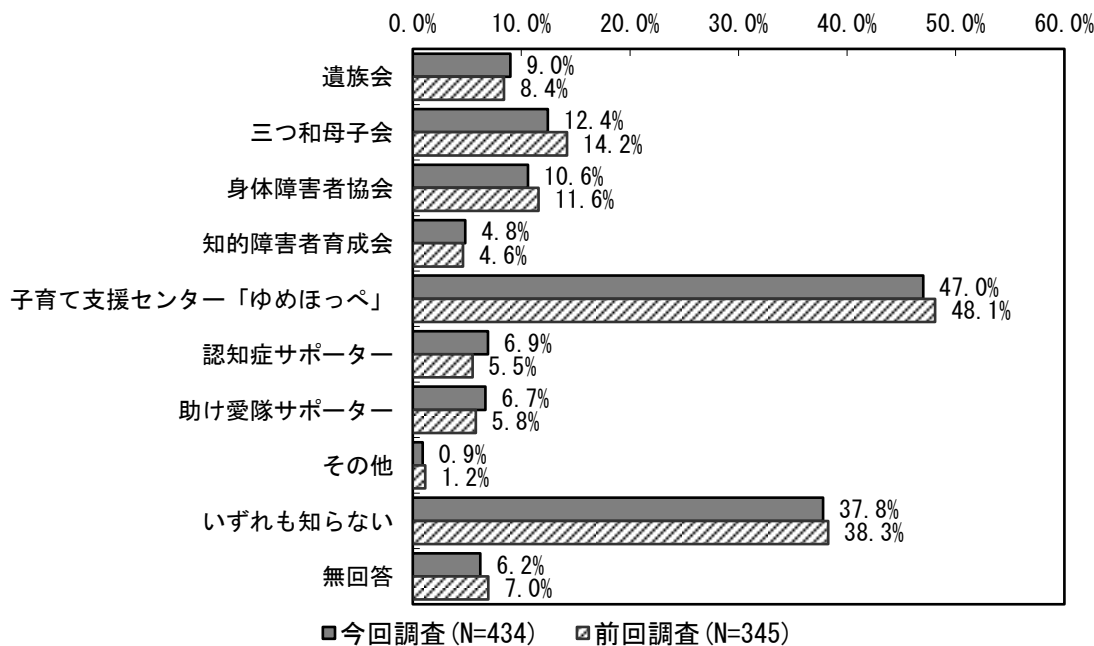


※ 「災害ボランティアセンター」「認知症対策推進事業」「なごみきっちん」「フードバンク」「なごみファーム」「ことぶき会」は今回調査で新たに設定

【問 30-2 充実して欲しい活動・支援（大山崎町社会福祉協議会）】

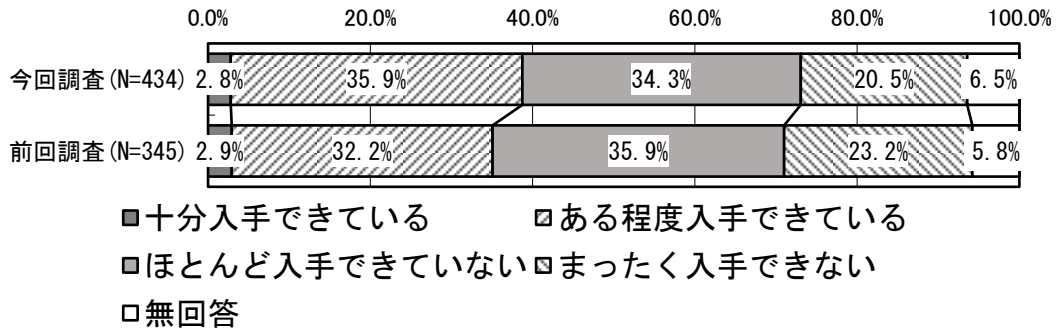


【問 31 福祉団体の認知状況】

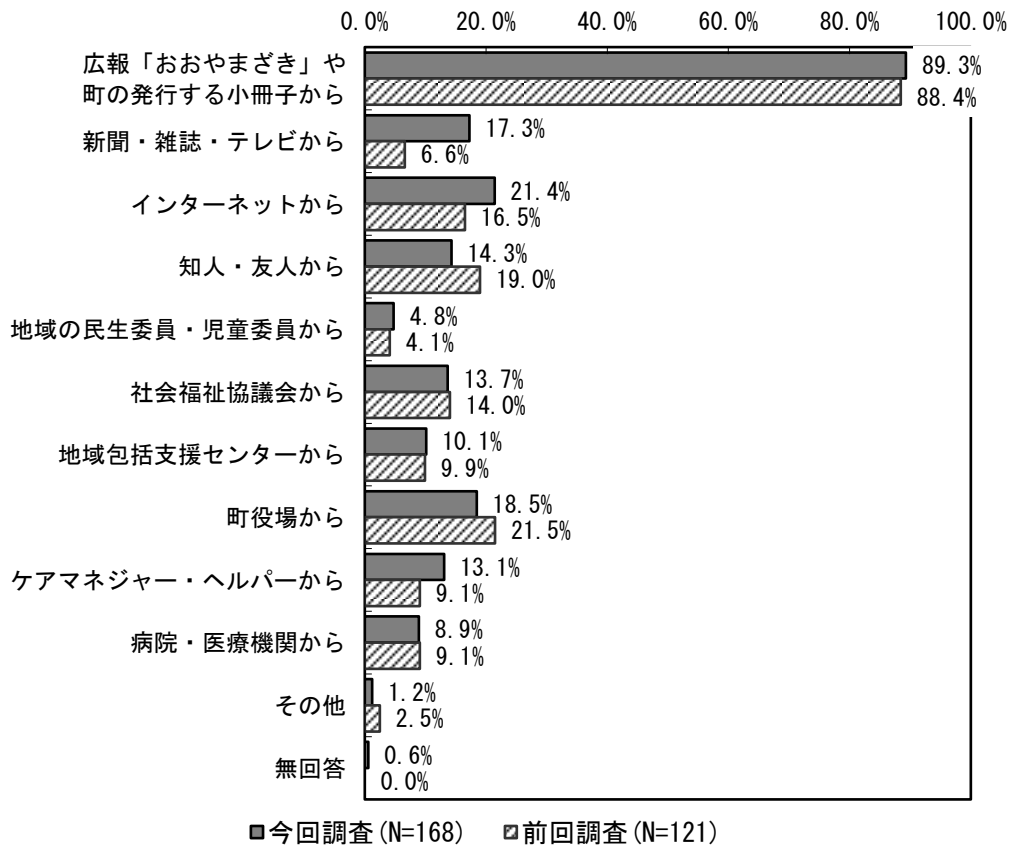


(7) 地域福祉の推進に関することについて

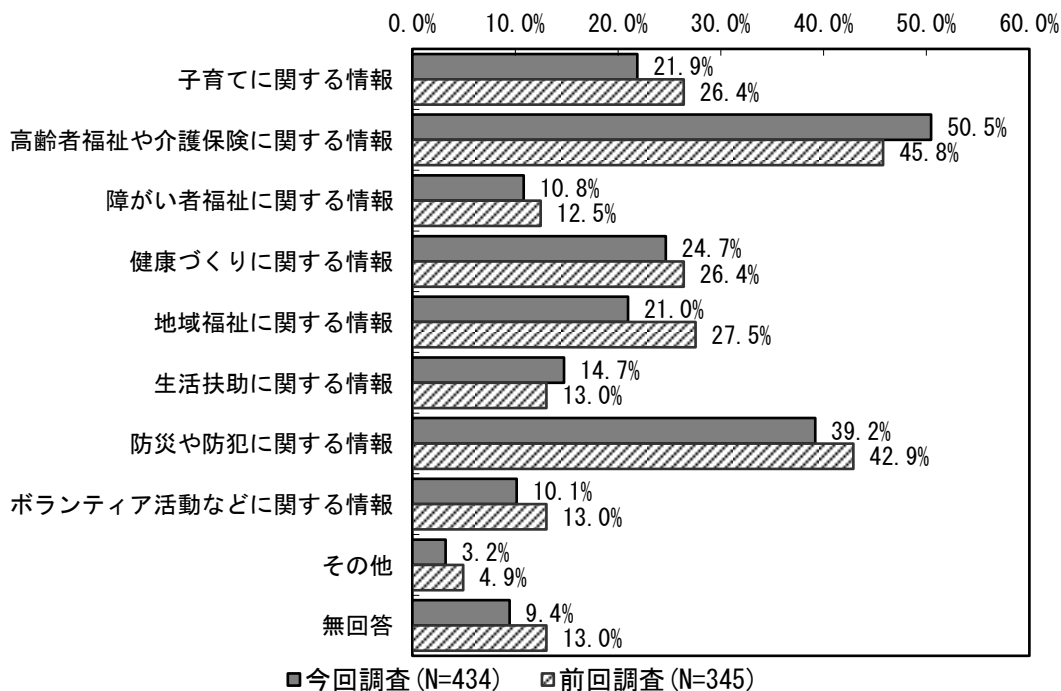
【問 32 福祉に関する情報の入手について】



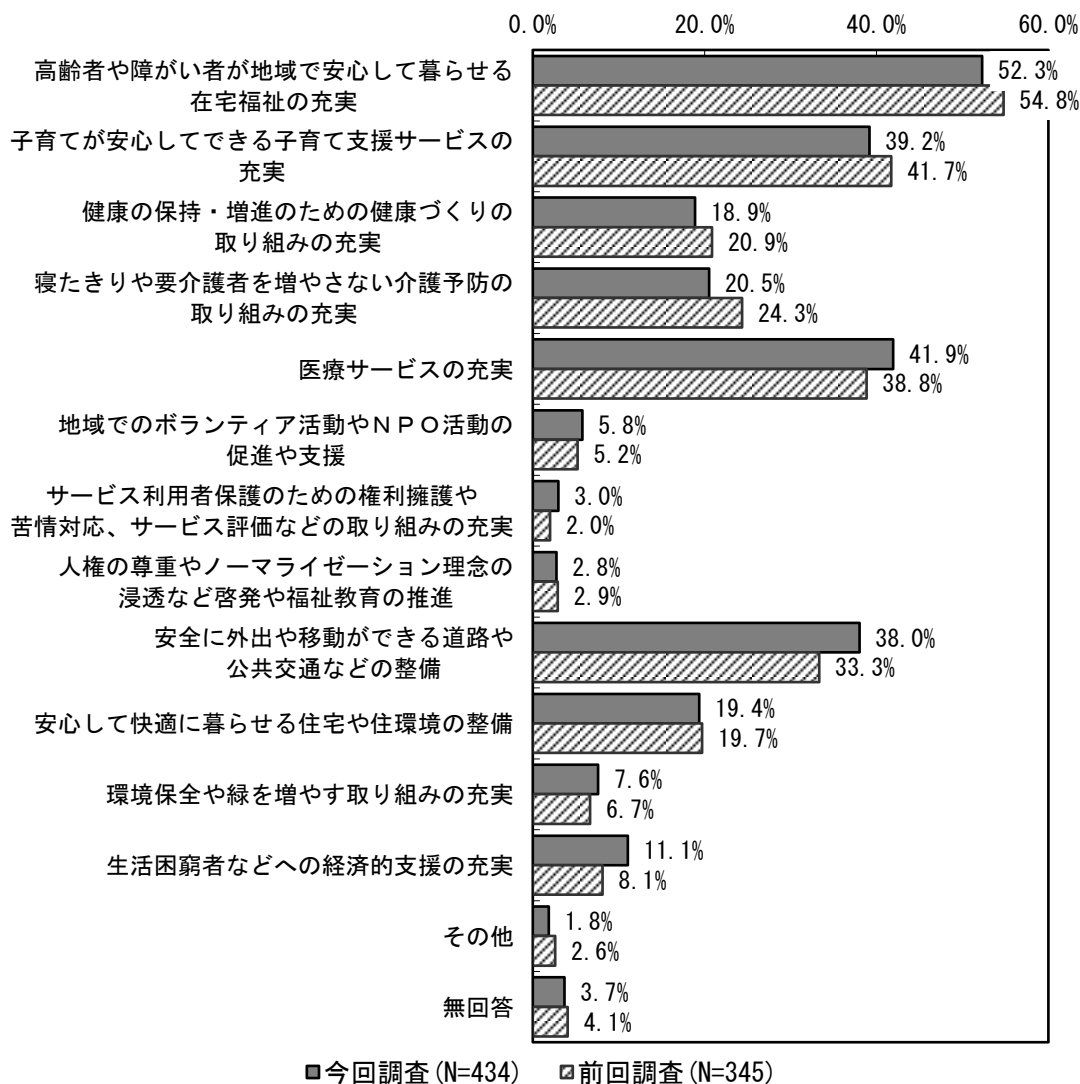
【問 32-1 福祉に関する情報の入手方法】



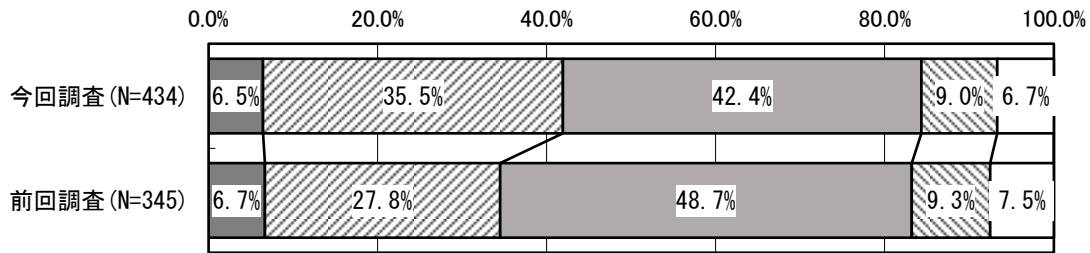
【問 33 福祉に関して知りたい情報】



【問 34 福祉の充実のために優先すべき取り組み】

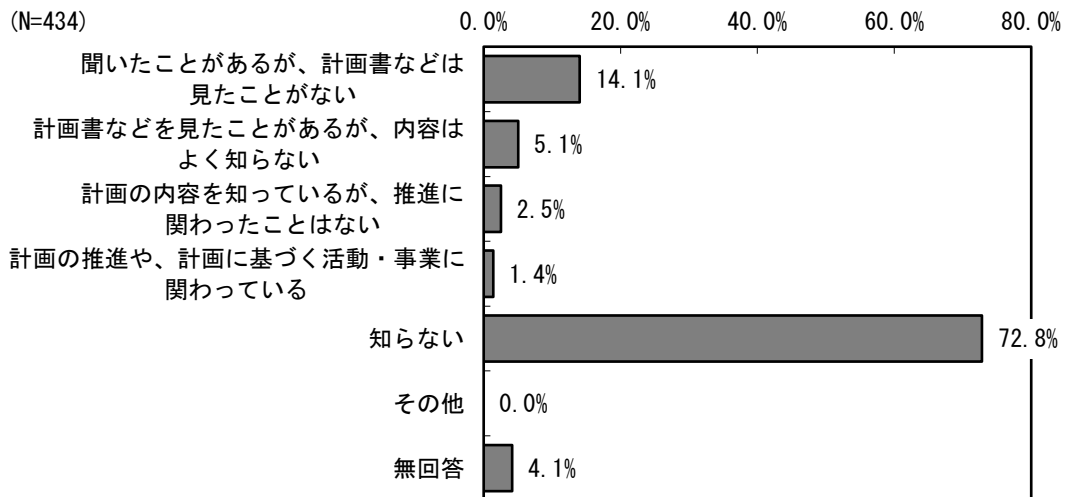


【問 35 行政と地域住民の関係について】



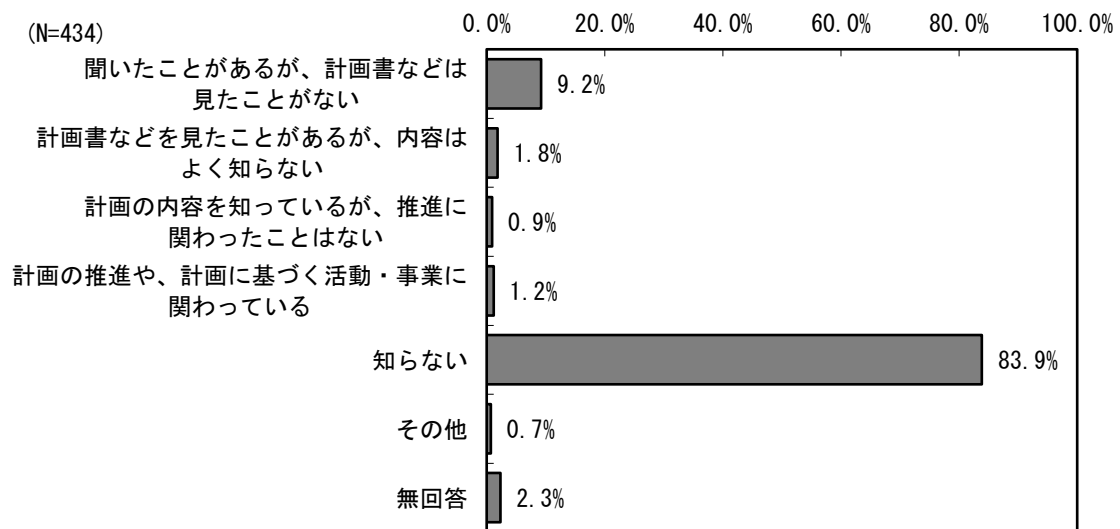
- 福祉を充実する責任は行政にあるので、住民は特に協力することはない
- 行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力していくべきである
- すべての課題について、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである
- 住民として福祉課題に積極的に取り組み、その活動に対して行政は援助・協力すべきである
- 無回答

【問 36 地域福祉計画の認知状況】

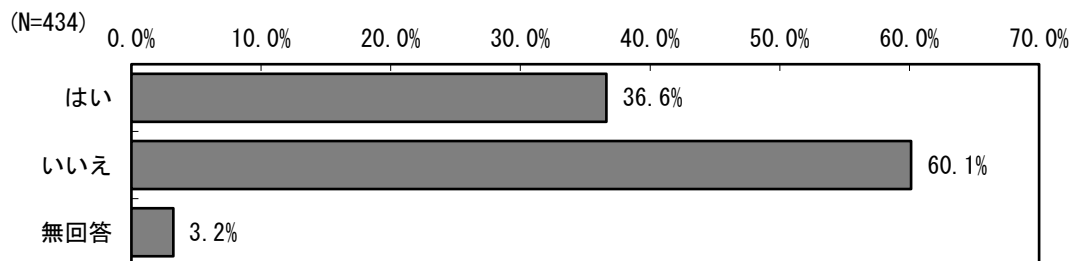


(8) いのちを守る取り組みについて

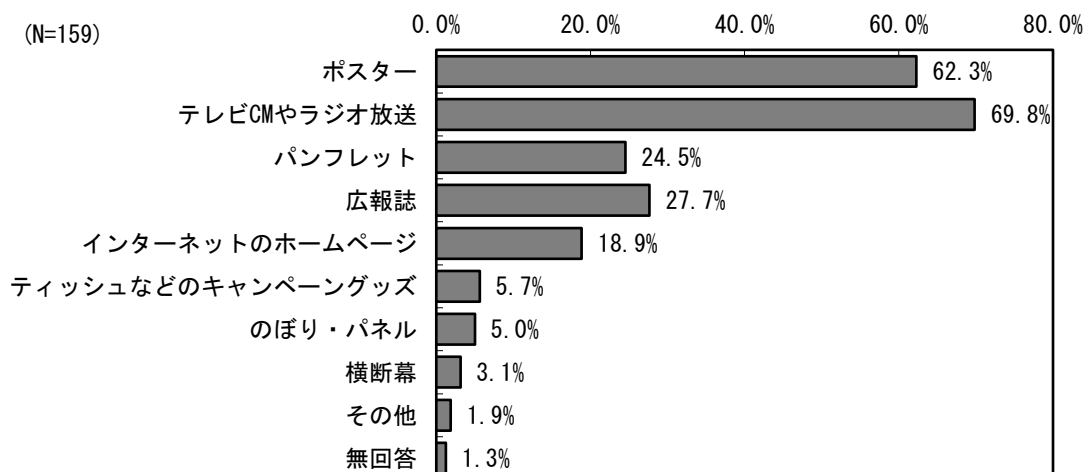
【問 37 自殺対策計画の認知状況】



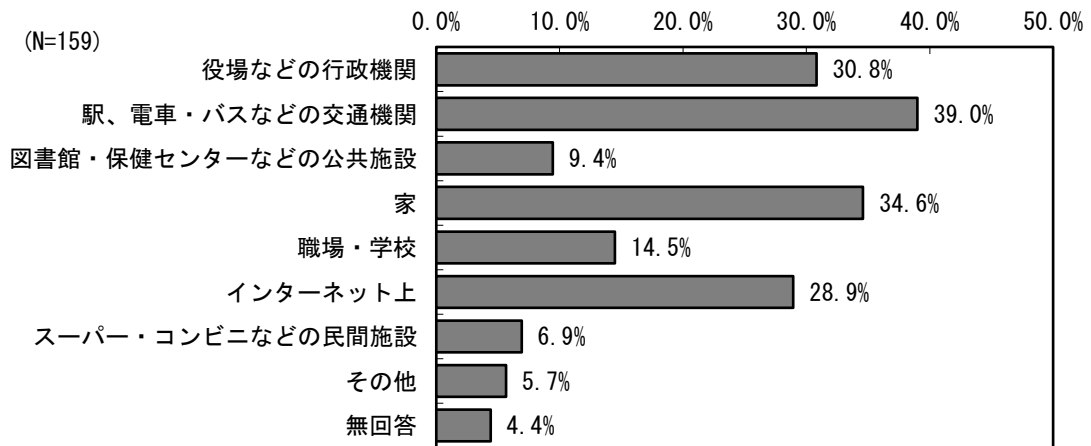
【問 38 自殺対策に関する啓発物を見聞きしたことがあるか】



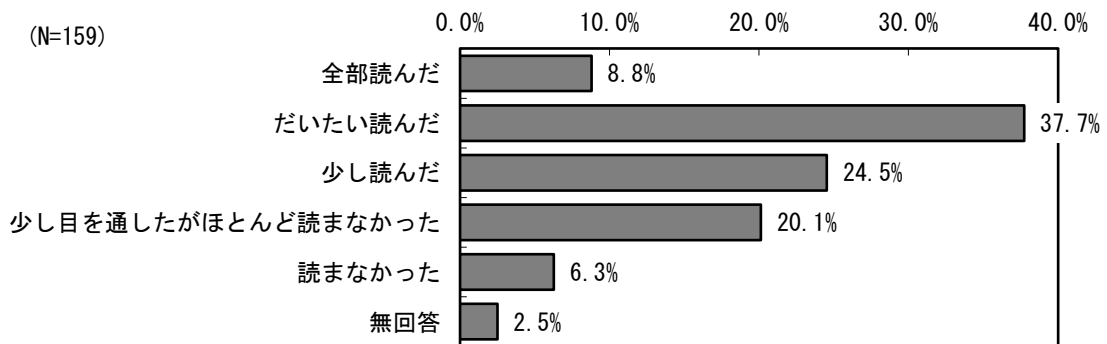
【問 38-1 見聞きしたことがある自殺対策に関する啓発物】



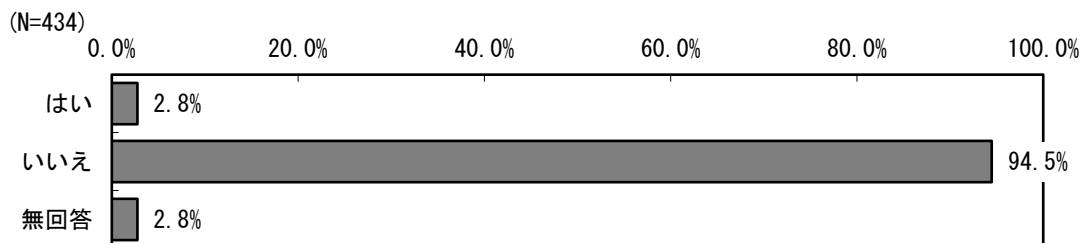
【問 38-2 自殺対策に関する啓発物を見聞きした場所】



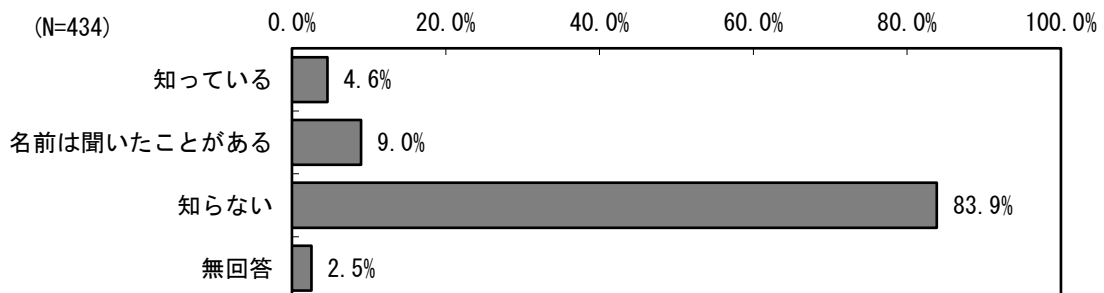
【問 38-3 自殺対策に関する啓発物を見聞きした時の対応】



【問 39 自殺対策に関する講演会等への参加状況】



【問 40 ゲートキーパーの認知状況】



5. 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

窓口等で対象者が相談等に来るのを待つという受身の姿勢ではなく、地域等に出向いて課題の把握・相談・解決、さらには情報提供等を行うことです。

命のカプセル

急病時等に備えて、あらかじめ医療情報の入った容器を冷蔵庫に保管し、救急隊員がそれに基づき適切な医療機関に搬送し、的確な救命処置に役立てる仕組みです。

【か行】

京都府福祉のまちづくり条例

高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての京都府民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりをめざす条例のことです。

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人をいいます。

権利擁護

人間としての権利を保障することです。高齢者や障がいのある人等、社会的も不利な立場にある人々に対する人権侵害（財産侵害や虐待等）を防ぐことや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が権利やニーズを表明すること（代弁）をいいます。

【さ行】

成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人・保佐人等が、判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理を行う制度です。

社会的孤立

家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態を指します。単身世帯でも、家族や近隣・友人との交流がある状態は「社会的孤立」ではなく、一方、家族と同居していても、家族との日常的な交流がないうえに外部の近隣・友人とも接触が乏しければ、「社会的孤立」に陥る場合もあり得ます。

【た行】

第三者評価

サービス事業者の提供するサービスの質を当事者であるサービス事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、また、その評価結果を利用者へ情報提供していくことです。

助け愛隊サポーター

自らの介護予防や健康づくりとともに、若い人から高齢者まで地域の人々と一緒になって取り組み、地域の支え合いに協力してもらえる人（サポーター）のことです

地域包括支援センター

地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的・継続マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関として位置づけられています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的には、夫婦や交際相手等親密な関係にある、またはあった間柄で生じる暴力という意味で使われます。また、交際相手との間柄で起こる暴力はデートDVとも呼ばれ、中・高生等の10代の若者にも生じ得るものです。単に殴る、蹴る等の身体的暴力だけではなく、威嚇や無視、行動の制限等の心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要等の性的暴力、生活費を渡さない等の経済的に圧迫する行為も含まれます。

【な行】

認知症

脳や身体の疾患が原因となり、記憶・判断力等が徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態のことをいいます。

認知症サポーター

「認知症養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、可能な範囲で支援する人（サポーター）のことです。

【は行】

バリアフリー

高齢者や障がいのある人が地域の中で普通に暮らせる社会づくりをめざすノーマライゼーションの理念に基づいて、物理的、心理的等の障壁（バリア）を取り除こうという考え方のことです。ノーマライゼーションとは、高齢者や障がいのある人等、社会的に不利を受けやすい人々が、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えることが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。

ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けをしてほしい」という人と「子育てのお手伝いをしたい」という人が会員となって、お互いに助け合う相互援助組織です。

【や行】

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、バリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことをいいます。

【わ行】

ワークショップ

参加者が、司会者の助けを借りながら話し合いを進めていく中で、相互に意見を取り入れながら問題意識を高め合い、問題の明確化、解決策の提示等を具体化しようとする手法のことです。能動的なかわり方と他者の意見に耳を傾け協力していく姿勢が必要となります。地域住民の参加による、問題解決型の計画づくり等に利用されます。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことです。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

【アルファベット】

AED

自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator の略）。突然死につながる不整脈時に電気ショックを与えて救命するための装置のことです。

NPO

非営利組織（Non Profit Organization の略）。公的な行政や営利活動を行う企業に対し、私的な利益を目的としない活動に取り組む民間非営利団体のことです。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、業務を継続的に改善していく方法のことです。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。

第3期 大山崎町地域福祉計画・自殺対策計画

令和5（2023）年3月

編集・発行 大山崎町 健康福祉部 福祉課・健康課

〒618-8501

京都府乙訓部大山崎町字円明寺小字夏目3番地

TEL：075-956-2101（代表）

FAX：075-957-4161